

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
1	<p>第1編 総則 第1節 計画の主旨</p> <p>2 計画の基本的な考え方 (1) 減災対策の推進</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。</p> <p>(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進</p> <p>県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進することとする。</p> <p>その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することとする。</p> <p>また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。</p>	1	<p>第1編 総則 第1節 計画の主旨</p> <p>2 計画の基本的な考え方 (1) 減災対策の推進</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。</p> <p>災害対策の実施にあたっては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。</p> <p>(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進</p> <p>災害対策の実施にあたっては、県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災の取り組みを推進することとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者（要配慮者）の参画を促進することとする。</p> <p>また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。</p>	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
追加		2	<p>4 重点を置くべき事項</p> <p><u>平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。</u></p> <p><u>また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。</u></p> <p><u>以上の観点を踏まえつつ、当面、防災業務計画及び地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は以下の通りとする。</u></p> <p>(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p><u>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。</u></p> <p>(2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項</p> <p><u>被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。</u></p> <p>(3) 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p><u>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた屋内での待避等の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</u></p> <p>(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</p> <p><u>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。</u></p>	国防災基本計画にあわせた修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	追加	2	<p><u>(5) 事業者や住民等との連携に関する事項</u> <u>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。</u></p> <p><u>(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項</u> <u>大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、地方公共団体は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。</u></p> <p><u>(7) 津波災害対策の充実にに関する事項</u> <u>津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とすること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 <p><u>また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防衛」による地域づくりを推進すること。</u></p>	国防災基本計画にあわせた修正
2	4 計画の構成	3	5 計画の構成	

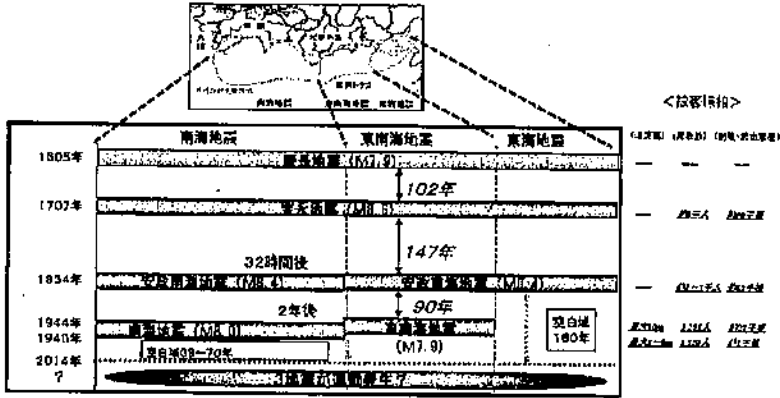
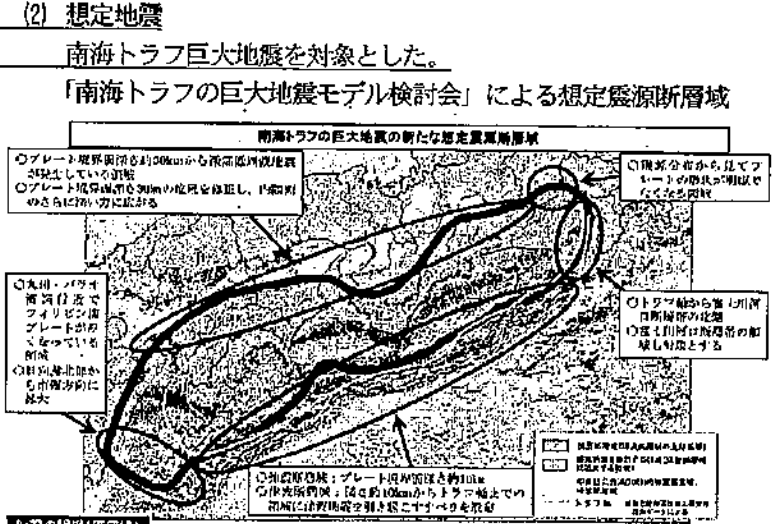
頁	現 行					頁	修 正 案					対応	
4	第2節 防災機関の事務又は業務の大綱 第1 指定地方行政機関					5	第2節 防災機関の事務又は業務の大綱 第1 指定地方行政機関					関係機関からの修正 意見に基づく修正	
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興		
	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保	1 生活必需品・復旧資機材の円滑な供給の確保 2 被災中小企業の復興 3 ライフライン（電力、ガス、工業用水道）の復旧対策	1 被災地の復興支援 2 ライフライン施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援		近畿経済産業局		1 災害対策用物資の確保に関する情報の収集及び伝達 2 災害対策における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品・復旧資機材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援		
	大阪航空局（仮設事務所）		1 災害時における航空管制による輸送の安全確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	被災空港施設（直轄）の復旧			大阪航空局（仮設事務所）		1 災害時における航空管制による輸送の安全確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	航空管制施設の復旧			
神戸海洋気象台					神戸地方気象台								
海上保安本部					第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 （佐賀海上保安本部） ※以下海上保安本部とする								
7	第5 指定公共機関					8	第5 指定公共機関						組織名変更による修正 関係機関からの修正 意見に基づく修正
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興		
	垂井運輸線（神戸支店 垂井局係）						日本郵船（神戸支店）						
	本州四国連絡高志道路（株）（神戸支店）						本州四国連絡高志道路（株）（神戸支店）						
	新神戸国際空港（株）	消火救急体制の整備	災害時における消火救急体制の構築	被災空港施設（直轄）の復旧			新神戸国際空港（株）	空港施設の整備と防火管理	航空管制による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	被災空港施設の復旧			
					ワビ・カネビ（株） ワビ・カンベィ（株）	電気通信設備の整備と防火管理	電気通信の迅速な確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧					
										追加	指定公共機関追加による修正		



頁	現 行					頁	修 正 案					対応
8	第6 指定地方公共機関					9	第6 指定地方公共機関					組織名変更による修正
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	
	鉄道等輸送機関 山陽鉄道(株) 阪神(株) 阪神電気鉄道(株) 神戸(株) 神戸高速(株) 神戸新交通(株) 北神行(株) 能勢(株) 北条(株) 北近畿タンコ鉄道(株) 智徳(株) 一般社団法人 神戸すまい まちづくり公社 六甲山観光(株)						鉄道等輸送機関 山陽鉄道(株) 阪神(株) 阪神電気鉄道(株) 神戸(株) 神戸高速(株) 神戸新交通(株) 北神行(株) 能勢(株) 北条(株) 北近畿タンコ鉄道(株) 智徳(株) 一般社団法人 神戸すまい まちづくり公社 六甲山観光(株)					
	道路輸送機関 神姫バス(株) 淡路交通(株) 全日バス(株) 阪急バス(株) 阪神バス(株) 社団法人 兵庫県たけなわ協会						道路輸送機関 神姫バス(株) 淡路交通(株) 全日バス(株) 阪急バス(株) 阪神バス(株) 一般社団法人 兵庫県たけなわ協会					
一般社団法人 兵庫県薬剤師会		1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2 調剤業務及び医薬品の管理			一般社団法人 兵庫県薬剤師会		1 災害時における医療救護に必要な医薬品の供給 2 調剤業務及び医薬品の管理				関係機関からの修正意見に基づく修正	
獣医師会 神戸獣医師会 神戸獣医師会					獣医師会 一般社団法人 神戸獣医師会							
一般社団法人 兵庫県LPガス協会	LPガス供給設備の防災管理	1 LPガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるLPガスの供給	被災LPガス供給設備の復旧		一般社団法人 兵庫県LPガス協会	LPガス供給設備の防災管理	1 LPガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるLPガスの供給	被災LPガス供給設備の復旧				
9						10						

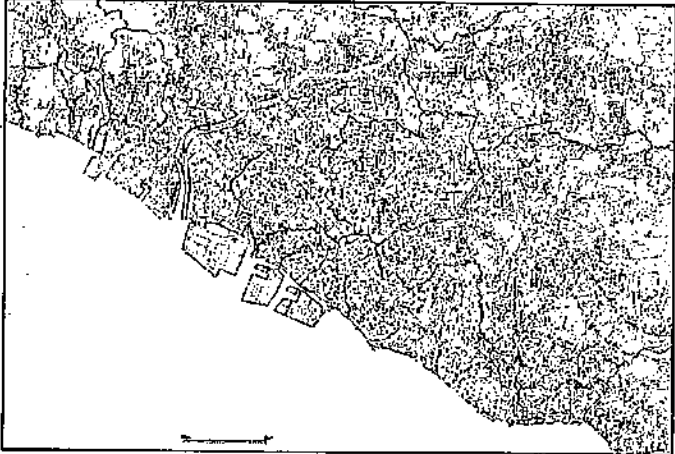
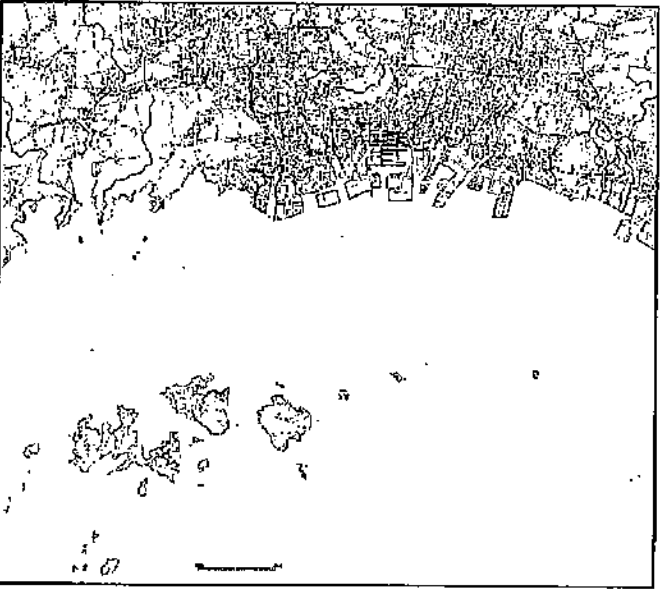
頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																																					
	第5節 地震災害の危険性と被害の特徴		第5節 地震災害の危険性と被害の特徴																																																						
	第2 内容		第2 内容																																																						
23	1 地震発生の危険性	24	1 活断層と地震災害 活断層の活動状況等については、まだ解明されていない…略																																																						
	(1) 海溝型巨大地震 南海地震 後半へ移動し、修正																																																								
24	(2) 内陸部地震	25	2 内陸部地震 (1) 地震発生の危険性 内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、…略 (2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層																																																						
	【兵庫県内にある主要な活断層】																																																								
	① 山崎断層帯		① 山崎断層帯																																																						
25	(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価	26	(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) と 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部 (南東部)</td> <td>7.3程度</td> <td>0.03% ~5% 高い</td> <td>0.06% ~8%</td> <td>0.2% ~20%</td> <td>3000年程度 約3600年前~6世紀</td> </tr> <tr> <td>主部 (北西部)</td> <td>7.7程度</td> <td>0.09% ~1% やや高い</td> <td>0.2% ~2%</td> <td>0.4% ~4%</td> <td>約1800~2300年程度 868年播磨国地震</td> </tr> <tr> <td>草谷断層</td> <td>6.7程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>5000年程度 5~12世紀</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) と 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	主部 (南東部)	7.3程度	0.03% ~5% 高い	0.06% ~8%	0.2% ~20%	3000年程度 約3600年前~6世紀	主部 (北西部)	7.7程度	0.09% ~1% やや高い	0.2% ~2%	0.4% ~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震	草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年程度 5~12世紀	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時 の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部 (南東部)</td> <td>7.3程度</td> <td>ほぼ0%~0.0 1%</td> <td>ほぼ0%~0.0 2%</td> <td>0.002%~0.0 5%</td> <td>3900年程度 4~6世紀</td> </tr> <tr> <td>主部 (北西部)</td> <td>7.7程度</td> <td>0.09%~1% やや高い</td> <td>0.2%~2%</td> <td>0.4%~4%</td> <td>約1800~2300年程度 868年播磨国地震</td> </tr> <tr> <td>草谷断層</td> <td>6.7程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>6500年程度 4~12世紀</td> </tr> </tbody> </table>	区 間	将来の活動時 の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	30年以内	50年以内	100年以内	主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%~0.0 1%	ほぼ0%~0.0 2%	0.002%~0.0 5%	3900年程度 4~6世紀	主部 (北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震	草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4~12世紀	現状にあわせた時点 修正
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)			地 震 発 生 確 率				平均活動間隔 (上段) と 最新活動時期 (下段)																																																	
		30年以内	50年以内	100年以内																																																					
主部 (南東部)	7.3程度	0.03% ~5% 高い	0.06% ~8%	0.2% ~20%	3000年程度 約3600年前~6世紀																																																				
主部 (北西部)	7.7程度	0.09% ~1% やや高い	0.2% ~2%	0.4% ~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震																																																				
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年程度 5~12世紀																																																				
区 間	将来の活動時 の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)																																																				
		30年以内	50年以内	100年以内																																																					
主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%~0.0 1%	ほぼ0%~0.0 2%	0.002%~0.0 5%	3900年程度 4~6世紀																																																				
主部 (北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震																																																				
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4~12世紀																																																				
	(評価時点は全て平成25年1月1日現在)		(評価時点は全て平成26年1月1日現在)																																																						
26	②中央構造線断層帯 表 略	26	②中央構造線断層帯 表 略																																																						
	(評価時点は全て平成25年1月1日現在)		(評価時点は全て平成26年1月1日現在)																																																						
27	③六甲・淡路島断層帯 表 略	27	③六甲・淡路島断層帯 表 略																																																						
	(評価時点は全て平成25年1月1日現在)		(評価時点は全て平成26年1月1日現在)																																																						
29	④上町断層帯 表 略	28	④上町断層帯 表 略																																																						
	(評価時点は全て平成25年1月1日現在)		(評価時点は全て平成26年1月1日現在)																																																						

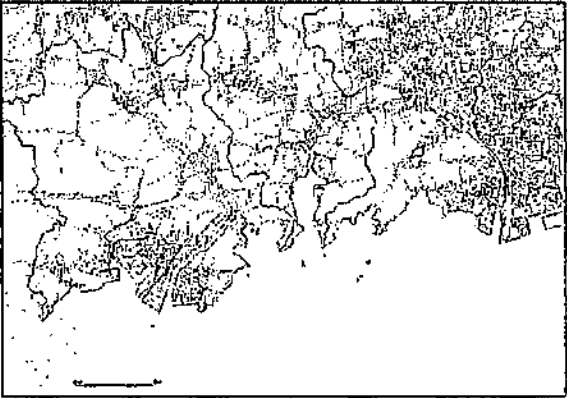
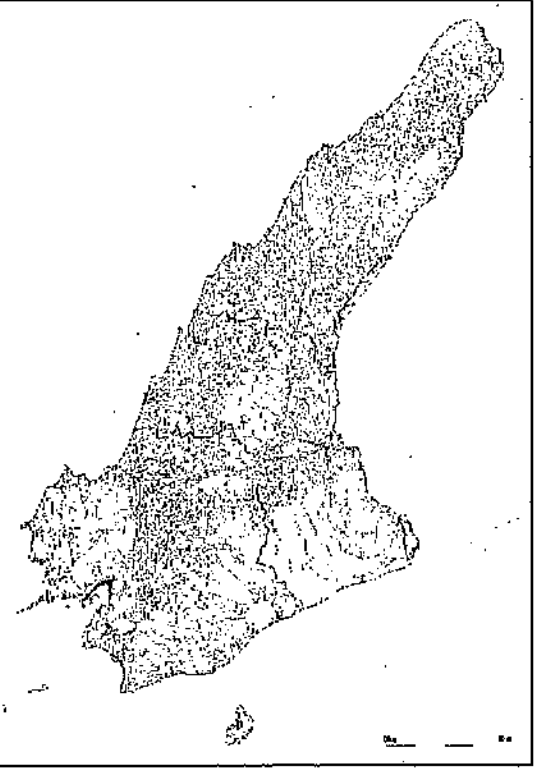
頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																					
30	2 活断層と地震災害 活断層の活動状況等については、まだ解明されていない…略		1として記載																																						
32	第3 被害想定 1 想定地震 (M7以上の大地震を発生させる活断層)	29	(3) 想定地震 ○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率 ＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価 (算定基準日：平成26年1月1日)＞	現状にあわせた時点修正																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【県内にある断層】 (県内M7以上の地震、県内震度5強以上)</th> <th colspan="2">【県外にある断層】 (県内震度5強以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30%以上</td> <td>○山崎断層帯 ①山崎断層帯全体 ②北西部単独 ③南東部単独 ④南東部と草谷断層</td> <td>○上町断層 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.1~3%</td> <td>○六甲・淡路島断層帯 ①飯沼間から淡路島北部 ②淡路島北部 ③淡路中部(先山断層) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡から紀淡海峡) ○御所谷断層 ○養父断層</td> <td>○那岐山断層帯 ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○京都西山断層帯 ○三峠断層 ○花折断層帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.1%未満</td> <td>○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層 ○山田断層帯</td> <td>○上林川断層 ○藤村断層帯 ○木津川断層帯 ○鳥取地震</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計8断層(細分化すると13断層)</td> <td>計13断層</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【県内にある断層】 (県内M7以上の地震、県内震度5強以上)		【県外にある断層】 (県内震度5強以上)		30%以上	○山崎断層帯 ①山崎断層帯全体 ②北西部単独 ③南東部単独 ④南東部と草谷断層	○上町断層 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯		0.1~3%	○六甲・淡路島断層帯 ①飯沼間から淡路島北部 ②淡路島北部 ③淡路中部(先山断層) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡から紀淡海峡) ○御所谷断層 ○養父断層	○那岐山断層帯 ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○京都西山断層帯 ○三峠断層 ○花折断層帯		0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層 ○山田断層帯	○上林川断層 ○藤村断層帯 ○木津川断層帯 ○鳥取地震			計8断層(細分化すると13断層)	計13断層		<table border="1"> <thead> <tr> <th>最大発生確率</th> <th>県内にある断層</th> <th>県外にある断層</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%以上</td> <td></td> <td>○上町断層 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯</td> </tr> <tr> <td>0.1~3%</td> <td>○六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁-淡路島東岸) ○山崎断層帯(主部北西部) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡-紀淡海峡)</td> <td>○山崎断層帯(那岐山断層帯) ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○三峠・京都西山断層帯(京都西山断層帯) ○三峠・京都西山断層帯(三峠断層)</td> </tr> <tr> <td>0.1%未満</td> <td>○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層 ○山崎断層帯(主部南東部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほぼ0%(※1)</td> <td>○山崎断層帯(草谷断層) ○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸) ○六甲・淡路島断層帯(先山断層)</td> <td>○山田断層帯(藤村断層帯) ○木津川断層帯</td> </tr> <tr> <td>不明(※2)</td> <td>○山田断層帯(主部) ○御所谷断層(※3) ○養父断層(※3)</td> <td>○三峠・京都西山断層帯(上林川断層) ○鳥取地震(鹿野断層)(※3)</td> </tr> </tbody> </table>	最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層	3%以上		○上町断層 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯	0.1~3%	○六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁-淡路島東岸) ○山崎断層帯(主部北西部) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡-紀淡海峡)	○山崎断層帯(那岐山断層帯) ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○三峠・京都西山断層帯(京都西山断層帯) ○三峠・京都西山断層帯(三峠断層)	0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層 ○山崎断層帯(主部南東部)		ほぼ0%(※1)	○山崎断層帯(草谷断層) ○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸) ○六甲・淡路島断層帯(先山断層)	○山田断層帯(藤村断層帯) ○木津川断層帯	不明(※2)	○山田断層帯(主部) ○御所谷断層(※3) ○養父断層(※3)	○三峠・京都西山断層帯(上林川断層) ○鳥取地震(鹿野断層)(※3)	
【県内にある断層】 (県内M7以上の地震、県内震度5強以上)		【県外にある断層】 (県内震度5強以上)																																							
30%以上	○山崎断層帯 ①山崎断層帯全体 ②北西部単独 ③南東部単独 ④南東部と草谷断層	○上町断層 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯																																							
0.1~3%	○六甲・淡路島断層帯 ①飯沼間から淡路島北部 ②淡路島北部 ③淡路中部(先山断層) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡から紀淡海峡) ○御所谷断層 ○養父断層	○那岐山断層帯 ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○京都西山断層帯 ○三峠断層 ○花折断層帯																																							
0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層 ○山田断層帯	○上林川断層 ○藤村断層帯 ○木津川断層帯 ○鳥取地震																																							
	計8断層(細分化すると13断層)	計13断層																																							
最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層																																							
3%以上		○上町断層 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯																																							
0.1~3%	○六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁-淡路島東岸) ○山崎断層帯(主部北西部) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡-紀淡海峡)	○山崎断層帯(那岐山断層帯) ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○三峠・京都西山断層帯(京都西山断層帯) ○三峠・京都西山断層帯(三峠断層)																																							
0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層 ○山崎断層帯(主部南東部)																																								
ほぼ0%(※1)	○山崎断層帯(草谷断層) ○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸) ○六甲・淡路島断層帯(先山断層)	○山田断層帯(藤村断層帯) ○木津川断層帯																																							
不明(※2)	○山田断層帯(主部) ○御所谷断層(※3) ○養父断層(※3)	○三峠・京都西山断層帯(上林川断層) ○鳥取地震(鹿野断層)(※3)																																							
			<p>※1 発生確率が0.001%未満</p> <p>※2 平均活動期間が不明していないため、地震発生確率を求めることができない。</p> <p>※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外</p>																																						

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																							
23	<p>1 地震発生危険性 (I) 海溝型巨大地震 南海地震から移動し、修正</p>	40	<p>3 津波を伴う地震 (I) 地震発生危険性 ① 南海地震 紀伊水道沖ではM8を超える南海地震が繰り返し発生しており、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的サイクルがわかっている地震である。 前回の「南海地震」からは既に65年以上経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、今回は比較的早まるのではないかという意見もあり、発生時には広範囲に及ぶ被害が予想される。 また、南海地震が起きる直前若しくは2年程度前に震源より東の海上で大地震が発生するパターンが注目される。(1854-1854、1944-1946 など) ② 南海トラフ地震 南海トラフの海溝型地震について、東日本大震災を踏まえた中央防災会議の検討結果を踏まえた最大クラスの地震・津波について、同検討結果の検証後、独自に津波浸水想定及び被害想定を実施した。</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後10、30、50年以内の地震発生確率： 算定基準日平成26年(2014年)1月1日)</p> <table border="1" data-bbox="1099 970 1854 1169"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔(上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ</td> <td rowspan="2">M8~M9クラス</td> <td rowspan="2">20%程度</td> <td rowspan="2">70%程度</td> <td rowspan="2">90%程度</td> <td>次回までの標準的な値</td> </tr> <tr> <td>88.2年</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>68.0年前</td> </tr> </tbody> </table>	領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔(上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期(下段)	南海トラフ	M8~M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値	88.2年						68.0年前	<p>新たな被害想定実施に伴う修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率				平均活動間隔(上段)																					
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期(下段)																						
南海トラフ	M8~M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値																						
					88.2年																						
					68.0年前																						

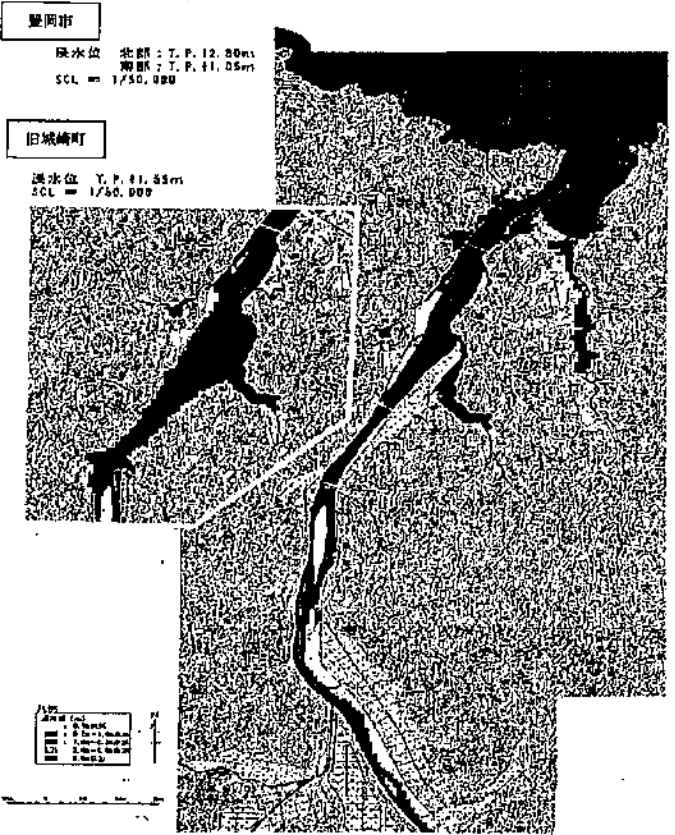
頁	現 行	頁	修 正 案	対 応														
	<p>1 地震発生の危険性</p> <p>(1) 海溝型巨大地震 南海地震から移動し、修正</p>	<p>40</p> <p>41</p>	<p>(参考) 東海地震と東南海・南海地震との関係</p>  <p>(2) 想定地震</p> <p>南海トラフ巨大地震を対象とした。</p> <p>「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による想定震源断層域</p>  <table border="1" data-bbox="1093 1220 1870 1340"> <caption>地震の規模(想定)</caption> <thead> <tr> <th>震源</th> <th>約1175km²</th> <th>約1425km²</th> <th>約1675km² (約200km×約150km)</th> <th>約1825km² (約200km×約150km)</th> <th>約1975km² (約200km×約150km)</th> <th>約2125km² (約200km×約150km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モーメント マグニチュード <i>M_w</i></td> <td>8.0</td> <td>8.1</td> <td>8.0 (奥島等)</td> <td>8.1 (Arrows et al., 2005)</td> <td>8.1 (Paolucci et al., 2005)</td> <td>8.2 (Paolucci et al., 2005)</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜出典＞南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ：最終報告(平成25年5月28日公表)、南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)【別添資料1】南海トラフ巨大地震の地震学(p1)</p>	震源	約1175km ²	約1425km ²	約1675km ² (約200km×約150km)	約1825km ² (約200km×約150km)	約1975km ² (約200km×約150km)	約2125km ² (約200km×約150km)	モーメント マグニチュード <i>M_w</i>	8.0	8.1	8.0 (奥島等)	8.1 (Arrows et al., 2005)	8.1 (Paolucci et al., 2005)	8.2 (Paolucci et al., 2005)	<p>新たな被害想定実施に伴う修正</p>
震源	約1175km ²	約1425km ²	約1675km ² (約200km×約150km)	約1825km ² (約200km×約150km)	約1975km ² (約200km×約150km)	約2125km ² (約200km×約150km)												
モーメント マグニチュード <i>M_w</i>	8.0	8.1	8.0 (奥島等)	8.1 (Arrows et al., 2005)	8.1 (Paolucci et al., 2005)	8.2 (Paolucci et al., 2005)												


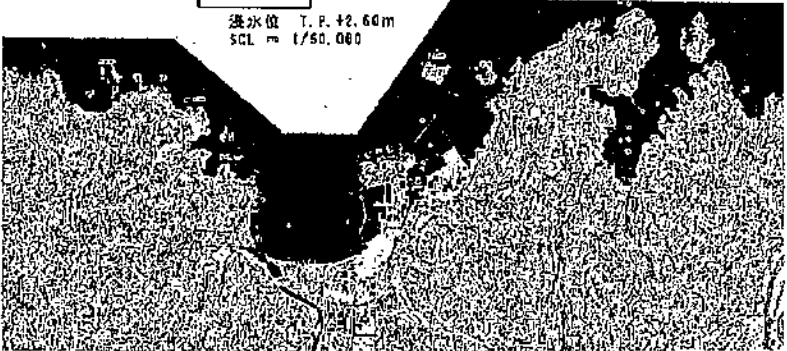
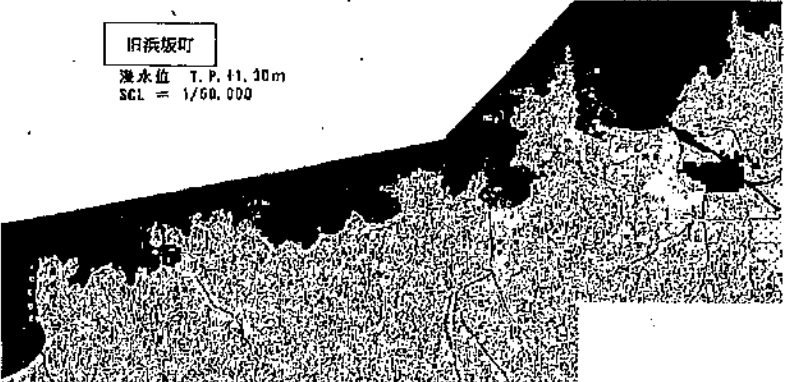
頁	現 行	頁	修 正 案	対 応						
追加	<p>1 地震発生危険性 (1) 海溝型巨大地震 南海地震から移動し、修正</p>	41	<p>(3) 津波浸水想定 国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」と検討結果を踏まえ、本県独自の詳細な津波浸水想定を実施した。 【想定地震の概要】</p> <table border="1" data-bbox="1070 331 1877 421"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>想定震源地</th> <th>想定規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td>南海トラフ</td> <td>M9.0</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	想定震源地	想定規模	南海トラフ巨大地震	南海トラフ	M9.0	<p>新たな被害想定実施に伴う修正</p>
想定地震	想定震源地	想定規模								
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	M9.0								
		42	<p>①神戸地区ケース1 (防潮門扉等一部閉鎖、津波が堤防を越流した場合破堤あり)</p>  <p>②阪神地区ケース1 (防潮門扉等一部閉鎖、津波が堤防を越流した場合破堤あり)</p> 							

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
追加		43	<p>③東播磨地区ケース1 (防潮門扉等一部閉鎖、津波が堤防を越流した場合 破堤あり)</p>  <p>④中播磨地区ケース1 (防潮門扉等一部閉鎖、津波が堤防を越流した場合 破堤あり)</p> 	<p>新たな被害想定実施に伴う修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	
追加		44	<p>⑤西播磨地区ケース1 (防潮門扉等一部閉鎖、津波が堤防を越流した場合破堤あり)</p> 	新たな被害想定実施に伴う修正
		45	<p>⑥淡路地区ケース1 (防潮門扉等一部閉鎖、津波が堤防を越流した場合破堤あり)</p> 	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
追加		46	<p>(4) 被害想定</p> <div data-bbox="1093 288 1317 628" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注目の被害 (全 18 町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 陥れによる建物倒壊棟数 (全壊) 約 32,000 棟 (半壊) 約 109,000 棟 ◆ 液状化による建物倒壊棟数 (全壊) 約 1,000 棟 (半壊) 約 35,000 棟 ◆ がけ崩れによる建物倒壊棟数 (全壊) 約 270 棟 (半壊) 約 640 棟 ◆ 火災による焼失棟数 約 2,200 棟 ◆ 津波による建物倒壊棟数 (全壊) 約 3,000 棟 </div> <div data-bbox="1115 1027 1352 1321" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ライフラインの被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 上水道 (断水による影響人口) 約 695,000 人 ◆ 電力 (停電件数) 約 7,135,000 軒 ◆ ガス (新旧対象となる供給停止戸数) 約 6,500 戸 ◆ 通関 (固定電話) (被災総機数) 約 57,000 回線 ※ 電力、ガス、通関は早期復旧 困難箇所を除外 </div> <div data-bbox="1272 496 1794 1043" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1621 217 1877 692" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人の被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 建物倒壊による死傷者数 (全 5 町) (死者) 約 1,900 人 (負傷者) 約 24,400 人 (重傷者) 約 2,900 人 ◆ がけ崩れによる死傷者数 (全 6 町) (死者) 約 20 人 (負傷者) 約 38 人 (重傷者) 約 10 人 ◆ 火災による死傷者数 (全 18 町) 約 280 人 ◆ 津波による死傷者数 (全 12 町) (死者) 約 28,000 人 (負傷者) 約 14,200 人 (重傷者) 約 4,500 人 ◆ 避難所発生死者 (全 12 町) 約 169,800 人 ◆ 帰宅困難者数 約 591,000 人 </div> <div data-bbox="1675 1145 1771 1299" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地表震度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 7 ■ 6強 ■ 6弱 ■ 5強 ■ 5弱 ■ 4 ■ 3以下 </div>	新たな被害想定実施に伴う修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	追加	47	<p>4 日本海側における津波を伴う地震</p> <p>現在、国において文部科学省が「日本海地震・津波調査プロジェクト」を実施して、2013年から2020年の8カ年に渡り、日本海の沖合から沿岸域及び陸域にかけての領域で観測データを取得し（兵庫県沿岸の調査は2014年度の予定）、日本海側における津波波源モデルと震源断層モデルの構築を、また、国土交通省が「日本海における大規模地震に関する調査検討会」を実施して既存の知見に基づく断層モデルの設定を目指しており、これらの調査研究の成果の新たな知見に基づく全国統一的な断層設定がなされれば、今後、津波シミュレーションの実施について再検討を行う必要がある。</p>  <p>豊岡市 浸水位 北側：T.P. 12.80m 南側：T.P. 41.05m SCL = 1/50,000</p> <p>旧城崎町 浸水位 T.P. 41.55m SCL = 1/50,000</p>	<p>県の日本海津波研究会報告書に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	追加	48	<div data-bbox="1153 199 1265 231" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">旧竹野町</div> <div data-bbox="1176 239 1355 287"> 洪水位 T.P. +1.80m SCL = 1/50,000 </div>  <div data-bbox="1288 566 1400 598" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">旧香住町</div> <div data-bbox="1310 606 1489 654"> 洪水位 T.P. +2.60m SCL = 1/50,000 </div>  <div data-bbox="1198 1045 1310 1077" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">旧浜坂町</div> <div data-bbox="1209 1085 1388 1133"> 洪水位 T.P. +1.30m SCL = 1/60,000 </div> 	県の日本海津波研究会報告書に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
43	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>想定地震による被害を軽減するため、災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。</p> <p>また、県等は、国の地震防災戦略や県地域防災計画の被害想定等を踏まえ、地震防災対策の実施に関する目標を明確にした推進プログラム等を作成するよう努めることとする。</p>	49	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>想定地震による被害を軽減するため、災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。</p> <p>また、県等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や県地域防災計画の被害想定等を踏まえ、地震防災対策の実施に関する目標を明確にした推進プログラム等を作成するよう努めることとする。</p>	法改正に伴う修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
46	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制</p> <p>(3) 災害対策本部員の招集手段の確保 災害発生時に交通が途絶したときは、警察活動に支障がない限りにおいて、災害対策本部員をパトカー等により搬送することとする。</p> <p>追加</p>	52	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制</p> <p>(3) 災害対策本部員の招集手段の確保 災害発生時に交通が途絶したときは、警察活動に支障がない限りにおいて、災害対策本部員の<u>あらかじめ指定された者</u>をパトカー等により搬送することとする。</p> <p>(4) <u>職員の体制</u> 県は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底を図ることとする。</p> <p>① <u>参集基準</u></p> <p>② <u>夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、緊急通報システムを使った参集体制</u></p> <p>③ <u>応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知</u></p> <p>④ <u>フェニックス防災システム端末の使用法の習熟</u></p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正 所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>第2 内容 2 防災訓練</p> <p>県等は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、県民の防災意識の高揚等、目的に応じた各種の防災訓練を実施し、実戦的な対応力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図ることとする。</p> <p>防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることとする。</p> <p>以下 略</p>		<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>第2 内容 2 防災訓練</p> <p>県等は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、県民の防災意識の高揚等、目的に応じた各種の防災訓練を実施し、実戦的な対応力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図ることとする。</p> <p>防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることとする。</p> <p>以下 略</p>	
47	<p>防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることとする。</p>	53	<p>防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
48	<p>(3) 地域防災訓練</p> <p>県（県民局）を中心に、管内市町、自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施することとする。</p> <p>災害対策地方本部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等</p> <p>(4) 津波防災訓練</p> <p>県（県民局）は、市町等と連携して、防潮扉等の閉鎖体制の確立、住民の津波避難の意識啓発等を目的とした津波防災訓練を実施することとする。</p>	54	<p>(3) 地域防災訓練</p> <p>県（<u>県民局・県民センター等</u>）を中心に、管内市町、自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施することとする。</p> <p>災害対策地方本部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等</p> <p>(4) 津波防災訓練</p> <p>県（<u>県民局・県民センター等</u>）は、市町等と連携して、防潮扉等の閉鎖体制の確立、住民の津波避難の意識啓発等を目的とした津波防災訓練を実施することとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
49	<p>※ 防災訓練を行う際の交通規制 公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。(災害対策基本法第48条第2項)</p> <p>3 その他 (1) 県職員行動マニュアルの作成 県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとに時系列、地域別(本庁、県民局単位)にとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、自然災害発生時の業務継続計画(BCP)として、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。</p> <p>(2) 県職員防災ハンドブックの作成 県は、災害発生時の職員の基本的な対応がすぐに確認できる必要最低限の事項を示した県職員防災ハンドブックを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。</p> <p>(3) 市町等の取り組み 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。</p>	55	<p>※ 防災訓練を行う際の交通規制 都道府県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、<u>政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</u>(災害対策基本法第48条第2項)</p> <p>3 その他 (1) 県職員行動マニュアルの作成 県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、<u>部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、自然災害発生時等の業務継続計画(BCP)として、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。</u></p> <p>削除</p> <p>(2) 市町等の取り組み 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
52	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第2 内容</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県及び市町は、関西広域連合が作成する「関西広域応援・受援要綱(仮称)」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(1) 災害応急対策全般に係る相互応援協定の締結</p> <p>県は、県内市町について県民局や広域市町圏を単位に、防災全般に関する協力体制の強化のための取り組みを支援することとする。</p>	58	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第2 内容</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県及び市町は、関西広域連合が作成する「<u>関西広域応援・受援実施要綱</u>」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(1) 災害応急対策全般に係る相互応援協定の締結</p> <p>県は、<u>県内市町について県民局・県民センターや広域市町圏を単位に、防災全般に関する協力体制の強化のための取り組みを支援することとする。</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
55	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第4節 災害対策拠点の整備・運用</p> <p>第2 内容 2 県災害対策センターの整備・運用 (4) センターの特徴 ② ライフライン途絶時にも庁舎機能がダウンしない多重化した設備とした。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">非常用発電機の設置、燃料の備蓄、電話回線の二重化、専用井戸による飲料水の確保などバックアップ機能を充実 通信設備の多重化や映像機器の新設など、防災情報システムの一層の充実・強化</p> <p>(5) 施設内容(主なもの) 地下1階：非常用電源室、備蓄倉庫、地下連絡通路 1階：災害対策本部室、事務室兼災害対策本部事務局室 2階：本部長室、防災監室、会議室、事務室 3階：ネットワーク管理室、報道関係室、事務室 4階：防災関係機関室、宿直室 5階：防災関係機関室、待機室 6階：機械室</p>	61	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第4節 災害対策拠点の整備・運用</p> <p>第2 内容 2 県災害対策センターの整備・運用 (4) センターの特徴 ② ライフライン途絶時にも庁舎機能がダウンしない多重化した設備とした。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">非常用発電機の設置、燃料の備蓄、電話回線の二重化、専用井戸による飲料水の確保などバックアップ機能を充実 通信設備の多重化や映像機器の整備など、防災情報システムの充実・強化</p> <p>(5) 施設内容(主なもの) 地下1階：非常用電源室、備蓄倉庫、地下連絡通路 1階：災害対策本部室、事務室兼災害対策本部事務局室 2階：本部長室、防災監室、会議室、事務室 3階：ネットワーク管理室、報道関係室、事務室 4階：防災関係機関室、宿直室 5階：防災関係機関室、待機室 6階：機械室</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
56	<p>増築棟2階：会議室、事務室 増築棟3階：会議室</p> <p>3 災害対策本部室の整備・運用 (3) 主な設備 ② フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム) 庁内各部局に設置した防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、県民局・土木関係地方機関、各市町・消防本部、県警本部・警察署に設置した防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDNで結び、情報交換・共有を行う。</p>	62	<p>増築棟2階：事務室 増築棟3階：会議室</p> <p>3 災害対策本部室の整備・運用 (3) 主な設備 ② フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム) 庁内各部局に設置したフェニックス防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、<u>本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国(消防庁等)、ライフライン事業者等に設置したフェニックス防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDNで結び、情報交換・共有を行う。</u></p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
57	<p>5 市町における災害対策拠点の整備・運用</p> <p>市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性を確認し、不十分な場合は、暫定的な代替候補地の確保や、耐震性の強化等の対応方を検討することとする。</p>	62	<p>5 市町における災害対策拠点の整備・運用</p> <p>市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認し、不十分な場合は、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方を検討することとする。</p>	国からの指摘による修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応												
58	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(1) 市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。</p>	63	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(1) 本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正												
59	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地理情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等を防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 </td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関に防災端末を配置 ・市町・消防本部等に防災端末を設置 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主 な 機 能	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等を防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 	ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関に防災端末を配置 ・市町・消防本部等に防災端末を設置 	64	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地理情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 </td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主 な 機 能	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 	ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置 	所管課からの修正意見に基づく修正
名 称	主 な 機 能															
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等を防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 															
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関に防災端末を配置 ・市町・消防本部等に防災端末を設置 															
名 称	主 な 機 能															
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示 															
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置 															
	<p>3 災害時非常通信体制の充実強化</p> <p>県、市町及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、非常通信体制の整備充実努めることとする。</p> <p>追加</p>		<p>3 災害時非常通信体制の充実強化</p> <p>県、市町及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、非常通信体制の整備充実努めることとする。</p> <p>また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置を図ることとする。</p>	国防災基本計画に合わせた修正												

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																												
59	<p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。</p> <p>県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。</p>	64	<p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。<u>特に障害者世帯や土砂災害警戒地域にある世帯については、戸別受信機等の設置について検討することとする。</u></p> <p>県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正																																												
60	<p>○ 市町防災行政無線等の整備状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防災 行政 無線</td> <td>同 報 系</td> <td>23 市町</td> <td>56.1%</td> </tr> <tr> <td>移 動 系</td> <td>24 市町</td> <td>58.5%</td> </tr> <tr> <td>全 体</td> <td>32 市町</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A 被害状況の把握</td> <td>24 市町</td> <td>24 市町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B 住民への情報伝達</td> <td>41 市町</td> <td>41 市町</td> </tr> </tbody> </table>			整備数	整備率	防災 行政 無線	同 報 系	23 市町	56.1%	移 動 系	24 市町	58.5%	全 体	32 市町	78.0%	A 被害状況の把握		24 市町	24 市町	B 住民への情報伝達		41 市町	41 市町	65	<p>○ 市町防災行政無線等の整備状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防災 行政 無線</td> <td>同 報 系</td> <td>23 市町</td> <td>56.1%</td> </tr> <tr> <td>移 動 系</td> <td>26 市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>全 体</td> <td>32 市町</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A 被害状況の把握</td> <td>26 市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B 住民への情報伝達</td> <td>41 市町</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			整備数	整備率	防災 行政 無線	同 報 系	23 市町	56.1%	移 動 系	26 市町	63.4%	全 体	32 市町	78.0%	A 被害状況の把握		26 市町	63.4%	B 住民への情報伝達		41 市町	100%	現状にあわせた時点修正
		整備数	整備率																																													
防災 行政 無線	同 報 系	23 市町	56.1%																																													
	移 動 系	24 市町	58.5%																																													
	全 体	32 市町	78.0%																																													
A 被害状況の把握		24 市町	24 市町																																													
B 住民への情報伝達		41 市町	41 市町																																													
		整備数	整備率																																													
防災 行政 無線	同 報 系	23 市町	56.1%																																													
	移 動 系	26 市町	63.4%																																													
	全 体	32 市町	78.0%																																													
A 被害状況の把握		26 市町	63.4%																																													
B 住民への情報伝達		41 市町	100%																																													
	<p>7 防災情報提供システム</p> <p>県は神戸海洋気象台との間の専用線で結ばれた防災情報提供システムにより、気象・地震情報等を入手し活用を図ることとする。</p>		<p>7 防災情報提供システム</p> <p>県は神戸地方気象台との間の専用線で結ばれた防災情報提供システムにより、気象・地震情報等を入手し活用を図ることとする。</p>	組織名変更による修正																																												

頁	現 行																																																																							
63	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第2 内容 1 広域防災拠点の整備 (2) 配置計画																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>所在地</th> <th>拠点のタイプ</th> <th>広域防災拠点名</th> <th>要員宿泊 出勤機能</th> <th>物資集積 配送機能</th> <th>備蓄機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中播磨</td> <td>姫路市</td> <td>その他</td> <td>手柄山中央公園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>市川町</td> <td>その他</td> <td>市川町スポーツセンター</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西播磨</td> <td>上部町</td> <td>ブロック</td> <td>西播磨広域防災拠点 (播磨科学公園都市内)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>赤穂市</td> <td>その他</td> <td>赤穂海浜公園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">但馬</td> <td rowspan="2">豊岡市</td> <td>ブロック</td> <td>但馬広域防災拠点 (但馬空港内)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>但馬ドーム</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>朝来市</td> <td>その他</td> <td>朝来市中央文化公園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>丹波</td> <td>丹波市</td> <td>ブロック</td> <td>丹波の森公園・丹波県民局内</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">淡路</td> <td>南あわじ市</td> <td>ブロック</td> <td>淡路広域防災拠点(淡路ふれあい公園)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>淡路市</td> <td>その他</td> <td>淡路島公園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出勤機能	物資集積 配送機能	備蓄機能	中播磨	姫路市	その他	手柄山中央公園	○	○	×	市川町	その他	市川町スポーツセンター	○	○	×	西播磨	上部町	ブロック	西播磨広域防災拠点 (播磨科学公園都市内)	○	○	○	赤穂市	その他	赤穂海浜公園	○	○	×	但馬	豊岡市	ブロック	但馬広域防災拠点 (但馬空港内)	○	○	○	その他	但馬ドーム	○	○	×	朝来市	その他	朝来市中央文化公園	○	○	×	丹波	丹波市	ブロック	丹波の森公園・丹波県民局内	○	○	○	淡路	南あわじ市	ブロック	淡路広域防災拠点(淡路ふれあい公園)	○	○	○	淡路市	その他	淡路島公園	○	○	×
	地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出勤機能	物資集積 配送機能	備蓄機能																																																																	
	中播磨	姫路市	その他	手柄山中央公園	○	○	×																																																																	
		市川町	その他	市川町スポーツセンター	○	○	×																																																																	
	西播磨	上部町	ブロック	西播磨広域防災拠点 (播磨科学公園都市内)	○	○	○																																																																	
		赤穂市	その他	赤穂海浜公園	○	○	×																																																																	
	但馬	豊岡市	ブロック	但馬広域防災拠点 (但馬空港内)	○	○	○																																																																	
			その他	但馬ドーム	○	○	×																																																																	
		朝来市	その他	朝来市中央文化公園	○	○	×																																																																	
丹波	丹波市	ブロック	丹波の森公園・丹波県民局内	○	○	○																																																																		
淡路	南あわじ市	ブロック	淡路広域防災拠点(淡路ふれあい公園)	○	○	○																																																																		
	淡路市	その他	淡路島公園	○	○	×																																																																		
64	2 三木総合防災公園 (4) 施設構成 ② 三木総合防災公園 イ 災害時機能 <ul style="list-style-type: none"> ・全県備蓄機能(陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下に備蓄倉庫を整備) ・救援物資の集積・仕分け・配送機能(陸上競技場、駐車場等) ・応急活動要員の集結・宿泊・出勤機能(競技場、テニスコート、駐車場等) ・臨時ヘリポート機能(相模競技場、野球場等) 																																																																							

頁	修 正 案	対応																																																																								
68	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第2 内容 1 広域防災拠点の整備 (2) 配置計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>所在地</th> <th>拠点のタイプ</th> <th>広域防災拠点名</th> <th>要員宿泊 出勤機能</th> <th>物資集積 配送機能</th> <th>備蓄機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中播磨</td> <td>姫路市</td> <td>その他</td> <td>手柄山中央公園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>市川町</td> <td>その他</td> <td>市川町スポーツセンター</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西播磨</td> <td>上部町</td> <td>ブロック</td> <td>西播磨広域防災拠点 (播磨科学公園都市内)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>赤穂市</td> <td>その他</td> <td>赤穂海浜公園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">但馬</td> <td rowspan="2">豊岡市</td> <td>ブロック</td> <td>但馬広域防災拠点 (但馬空港内)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>但馬ドーム</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>朝来市</td> <td>その他</td> <td>朝来市和団山中央文化公園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>丹波</td> <td>丹波市</td> <td>ブロック</td> <td>丹波の森公園・丹波県民局内</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">淡路</td> <td>南あわじ市</td> <td>ブロック</td> <td>淡路広域防災拠点 (淡路ふれあい公園)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>淡路市</td> <td>その他</td> <td>淡路島公園 国営石洲公園(淡路地区)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出勤機能	物資集積 配送機能	備蓄機能	中播磨	姫路市	その他	手柄山中央公園	○	○	×	市川町	その他	市川町スポーツセンター	○	○	×	西播磨	上部町	ブロック	西播磨広域防災拠点 (播磨科学公園都市内)	○	○	○	赤穂市	その他	赤穂海浜公園	○	○	×	但馬	豊岡市	ブロック	但馬広域防災拠点 (但馬空港内)	○	○	○	その他	但馬ドーム	○	○	×	朝来市	その他	朝来市和団山中央文化公園	○	○	×	丹波	丹波市	ブロック	丹波の森公園・丹波県民局内	○	○	○	淡路	南あわじ市	ブロック	淡路広域防災拠点 (淡路ふれあい公園)	○	○	○	淡路市	その他	淡路島公園 国営石洲公園(淡路地区)	○	○	×	所管課からの修正意見に基づく修正 関係機関からの修正意見に基づく修正 所管課からの修正意見に基づく修正
	地域		所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出勤機能	物資集積 配送機能	備蓄機能																																																																		
	中播磨		姫路市	その他	手柄山中央公園	○	○	×																																																																		
			市川町	その他	市川町スポーツセンター	○	○	×																																																																		
	西播磨		上部町	ブロック	西播磨広域防災拠点 (播磨科学公園都市内)	○	○	○																																																																		
			赤穂市	その他	赤穂海浜公園	○	○	×																																																																		
	但馬		豊岡市	ブロック	但馬広域防災拠点 (但馬空港内)	○	○	○																																																																		
				その他	但馬ドーム	○	○	×																																																																		
			朝来市	その他	朝来市和団山中央文化公園	○	○	×																																																																		
	丹波		丹波市	ブロック	丹波の森公園・丹波県民局内	○	○	○																																																																		
淡路	南あわじ市	ブロック	淡路広域防災拠点 (淡路ふれあい公園)	○	○	○																																																																				
	淡路市	その他	淡路島公園 国営石洲公園(淡路地区)	○	○	×																																																																				
69	2 三木総合防災公園(全県拠点) (4) 施設構成 ② 三木総合防災公園 イ 災害時機能 <ul style="list-style-type: none"> ・全県備蓄機能(陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下に備蓄倉庫を整備) ・救援物資の集積・仕分け・配送機能(陸上競技場、テニスコート、駐車場等) ・応急活動要員の集結・宿泊・出勤機能(競技場、テニスコート、駐車場等) ・臨時ヘリポート機能(相模競技場、野球場等) 	所管課からの修正意見に基づく修正																																																																								

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																												
65	<p>3 広域防災拠点（ブロック拠点）の整備 (2) 構成 ③ 整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ブロック拠点名</th> <th>位置</th> <th>備蓄倉庫 延床面積</th> <th>整備期間</th> <th>供用開始年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西播磨広域防災拠点</td> <td>赤穂郡上郡町 ・(播磨科学公園都市内)</td> <td>1,432.18㎡</td> <td>平成9～10年度</td> <td>平成11年3月</td> </tr> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井 (但馬空港内)</td> <td>823.49㎡</td> <td>平成11～13年度</td> <td>平成13年8月</td> </tr> <tr> <td>淡路広域防災拠点</td> <td>南あわじ市 (淡路ふれあい公園)</td> <td>810 ㎡</td> <td>平成17～18年度</td> <td>平成19年2月</td> </tr> <tr> <td>丹波広域防災拠点</td> <td>丹波市 (丹波の森公園・丹波県民局)</td> <td>34 ㎡</td> <td>平成19年度</td> <td>平成20年3月</td> </tr> <tr> <td>阪神南広域防災拠点</td> <td>西宮市 (今津浜公園)</td> <td>300 ㎡</td> <td>平成18～19年度</td> <td>平成20年4月</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月	西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町 ・(播磨科学公園都市内)	1,432.18㎡	平成9～10年度	平成11年3月	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	823.49㎡	平成11～13年度	平成13年8月	淡路広域防災拠点	南あわじ市 (淡路ふれあい公園)	810 ㎡	平成17～18年度	平成19年2月	丹波広域防災拠点	丹波市 (丹波の森公園・丹波県民局)	34 ㎡	平成19年度	平成20年3月	阪神南広域防災拠点	西宮市 (今津浜公園)	300 ㎡	平成18～19年度	平成20年4月	70	<p>3 広域防災拠点（ブロック拠点）の整備 (2) 構成 ③ 整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ブロック拠点名</th> <th>位置</th> <th>備蓄倉庫 延床面積</th> <th>整備期間</th> <th>供用開始年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西播磨広域防災拠点</td> <td>赤穂郡上郡町光瀬 (播磨科学公園都市内)</td> <td>1,132 ㎡</td> <td>平成9～10年度</td> <td>平成11年3月</td> </tr> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井 (但馬空港内)</td> <td>823 ㎡</td> <td>平成11～13年度</td> <td>平成13年8月</td> </tr> <tr> <td>淡路広域防災拠点</td> <td>南あわじ市広田広田 (淡路ふれあい公園)</td> <td>810 ㎡</td> <td>平成17～18年度</td> <td>平成19年2月</td> </tr> <tr> <td>丹波広域防災拠点</td> <td>丹波市直取田直取田 (丹波の森公園・丹波県民局)</td> <td>34 ㎡</td> <td>平成19年度</td> <td>平成20年3月</td> </tr> <tr> <td>阪神南広域防災拠点</td> <td>西宮市甲子園西 (今津浜公園)</td> <td>300 ㎡</td> <td>平成18～19年度</td> <td>平成20年4月</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月	西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光瀬 (播磨科学公園都市内)	1,132 ㎡	平成9～10年度	平成11年3月	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	823 ㎡	平成11～13年度	平成13年8月	淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田 (淡路ふれあい公園)	810 ㎡	平成17～18年度	平成19年2月	丹波広域防災拠点	丹波市直取田直取田 (丹波の森公園・丹波県民局)	34 ㎡	平成19年度	平成20年3月	阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園西 (今津浜公園)	300 ㎡	平成18～19年度	平成20年4月	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月																																																												
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町 ・(播磨科学公園都市内)	1,432.18㎡	平成9～10年度	平成11年3月																																																												
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	823.49㎡	平成11～13年度	平成13年8月																																																												
淡路広域防災拠点	南あわじ市 (淡路ふれあい公園)	810 ㎡	平成17～18年度	平成19年2月																																																												
丹波広域防災拠点	丹波市 (丹波の森公園・丹波県民局)	34 ㎡	平成19年度	平成20年3月																																																												
阪神南広域防災拠点	西宮市 (今津浜公園)	300 ㎡	平成18～19年度	平成20年4月																																																												
ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月																																																												
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光瀬 (播磨科学公園都市内)	1,132 ㎡	平成9～10年度	平成11年3月																																																												
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	823 ㎡	平成11～13年度	平成13年8月																																																												
淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田 (淡路ふれあい公園)	810 ㎡	平成17～18年度	平成19年2月																																																												
丹波広域防災拠点	丹波市直取田直取田 (丹波の森公園・丹波県民局)	34 ㎡	平成19年度	平成20年3月																																																												
阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園西 (今津浜公園)	300 ㎡	平成18～19年度	平成20年4月																																																												
66	<p>6 コミュニティ防災拠点 (2) 機能 ⑤ 電気、飲料水等の自給自足機能 ・自家発電設備</p>	71	<p>6 コミュニティ防災拠点 (2) 機能 ⑤ 電気、飲料水等の自給自足機能 ・自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>																																																												

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																				
68	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 組織の確立</p> <p>(1) 常備消防</p> <p>平成24年4月1日現在、県下の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。</p> <p>○ 常備消防設置状況 (平成24年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>25</td> <td>23市 2町</td> <td>5,242</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>3</td> <td>6市 3町</td> <td>466</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>7町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> <td>29市12町</td> <td>5,708</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防</p> <p>地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、団員数は全国最多だが、年々減少傾向が見られる。そのため、市町は、施設・設備の充実、青年層・女性層の団員の参加を促進するとともに、機能別団員・分団の制度導入を行うなど、積極的に増員に努める。</p> <p>○ 消防団設置状況 (平成24年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>44,077人</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	25	23市 2町	5,242	一部事務組合	3	6市 3町	466	事務委託	—	7町	—	計	28	29市12町	5,708	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	44,077人	73	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進</p> <p>第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 組織の確立</p> <p>(1) 常備消防</p> <p>平成25年4月1日現在、県下の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。</p> <p>○ 常備消防設置状況 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市 1町</td> <td>4,930</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市 5町</td> <td>843</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>—</td> <td>8町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,773</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防</p> <p>地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、団員数は全国最多だが、年々減少傾向が見られる。そのため、市町は、施設・設備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員の入団促進をはじめ、機能別団員・分団の制度導入を行うなど、消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。</p> <p>県は、市町による消防団の加入促進や活性化の取組について、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、普及啓発や助言などの支援を行う。</p> <p>○ 消防団設置状況 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,873人</td> </tr> </tbody> </table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市 1町	4,930	一部事務組合	5	11市 5町	843	事務委託	—	8町	—	計	24	29市12町	5,773	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,873人	<p>現状にあわせた時点修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																					
単 独	25	23市 2町	5,242																																																					
一部事務組合	3	6市 3町	466																																																					
事務委託	—	7町	—																																																					
計	28	29市12町	5,708																																																					
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																						
62	29市12町	44,077人																																																						
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																					
単 独	19	18市 1町	4,930																																																					
一部事務組合	5	11市 5町	843																																																					
事務委託	—	8町	—																																																					
計	24	29市12町	5,773																																																					
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																						
62	29市12町	43,873人																																																						

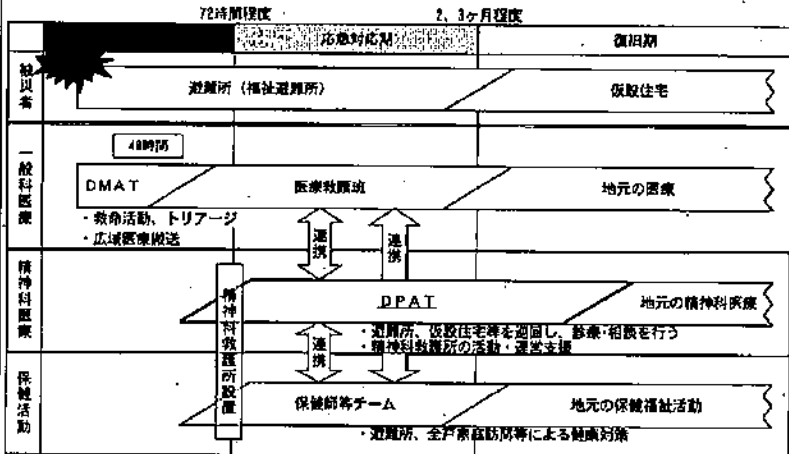
頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																																																																																																																																																								
70	<p>第2款 消防施設・設備の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 消防施設の整備</p> <p>(1) 現況</p> <p>① 整備水準</p> <p>(平成21年度「消防施設等整備計画実態調査」)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> <th>現 有</th> <th>充足率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>177</td> <td>168</td> <td>94.9</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車(常備)</td> <td>264</td> <td>238</td> <td>90.2</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車(消防団)</td> <td>562</td> <td>556</td> <td>98.9</td> </tr> <tr> <td>動力消防ポンプ(消防団)</td> <td>1,925</td> <td>1,866</td> <td>96.9</td> </tr> <tr> <td>消防水利</td> <td>64,734</td> <td>54,797</td> <td>87.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 消防職員・団員の数等(平成24年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防署数</th> <th>56</th> <th>消防団数</th> <th>62</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出張所数</td> <td>114</td> <td>分 団 数</td> <td>1,257</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>5,708</td> <td>消防団員数</td> <td>44,077</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数 (平成24年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>161</td> <td>632</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td>—</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>101</td> <td>13</td> <td>大型高所放水車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>救急自動車</td> <td>216</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>救助工作車</td> <td>49</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>27</td> <td>1,478</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>80</td> <td>374</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3(※)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	現 有	充足率(%)	消防署所数	177	168	94.9	ポンプ自動車(常備)	264	238	90.2	ポンプ自動車(消防団)	562	556	98.9	動力消防ポンプ(消防団)	1,925	1,866	96.9	消防水利	64,734	54,797	87.3	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	114	分 団 数	1,257	消防職員数	5,708	消防団員数	44,077	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	161	632	手引動力ポンプ	—	8	水槽付消防ポンプ自動車	101	13	大型高所放水車	4	—	はしご付消防自動車	55	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	216	—	化学消防自動車	50	—	救助工作車	49	—	小型動力ポンプ付積載車	27	1,478	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	80	374	ヘリコプター	3(※)	—	75	<p>第2款 消防施設・設備の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 消防施設の整備</p> <p>(1) 現況</p> <p>① 整備水準</p> <p>(平成24年度「消防施設等整備計画実態調査」)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> <th>現 有</th> <th>充足率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>179</td> <td>168</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車(常備)</td> <td>263</td> <td>243</td> <td>92.4</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車(消防団)</td> <td>562</td> <td>555</td> <td>98.8</td> </tr> <tr> <td>動力消防ポンプ(消防団)</td> <td>2,051</td> <td>1,987</td> <td>96.9</td> </tr> <tr> <td>消防水利</td> <td>57,319</td> <td>48,067</td> <td>83.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 消防職員・団員の数等(平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防署数</th> <th>56</th> <th>消防団数</th> <th>62</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出張所数</td> <td>116</td> <td>分 団 数</td> <td>1,257</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>5,773</td> <td>消防団員数</td> <td>43,873</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>161</td> <td>525</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td>—</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>98</td> <td>13</td> <td>大型高所放水車</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>54</td> <td>—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>救急自動車</td> <td>218</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>48</td> <td>—</td> <td>救助工作車</td> <td>50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>20</td> <td>1,507</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>82</td> <td>408</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3(※)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	現 有	充足率(%)	消防署所数	179	168	93.9	ポンプ自動車(常備)	263	243	92.4	ポンプ自動車(消防団)	562	555	98.8	動力消防ポンプ(消防団)	2,051	1,987	96.9	消防水利	57,319	48,067	83.9	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	116	分 団 数	1,257	消防職員数	5,773	消防団員数	43,873	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	161	525	手引動力ポンプ	—	24	水槽付消防ポンプ自動車	98	13	大型高所放水車	3	—	はしご付消防自動車	54	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	218	—	化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—	小型動力ポンプ付積載車	20	1,507	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	82	408	ヘリコプター	3(※)	—	<p>現状にあわせた時点修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>
項 目	基 準	現 有	充足率(%)																																																																																																																																																																									
消防署所数	177	168	94.9																																																																																																																																																																									
ポンプ自動車(常備)	264	238	90.2																																																																																																																																																																									
ポンプ自動車(消防団)	562	556	98.9																																																																																																																																																																									
動力消防ポンプ(消防団)	1,925	1,866	96.9																																																																																																																																																																									
消防水利	64,734	54,797	87.3																																																																																																																																																																									
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																																																																																									
出張所数	114	分 団 数	1,257																																																																																																																																																																									
消防職員数	5,708	消防団員数	44,077																																																																																																																																																																									
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																																																																																																							
普通消防ポンプ自動車	161	632	手引動力ポンプ	—	8																																																																																																																																																																							
水槽付消防ポンプ自動車	101	13	大型高所放水車	4	—																																																																																																																																																																							
はしご付消防自動車	55	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																																																																																																							
屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	216	—																																																																																																																																																																							
化学消防自動車	50	—	救助工作車	49	—																																																																																																																																																																							
小型動力ポンプ付積載車	27	1,478	消防艇	3	—																																																																																																																																																																							
小型動力ポンプ	80	374	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																																																																																																							
項 目	基 準	現 有	充足率(%)																																																																																																																																																																									
消防署所数	179	168	93.9																																																																																																																																																																									
ポンプ自動車(常備)	263	243	92.4																																																																																																																																																																									
ポンプ自動車(消防団)	562	555	98.8																																																																																																																																																																									
動力消防ポンプ(消防団)	2,051	1,987	96.9																																																																																																																																																																									
消防水利	57,319	48,067	83.9																																																																																																																																																																									
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																																																																																									
出張所数	116	分 団 数	1,257																																																																																																																																																																									
消防職員数	5,773	消防団員数	43,873																																																																																																																																																																									
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																																																																																																							
普通消防ポンプ自動車	161	525	手引動力ポンプ	—	24																																																																																																																																																																							
水槽付消防ポンプ自動車	98	13	大型高所放水車	3	—																																																																																																																																																																							
はしご付消防自動車	54	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																																																																																																							
屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	218	—																																																																																																																																																																							
化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—																																																																																																																																																																							
小型動力ポンプ付積載車	20	1,507	消防艇	3	—																																																																																																																																																																							
小型動力ポンプ	82	408	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																																																																																																							

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																				
71	<p>④ 消火水利の概要 (平成 24 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="253 225 745 512"> <tr> <td>消火栓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4">17,494</td> <td>100㎡以上</td> <td>967</td> </tr> <tr> <td>60～100 ㎡</td> <td>1,171</td> </tr> <tr> <td>40～ 60 ㎡</td> <td>12,935</td> </tr> <tr> <td>20～ 40 ㎡</td> <td>2,421</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>541</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブール</td> <td>1,037</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>884</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 整備計画</p> <p>② 県は、市町と十分協議の上、消防施設強化促進法に基づく消防施設等の整備に対する補助制度及び地方債制度を活用し、市町の消防力の強化を促進することとする。</p> <p>イ 地方債制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災基盤整備事業 公共施設等耐震化事業 施設整備事業（一般財源化分） 	消火栓				防火水槽	17,494	100㎡以上	967	60～100 ㎡	1,171	40～ 60 ㎡	12,935	20～ 40 ㎡	2,421	井 戸	541			ブール	1,037			その他	884			76	<p>④ 消火水利の概要 (平成 25 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1137 225 1666 520"> <tr> <td>消火栓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4">17,639</td> <td>100㎡以上</td> <td>973</td> </tr> <tr> <td>60～100 ㎡</td> <td>1,188</td> </tr> <tr> <td>40～ 60 ㎡</td> <td>13,071</td> </tr> <tr> <td>20～ 40 ㎡</td> <td>2,407</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>536</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブール</td> <td>1,039</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>879</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 整備計画</p> <p>② 県は、市町と十分協議の上、消防施設強化促進法に基づく消防施設等の整備に対する補助制度及び地方債制度を活用し、市町の消防力の強化を促進することとする。</p> <p>イ 地方債制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災基盤整備事業 公共施設等耐震化事業 施設整備事業（一般財源化分） 緊急防災減災事業 	消火栓				防火水槽	17,639	100㎡以上	973	60～100 ㎡	1,188	40～ 60 ㎡	13,071	20～ 40 ㎡	2,407	井 戸	536			ブール	1,039			その他	879			<p>現状にあわせた時点修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
消火栓																																																								
防火水槽	17,494	100㎡以上	967																																																					
		60～100 ㎡	1,171																																																					
		40～ 60 ㎡	12,935																																																					
		20～ 40 ㎡	2,421																																																					
井 戸	541																																																							
ブール	1,037																																																							
その他	884																																																							
消火栓																																																								
防火水槽	17,639	100㎡以上	973																																																					
		60～100 ㎡	1,188																																																					
		40～ 60 ㎡	13,071																																																					
		20～ 40 ㎡	2,407																																																					
井 戸	536																																																							
ブール	1,039																																																							
その他	879																																																							

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
77	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第8節 防災資機材の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 拠点用資機材</p> <p>② 県は、水害又は津波災害発生時における物資の輸送、緊急連絡、被害状況把握等に必要な資機材として、手漕式ボート、災害用トラックを県民局に備蓄することとする。</p>	82	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第8節 防災資機材の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 拠点用資機材</p> <p>② 県は、水害又は津波災害発生時における物資の輸送、緊急連絡、被害状況把握等に必要な資機材として、手漕式ボート、災害用トラックを県民局・<u>県民センター</u>等に備蓄することとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
79	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>(実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、健康福祉部障害福祉局、市町)</p> <p>第2 内容 2 救急搬送システムの整備 県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、災害救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、患者搬送車の整備促進等に努めることとする。</p> <p>3 災害救急医療システムの充実 県は、災害救急医療システムの充実を災害医療センターの整備にあわせて行うこととする。 また、県、市町等は、各二次保健医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各二次保健医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者転送の流れ等の災害救急医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。</p>	84	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>(実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、健康福祉部障害福祉局、<u>病院局</u>、市町)</p> <p>第2 内容 2 救急搬送システムの整備 県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、災害救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、<u>SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)</u>、<u>DMA Tカー</u>の整備促進等に努めることとする。</p> <p>3 災害救急医療システムの充実 県は、災害救急医療システムの充実を災害医療センターの整備にあわせて行うこととする。 また、県、市町等は、各二次保健医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各二次保健医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害救急医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
79	<p>4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備</p> <p>(1) 県は、災害拠点病院の救護班及び災害拠点病院のうち兵庫DMAT指定病院に指定された病院のDMAT（以下、「兵庫DMAT」という）の運用方法を定めるとともに、通信用機器、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備し、特別な訓練を実施することとする。</p> <p>(2) 県は、状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに救護班及び兵庫DMATの派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。</p> <p>(3) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による救護班及び兵庫DMATの派遣、災害医療現場における各救護班に対する指導、さらに地域医療情報センター等、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担うこととする。</p> <p>追加</p>	84	<p>4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備</p> <p>(1) 県は、<u>兵庫DMAT指定病院のDMAT（以下、「兵庫DMAT」という）の運用方法を定めるとともに、通信用機器、医療資機材などの資機材の整備を促進するとともに訓練を実施することとする。</u></p> <p>(2) 県は、状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMAT等の派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。</p> <p>(3) 県は、災害拠点病院の医師・各地域の医療関係者等に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、<u>被災患者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班（以下「救護班等」という。）の派遣及び受入調整、地域医療情報センター等、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担うこととする。</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
		86	<p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備</p> <p>(1) 県は、<u>兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」（以下、「ひょうごDPAT」という）の体制を整備するため、ひょうごDPAT登録制度とひょうごDPAT活動マニュアルを整備することとする。</u></p> <p>(2) 県は、<u>通信用機器、衛星電話、共通ユニフォームなどの資機材を整備し、登録者に対し専門研修を実施するものとする。</u></p> <p>(3) 県は、<u>発災後72時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、災害時こころの情報支援センターと協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</u></p>	<p>新制度創設に伴う追加</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応														
	追加	86	<p>＜参考＞</p> <p>○ こころのケアチーム (DPAT) とは (DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team)</p> <p>こころのケアチーム DPAT の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="1077 300 1850 943"> <tr> <td>目的</td> <td>被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援</td> </tr> <tr> <td>活動期間</td> <td>概ね、救命活動終了後～復旧期</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う</td> </tr> <tr> <td>活動拠点</td> <td>DPAT 活動拠点本部 (健康福祉事務所等)</td> </tr> <tr> <td>活動場所</td> <td>救護所、避難所、仮設住宅等</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災前から精神科疾患に罹患しているもの 被災後、精神的不調を訴えた者 (トラウマ・PTSD関連疾患患者含む) 支援者 (地域医療従事者、救急隊員、行政職等) </td> </tr> <tr> <td>チーム構成</td> <td> 精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス (公的機関職員) 1名 </td> </tr> </table> <p>○ 災害時における DMAT、医療救護班と DPAT の動き</p>  <p>The diagram illustrates the operational flow between DMAT, DPAT, and local medical/psychiatric services during a disaster. It includes a timeline from 72 hours to 2-3 months, and categories for disaster response, general medical care, psychiatric care, and health activities.</p>	目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援	活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期	活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う	活動拠点	DPAT 活動拠点本部 (健康福祉事務所等)	活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 被災前から精神科疾患に罹患しているもの 被災後、精神的不調を訴えた者 (トラウマ・PTSD関連疾患患者含む) 支援者 (地域医療従事者、救急隊員、行政職等) 	チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス (公的機関職員) 1名	新制度創設に伴う追加
目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援																	
活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期																	
活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う																	
活動拠点	DPAT 活動拠点本部 (健康福祉事務所等)																	
活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等																	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 被災前から精神科疾患に罹患しているもの 被災後、精神的不調を訴えた者 (トラウマ・PTSD関連疾患患者含む) 支援者 (地域医療従事者、救急隊員、行政職等) 																	
チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 精神保健福祉士、臨床心理士 1名 ロジスティクス (公的機関職員) 1名																	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																						
81	<p>5 兵庫県災害医療センターの運営</p> <p>施設内容 所在地：神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1） 鉄筋コンクリート造・地下1階、地上4階建、延床面積：6,300㎡、 病床数：30床 診療科目：内科、外科、整形外科、循環器科、神経内科など計9科</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> <th rowspan="2">神戸赤十字病院</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平時</td> <td> 1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施 </td> <td> 1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施 </td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td> 1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班の派遣 </td> <td> 1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供 </td> </tr> </tbody> </table> <p>6 災害拠点病院の整備 県及び災害拠点病院（県下10の二次保健医療圏域に16病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進することとする。</p> <p>7 兵庫県こころのケアセンターの運営</p>	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院	病院機能	病院以外の機能	平時	1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	災害時	1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班の派遣	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供	87	<p>6 兵庫県災害医療センターの運営</p> <p>施設内容 所在地：神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1） 鉄筋コンクリート造・地下1階、地上4階建、延床面積：6,300㎡、 病床数：30床 診療科目：内科、外科、整形外科、循環器内科、神経内科など計11科</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> <th rowspan="2">神戸赤十字病院</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平時</td> <td> 1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施 </td> <td> 1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施 </td> </tr> <tr> <td>災害時</td> <td> 1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣 </td> <td> 1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供 </td> </tr> </tbody> </table> <p>7 災害拠点病院の整備 県及び災害拠点病院（県下10の二次保健医療圏域に17病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進することとする。</p> <p>8 兵庫県こころのケアセンターの運営</p>	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院	病院機能	病院以外の機能	平時	1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	災害時	1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>
兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院																								
病院機能	病院以外の機能																									
平時	1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施																								
災害時	1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班の派遣	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供																								
兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院																								
病院機能	病院以外の機能																									
平時	1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施																								
災害時	1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供																								
82	<p>8 医薬品等の確保</p> <p>9 医療マンパワーの確保</p> <p>10 住民に対する啓発</p> <p>11 市町における災害医療体制等の整備</p> <p>12 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>	88	<p>9 医薬品等の確保</p> <p>10 医療マンパワーの確保</p> <p>11 住民に対する啓発</p> <p>12 市町における災害医療体制等の整備</p> <p>13 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>																							

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
83	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>[実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、日本通運(株)、道路輸送機関]</p> <p>第1 趣旨 災害時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送路の整備や緊急自動車等の通行を確保するための緊急交通路の設定等緊急輸送体制の整備について定める。</p> <p>第2 内容 1 緊急輸送路ネットワークの設定 県は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送路を定めることとする。 (1) 緊急輸送路ネットワークの形成 県は、道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送路を検討し、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークを形成することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>89 [実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県警察本部</u>、市町、日本通運(株)、道路輸送機関]</p> <p>第1 趣旨 災害時における災害応急活動に必要な物資等のための<u>緊急輸送道路</u>の整備や緊急自動車等の通行を確保するための緊急交通路の設定等緊急輸送体制の整備について定める。</p> <p>第2 内容 1 <u>緊急輸送道路</u>ネットワークの設定 県は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ<u>緊急輸送道路</u>を定めることとする。 (1) <u>緊急輸送道路</u>ネットワークの形成 県は、道路状況や防災拠点等をもとに、緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、<u>緊急輸送道路ネットワークの整備を図り、代替路の設定などと併せ、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努めることとする。</u> <u>緊急輸送道路を構成する路線は、県外からの救援物資等の輸送や、被災者の搬送など諸活動を想定して選定し、道路や防災拠点の整備状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。</u></p>	<p>対応</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
83	<p>(2) 路線の種類</p> <p>① 幹線緊急輸送路 県は、県外からの物資流入地点と、広域防災拠点等を結ぶ幹線道路を設定し、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努めることとする。</p> <p>② 一般緊急輸送路 県は、広域防災拠点に集められた物資を、各市区町ごとに定めた地域防災拠点に送るための道路設定をし、当該地域が被災した場合に、その通行確保に努めることとする。</p> <p>(3) 維持管理 道路管理者は、緊急輸送路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努めることとする。</p> <p>追加</p> <p>2 緊急交通路予定路線の事前指定</p> <p>(1) 緊急交通路の確保 県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、活断層の分布状況、河川等の地理的条件等を勘案して、阪神・淡路地域、東・西播地域及び日本海地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定することとする。</p>	89	<p>削除</p> <p>(2) 維持管理 道路管理者は、緊急輸送路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努めることとする。</p> <p>(3) 通行の確保 <u>県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各市区町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努めることとする。</u></p> <p>2 緊急交通路予定路線の事前指定</p> <p>(1) 緊急交通路の確保 県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、<u>被害想定</u>の状況、河川等の地理的条件等を勘案して、<u>県内を阪神地域、東・西播地域、但馬・丹波地域及び淡路地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定することとする。また、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</u></p>	<p>緊急輸送道路として統一</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
83	<p>(2) 平時の整備</p> <p>県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、通行可能な道路や交通状況の迅速な把握、さらには交通規制の実施のために、交通監視カメラ、車両感知器、交通規制資機材等の整備に努めることとする。</p> <p>追加</p> <p>また、広域交通管制及びそれに必要な相互支援活動を的確に行うため、他都道府県警察本部と協定等を締結し、平時からの連携体制を整備しておくこととする。</p>	90	<p>(2) 平時の整備</p> <p>県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、通行可能な道路や交通状況の迅速な把握、さらには交通規制の実施のために、交通監視カメラ、車両感知器、交通規制資機材等の整備に努めることとする。</p> <p><u>また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。</u></p>	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p>
84	<p>5 物資供給体制の整備</p> <p>近畿運輸局、神戸運輸監理部は、県、市町、関係機関と連携して、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会を設置し、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックスを構築することとする。</p> <p>(資 料)</p> <p>「緊急輸送路ネットワーク」*電子データ 「緊急輸送路ネットワーク一覧表」*電子データ</p>		<p>5 物資供給体制の整備</p> <p>近畿運輸局、神戸運輸監理部は、県、<u>政令市</u>、関係機関と連携して、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会を設置し、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックスを構築することとする。</p> <p>(資 料)</p> <p>「<u>緊急輸送道路</u>ネットワーク」*電子データ 「<u>緊急輸送道路</u>ネットワーク一覧表」*電子データ</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
85	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第11節 避難対策の実施</p> <p>第2 内容 2 避難所の指定等</p> <p>(1) 市町が避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとするが、立地条件や施設の耐震性を十分考慮することとする。</p> <p>① 公立小、中学校 ② その他公立学校 ③ 公民館 ④ その他の公共施設 ⑤ その他の民間の施設</p> <p>なお、市町は、避難所の場所について、標識、案内板、防災マップ等により住民に周知徹底を図ることとする。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。</p> <p>(2) 市町は、各市町域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし1施設の収容者数は概ね数百人程度までとすることとする。</p> <p>(3) 市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努めることとする。</p>	91	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第11節 避難対策の実施</p> <p>第2 内容 2 避難所等の指定</p> <p><u>市町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所</u></p> <p><u>指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）</u> ・<u>異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）</u> ・<u>安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）</u> 	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	追加	91	<p><u>(2) 指定避難所</u></p> <p><u>①指定基準</u></p> <p><u>指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、各市町域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。(規模条件) ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの(構造条件) ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること(立地条件) ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること(交通条件) ・災害時要援護者(要配慮者)の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に十分配慮するものとする。 <p><u>②指定順位</u></p> <p><u>市町が避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立小、中学校 ・その他公立学校 ・公民館 ・その他の公共施設 ・その他の民間の施設 	国防災基本計画にあわせた修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	追加	92	<p><u>③広域一次滞在への配慮</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努めるものとする。 ・市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 ・県は、市町から県有施設（指定管理施設を含む）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは協力するよう努める。 ・県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <p><u>④留意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹底を図ることとする。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。 ・市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努めることとする。 	国防災基本計画にあわせた修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
86	<p>7 避難所管理・運営マニュアルの作成</p> <p>市町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が作成した「避難所管理・運営の指針」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。</p>	93	<p>7 避難所管理運営マニュアルの作成</p> <p>市町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が作成した「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
87	<p>8 避難勧告等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成</p> <p>県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成することとする。</p>		<p>8 避難勧告等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成</p> <p>県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、<u>市町から求めがあった場合には避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</u></p> <p><u>市町は、避難勧告等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p>	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p>
	<p>9 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所の指定箇所 (2) 管理・運営体制の整備 (3) 設備・備蓄等の整備 (4) 運営組織の育成 (5) その他必要な事項 		<p>9 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>指定緊急避難場所の指定箇所</u> (2) <u>指定避難所の指定箇所</u> (3) 管理・運営体制の整備 (4) 設備・備蓄等の整備 (5) 運営組織の育成 (6) その他必要な事項 	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																												
90	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第13節 備蓄体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(2) 県、市町は、県民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発することとする。</p> <p>2 食料</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>② 目標数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">県民による備蓄</th> <th colspan="2">行政による備蓄</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ域又は小中学校区レベル</td> <td>1人3日分 (現物備蓄)</td> <td>被災者の1日分相当量 (現物備蓄)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町域レベル</td> <td></td> <td>被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域レベル</td> <td></td> <td></td> <td>被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3日分</td> <td>2日分</td> <td>1日分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。</p>		県民による備蓄	行政による備蓄		市町	県	コミュニティ域又は小中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)		市町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)		広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	合計	3日分	2日分	1日分	96	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第13節 備蓄体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(2) 県、市町は、県民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発することとする。</p> <p>2 食料</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>② 目標数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">県民による備蓄</th> <th colspan="2">行政による備蓄</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ域又は小中学校区レベル</td> <td>1人3日分迄 (現物備蓄)</td> <td>被災者の1日分相当量 (現物備蓄)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町域レベル</td> <td></td> <td>被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域レベル</td> <td></td> <td></td> <td>被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3日分迄</td> <td>2日分</td> <td>1日分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※可能な限り1週間分程度の備えに取り組む</p> <p>(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。</p>		県民による備蓄	行政による備蓄		市町	県	コミュニティ域又は小中学校区レベル	1人3日分迄 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)		市町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)		広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	合計	3日分迄	2日分	1日分	<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画にあわせた修正</p>
	県民による備蓄			行政による備蓄																																												
		市町	県																																													
コミュニティ域又は小中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)																																														
市町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)																																														
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)																																													
合計	3日分	2日分	1日分																																													
	県民による備蓄	行政による備蓄																																														
		市町	県																																													
コミュニティ域又は小中学校区レベル	1人3日分迄 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)																																														
市町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)																																														
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)																																													
合計	3日分迄	2日分	1日分																																													
91	<p>(2) 搬送等</p> <p>③ 県は、広域防災拠点等から各市町の拠点等への搬送にあたり、輸送協定を締結しているトラック協会に依頼することとし、あらかじめ投入可能台数を把握することとする。</p>	97	<p>(2) 搬送等</p> <p>③ 県は、広域防災拠点等から各市町の拠点等への搬送にあたり、輸送協定を締結している兵庫県トラック協会に依頼することとし、あらかじめ投入可能台数を把握することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>																																												

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																						
92	<p>3 生活必需物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>③ 品目</p> <p>県及び近畿経済産業局があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりである。このうち、…略</p> <table border="1" data-bbox="241 368 898 639"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特に重要な品目例</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具</td> <td>毛布 ほか</td> <td>具体的な品目、調達先等については資料編に掲載</td> </tr> <tr> <td>外衣・肌着</td> <td>T着 ほか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身の回り品</td> <td>タオル ほか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炊事道具・食器</td> <td>哺乳瓶 ほか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td>トイレットペーパー、ポリタンク 生理用品 紙おむつ 大人用おむつ ほか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光熱料等</td> <td>エンジン発電機 卓上コンロ・ボンベ ほか</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 方法</p> <p>ウ 県は、市町で供給が困難な場合、…略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が現物備蓄している物資 毛布、ブルーシート、仮設トイレ、仮設風呂 ・県が流通在庫備蓄している物資 毛布、ポリタンク、トイレットペーパー、哺乳瓶等乳幼児製品、紙おむつ <p>エ 近畿経済産業局は、被災者に対する生活関連物資等の救援物資を供給するための受入体制・輸送の確保及び建設復興資材の供給体制の確保を行うこととする。</p> <p>4 応急給水</p> <p>(2) 目標数量</p> <p>市町（水道事業者）は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3・を給水することを目安に、給水体制を整備することとする。</p>	区分	特に重要な品目例	備 考	寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については資料編に掲載	外衣・肌着	T着 ほか		身の回り品	タオル ほか		炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか		日用品	トイレットペーパー、ポリタンク 生理用品 紙おむつ 大人用おむつ ほか		光熱料等	エンジン発電機 卓上コンロ・ボンベ ほか		98	<p>3 生活必需物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>③ 品目</p> <p>県があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりである。このうち、…略</p> <table border="1" data-bbox="1099 376 1861 647"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特に重要な品目例</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具</td> <td>毛布 ほか</td> <td rowspan="5">具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載</td> </tr> <tr> <td>外衣・肌着</td> <td>下着 ほか</td> </tr> <tr> <td>身の回り品</td> <td>タオル ほか</td> </tr> <tr> <td>炊事道具・食器</td> <td>哺乳瓶 ほか</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td>トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか</td> </tr> <tr> <td>光熱料等</td> <td>小型エンジン発電機、卓上コンロ・ボンベ 懐中電灯 ほか</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 方法</p> <p>ウ 県は、市町で供給が困難な場合、…略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が現物備蓄している物資 毛布、ブルーシート、仮設トイレ、仮設風呂、紙おむつ ・県が流通在庫備蓄している物資 毛布、ポリタンク、トイレットペーパー、哺乳瓶等乳幼児製品、紙おむつ <p>エ 近畿経済産業局は、<u>生活必需品、復興資機材の調達に関する情報収集及び伝達を行うこととする。</u></p> <p>4 応急給水</p> <p>(2) 目標数量</p> <p>市町（水道事業者）は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3<u>リットル</u>を給水することを目安に、給水体制を整備することとする。</p>	区分	特に重要な品目例	備 考	寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載	外衣・肌着	下着 ほか	身の回り品	タオル ほか	炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか	日用品	トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか	光熱料等	小型エンジン発電機、卓上コンロ・ボンベ 懐中電灯 ほか		<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>脱字</p>
区分	特に重要な品目例	備 考																																								
寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については資料編に掲載																																								
外衣・肌着	T着 ほか																																									
身の回り品	タオル ほか																																									
炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか																																									
日用品	トイレットペーパー、ポリタンク 生理用品 紙おむつ 大人用おむつ ほか																																									
光熱料等	エンジン発電機 卓上コンロ・ボンベ ほか																																									
区分	特に重要な品目例	備 考																																								
寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載																																								
外衣・肌着	下着 ほか																																									
身の回り品	タオル ほか																																									
炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか																																									
日用品	トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか																																									
光熱料等	小型エンジン発電機、卓上コンロ・ボンベ 懐中電灯 ほか																																									

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
94	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第14節 家屋被害認定士制度等の整備</p> <p>第1款 家屋被害認定士制度の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 目的 災害時における多くの被災者支援制度において市町長が発行する罹災証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、県及び市町は、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成するとともに、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と住家被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図ることとする。</p> <p>2 家屋被害認定士制度要綱の策定 県は、「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱（平成18年1月27日制定）に基づき、家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理を行うこととする。</p> <p>4 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備 県は、市町と協力して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図ることとする。</p>	100	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第14節 家屋被害認定士制度等の整備</p> <p>第1款 家屋被害認定士制度の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 目的 <u>災害対策基本法第90条の2で市町長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、県及び市町は、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成するとともに、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と住家被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図ることとする。</u></p> <p>2 家屋被害認定士制度要綱の策定 県は、「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱（平成18年1月27日制定）に基づき、家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理を行うとともに、<u>担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p> <p>4 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備 県は、<u>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町と協力して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図ることとする。</u> <u>市町は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
96	<p>第2款 被災建築物応急危険度判定制度の整備</p> <p>〔応急危険度判定〕</p> <pre> graph TD A[地震発生] --> B[応急危険度の調査 倒壊危険性、落下危険性、点等危険物による危険性を調査 ・主に建築技術者による外観目視による調査] B --> C{応急危険度の判定} C --> D[調査済] C --> E[要注意] C --> F[危険] </pre>	<p>102</p> <p>第2款 被災建築物応急危険度判定制度の整備</p> <p>〔応急危険度判定〕</p> <pre> graph TD A[地震発生] --> B[応急危険度の調査 倒壊危険性、落下危険性、転倒危険物による危険性を調査 ・主に建築技術者による外観目視による調査] B --> C{応急危険度の判定} C --> D[調査済] C --> E[要注意] C --> F[危険] </pre>	<p>誤字</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
99	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第15節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市町は、あらかじめ災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておくこととする。</p> <p>追加</p> <p>また、市町は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、量、廃家電の5分別に努めることを明記することとする。</p> <p>表 ～略～</p> <p>追加</p> <p>3 市町地域防災計画に定めるべき事項</p>	105	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第15節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市町は、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、<u>具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておくこととする。</u>また、<u>広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図るものとする。</u></p> <p>さらに、市町は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、量、廃家電の5分別に努めることを明記することとする。</p> <p>表 ～略～</p> <p>3 その他</p> <p><u>廃棄物処理施設については、大規模災害発生時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。</u></p> <p>4 市町地域防災計画に定めるべき事項</p>	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
100	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部子ども局、県健康福祉部健康局、県産業労働部国際局、県県土整備部土木局、市町〕</p> <p>第2 内容 1 災害時要援護者支援体制の整備 追加</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備 市町は、平常時から自力での避難が困難な災害時要援護者（避難行動要支援者）の所在等を把握し、避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の共有 市町は、災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を庁内関係課と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、避難行動要支援者名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供しよう努めることとする。</p>	107	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、<u>県健康福祉部高齢社会局</u>、健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部子ども局、県健康福祉部健康局、県産業労働部国際局、県県土整備部土木局、市町〕</p> <p>第2 内容 1 災害時要援護者支援体制の整備 <u>市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備 市町は、<u>防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から自力での避難が困難な災害時要援護者（避難行動要支援者）に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</u></p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の共有 市町は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
101	<p>6 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施</p> <p>県は、市町等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。</p>	109	<p>6 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施</p> <p>県は、市町等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、<u>市町を通じて</u>土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
102	<p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握</p> <p>(2) 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(3) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導</p> <p>(4) 緊急通報システムの整備</p> <p>(5) 社会福祉施設等の整備</p> <p>(6) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の実施</p> <p>(7) 土砂災害危険箇所、地区等に所在する災害時要援護者関連施設一覧</p> <p>(8) 外国語による防火防災対策の啓発</p> <p>(9) 福祉避難所の設置</p> <p>(10) その他必要な事項</p>	109	<p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の対象範囲</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿の提供先、方法</u></p> <p>(3) <u>名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</u></p> <p>(4) <u>名簿の更新に関する事項</u></p> <p>(5) <u>名簿の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置</u></p> <p>(6) <u>要配慮者が円滑に避難するための情報伝達手段</u></p> <p>(7) <u>避難支援等関係者の安全確保</u></p> <p>(8) 災害時要援護者の日常的把握</p> <p>(9) 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(10) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導</p> <p>(11) 緊急通報システムの整備</p> <p>(12) 社会福祉施設等の整備</p> <p>(13) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の実施</p> <p>(14) <u>土砂災害警戒区域等に所在する災害時要援護者関連施設一覧</u></p> <p>(15) 外国語による防火防災対策の啓発</p> <p>(16) 福祉避難所の設置</p> <p>(17) その他必要な事項</p>	法改正に伴う修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
103	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部県民文化局、県企画県民部防災企画局、市町〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p>	110	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部防災企画局、市町〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ</u>、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p>
104	<p>2 災害救援専門ボランティア制度の運営</p> <p>県は関係団体の協力を得て、県内外で大規模災害等が発生した際に救援活動に赴く県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊「HEART-PHOENIX」）の制度の運営を行うこととする。</p> <p>(1) 災害救援専門ボランティアの活動分野</p> <p>① 救急・救助</p> <p>② 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）</p> <p>③ 介護</p> <p>④ 建物判定</p> <p>⑤ 情報・通信</p> <p>⑥ 手話通訳</p>		<p>削除</p>	<p>事業廃止に伴う修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
104	<p>⑦ ボランティアのコーディネート</p> <p>⑧ 輸送</p> <p>(2) 県の支援内容</p> <p>① 研修の実施</p> <p>② 災害に関する諸情報の提供</p> <p>③ 災害救援専門ボランティアをも含めた防災訓練の実施促進 等</p> <p>(3) 初動チームの派遣体制の整備</p> <p>災害救援専門ボランティアのより迅速かつ円滑な出動体制の整備を図るため、登録ボランティアの中から「初動チーム」を編成し、主に県外において大災害が発生した際、被災自治体の出動要請を待たずに、直ちに被災地に赴き、被災状況、被災者のニーズの把握等情報収集や、被災地における災害ボランティア受け入れ組織等との連絡調整にあたる仕組みを構築することとする。</p>		削除	事業廃止に伴う修正
	<p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(3) 災害ボランティア等の確保</p> <p>① 被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援</p> <p>② 県災害救援専門ボランティアとの協力</p>	111	<p>2 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(3) 災害ボランティア等の確保</p> <p>被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援</p>	事業廃止に伴う修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
105	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 津波災害対策の推進</p> <p>(実施機関：近畿地方整備局、神戸海洋気象台、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、消防本部、市町)</p> <p>第1 趣旨 津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、津波警報・注意報や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、県民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について定める。</p> <p>第2 内容 1 東日本大震災を踏まえた対策(暫定)の実施 (1) 最大クラスの津波を想定した被害想定の実施 県は、東海・東南海・南海地震について、東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行うこととする。 (2) 当面の津波災害対策 県、市町は、(1)の被害想定が完成し、それを前提とした対策の方針が固まるまでの間、暫定的な津波高さ(本計画の津波被害想定における津波高の2倍)を設定し、津波災害対策を進めることとする。</p> <p>3 津波警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制の整備</p>	112	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 津波災害対策の推進</p> <p>(実施機関：近畿地方整備局、神戸地方気象台、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、消防本部、市町)</p> <p>第1 趣旨 津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、<u>大津波警報</u>・津波警報・注意報や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、県民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について定める。</p> <p>第2 内容 1 東日本大震災を踏まえた対策の実施 県は、<u>南海トラフ地震</u>について、東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行った。 県、市町は、<u>上記シミュレーションにより得た津波水位に基づき</u>、津波災害対策を進めることとする。</p> <p>3 <u>大津波警報</u>・津波警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制の整備</p>	<p>組織名変更による修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
106	<p>4 津波監視体制等の確立</p> <p>気象庁本庁又は大阪管区気象台は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期することとする。</p>	113	<p>4 津波監視体制等の確立</p> <p>気象庁本庁又は大阪管区気象台は地震発生後、約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期することとする。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
111	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県教育委員会、防災関係機関〕</p> <p>第2 内容 5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) 周知方法 ② インターネット（県は、平成17年8月から県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波による危険度等を示すCGハザードマップを公開している。http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/）、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及</p>	119	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、<u>県県土整備部</u>、県教育委員会、防災関係機関〕</p> <p>第2 内容 5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) 周知方法 ② インターネット（県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、<u>ため池による危険度等</u>を示すCGハザードマップを公開している。）、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
112	<p>〔CGハザードマップの内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災情報マップ（洪水、土砂災害、高潮、津波） <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域、土砂災害危険箇所、高潮浸水想定区域、津波浸水予測図 ・避難所情報 ・雨量、水位のリアルタイム情報 ・主要地点における浸水状況の動画 ○ 防災学習 <ul style="list-style-type: none"> ・災害の恐ろしさ ・避難時の留意点 等 	120	<p>〔CGハザードマップの内容〕 http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池）の危険度（洪水・高潮・津波・ため池浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。</u> ○ <u>雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。</u> ○ <u>駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。</u> ○ <u>作図機能で地域の防災マップの作成ができる。</u> 	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
	<p>(2) 周知内容 ③ 災害に対する平素の心得 追加</p>		<p>(2) 周知内容 ③ 災害に対する平素の心得 キ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度） シ <u>兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性</u> ス <u>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</u> 等</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画にあわせた修正 所管課からの修正いい県に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
113	<p>6 一般県民に対する防災実践活動の促進 県は、ひょうご安全の日推進県民会議と連携し、地域や家庭における実践活動を促進するため、県民グループ等（自主防災組織、自治会、婦人会、学校等）からの依頼に応じて、ひょうご防災特別推進員を派遣し、講義等を実施することとする。</p> <p>〔主な講義内容〕 家具等の転倒防止、住宅の耐震化、<u>住宅用火災警報器の設置</u>、<u>県住宅再建共済制度への加入</u>、防災訓練等</p> <p>7 ひょうご防災リーダー講座の開設 (3) 開催場所 県広域防災センター（三木総合防災公園内）及び地域別に開催</p> <p>8 学校における防災教育 (1) 教育委員会の取り組み 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行うこととする。 ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る ア 一般教職員への研修会の実施 ・各教育事務所ごとに年2回実施</p> <p>(2) 各学校の取り組み 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努めることとする。 ① 学校における防災教育の充実 ア 緊急時にも適切に対応できる実践的態度や能力などを育成 イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進</p>	121	<p>6 一般県民に対する防災実践活動の促進 県は、ひょうご安全の日推進県民会議と連携し、地域や家庭における実践活動を促進するため、県民グループ等（自主防災組織、自治会、婦人会、学校等）からの依頼に応じて、ひょうご防災特別推進員を派遣し、講義等を実施することとする。<u>また、自主防災組織の活性化に取り組む組織からの依頼に応じて、ワークショップや避難訓練の企画・運営に関する助言・指導を行う。</u></p> <p>〔主な講義内容〕 家具等の転倒防止、住宅の耐震化、<u>県住宅再建共済制度への加入</u>、<u>防災訓練等</u></p> <p>7 ひょうご防災リーダー講座の開設 (3) 開催場所 <u>県広域防災センター（三木総合防災公園内）</u></p> <p>8 学校における防災教育 (1) 教育委員会の取り組み 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図る。 ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。 ア <u>教職員への研修会の実施</u> ・<u>教育事務所ごとに年2回実施</u></p> <p>(2) 各学校の取り組み 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、<u>児童生徒に対する防災教育を推進する。</u> ① 学校における防災教育の充実 ア <u>様々な災害から自らの命を守るために、適切に判断し、主体的に行動する態度を育成</u> イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
116	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>第1 趣旨 地域において、県民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。</p> <p>1 実施機関等 (1) 県は、市町の自主防災組織の育成の取組みを支援することとする。 (2) 市町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとする。 その際、市町と消防機関等は、密接に連携、協力することとする。 (3) 県民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。</p>	124	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第2節 自主防災体制の整備</p> <p>第1 趣旨 地域において、住民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進するとともに、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。</p> <p>第2 内容 1 地区防災計画の策定等 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。 市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p>2 自主防災組織の育成 (1) 実施機関等 ① 県は、市町の自主防災組織の育成の取組みを支援することとする。 ② 市町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとする。 その際、市町と消防機関等は、密接に連携、協力することとする。 ③ 県民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めることとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
116	<p>2 重点地区</p> <p>3 自主防災組織</p> <p>(1) 防災計画（活動計画）の内容</p> <p>① 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）</p> <p>② 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）</p> <p>③ 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）</p> <p>④ 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）</p> <p>⑤ 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）</p> <p>⑥ 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）</p> <p>⑦ 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）</p> <p>⑧ 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）</p> <p>⑨ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）</p> <p>(2) 編成</p> <p>① 自主防災組織内の編成 情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等</p> <p>② 編成上の留意事項</p> <p>ア 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討</p> <p>イ 水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応</p> <p>ウ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加</p> <p>エ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用</p> <p>(3) 活動内容</p> <p>① 平時の活動</p> <p>ア 風水害等防災に関する知識の向上</p> <p>イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡</p> <p>ウ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）</p> <p>エ 地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認</p> <p>オ 家庭における防火・防災等予防上の措置</p> <p>カ 地域における情報収集・伝達体制の確認</p> <p>キ 避難地・医療救護施設の確認</p> <p>ク 防災資機材の整備、管理</p>	124	<p>(2) 重点地区</p> <p>(3) 自主防災組織の活動</p> <p>① 防災計画（活動計画）の内容</p> <p>ア 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）</p> <p>イ 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）</p> <p>ウ 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）</p> <p>エ 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）</p> <p>オ 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）</p> <p>カ 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）</p> <p>キ 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）</p> <p>ク 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）</p> <p>ケ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）</p> <p>② 編成</p> <p>ア 自主防災組織内の編成 情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等</p> <p>イ 編成上の留意事項</p> <p>・ 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討</p> <p>・ 水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応</p> <p>・ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加</p> <p>・ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用</p> <p>③ 活動内容</p> <p>ア 平時の活動</p> <p>・ 風水害等防災に関する知識の向上</p> <p>・ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡</p> <p>・ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）</p> <p>・ 地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認</p> <p>・ 家庭における防火・防災等予防上の措置</p> <p>・ 地域における情報収集・伝達体制の確認</p> <p>・ 避難地・医療救護施設の確認</p> <p>・ 防災資機材の整備、管理</p>	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p>
117		125		

地震災害対策計画

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
118	4 安全・安心コミュニティ・ファイル		削除	地区防災計画の制度 導入に伴う修正
	5 市町地域防災計画で定めるべき事項	126	3 市町地域防災計画で定めるべき事項	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応															
123	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第2款 防災対策事業の推進</p> <p>第2 内容 1 防災基盤整備事業 (1) 対象事業</p> <table border="1" data-bbox="190 571 981 758"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等</td> </tr> <tr> <td>消防広域化対策事業</td> <td>市町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等</td> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊施設整備事業</td> <td>緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 防災基盤整備事業計画</p> <p>① 市町は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県に協議し、県は、所要の調整を図り、あらかじめ消防庁に協議することとする。</p> <p>② 県は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ消防庁に協議することとする。</p> <p>(3) 財政措置 本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。</p> <p>(4) 事業の実施 県、市町は、防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。</p>	区 分	事業例	消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等	消防広域化対策事業	市町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等	緊急消防援助隊施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等	<p>131</p> <p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第2款 防災対策事業の推進</p> <p>第2 内容 1 防災基盤整備事業 (1) 対象事業</p> <table border="1" data-bbox="1093 571 1861 805"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等</td> </tr> <tr> <td>消防広域化対策事業</td> <td>市町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等</td> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊施設整備事業</td> <td>緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等 ※消防組織法第5条第2項の規定により後援大臣が指定する「緊急消防援助隊の編成及び施設」の整備等に係る基本的な事項に関する計画に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設の整備が対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>削除</p> <p>(2) 財政措置 本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。</p> <p>(3) 事業の実施 県、市町は、<u>地域防災計画等</u>に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。</p>	区 分	事業例	消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等	消防広域化対策事業	市町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等	緊急消防援助隊施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等 ※消防組織法第5条第2項の規定により後援大臣が指定する「緊急消防援助隊の編成及び施設」の整備等に係る基本的な事項に関する計画に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設の整備が対象	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
区 分	事業例																		
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等																		
消防広域化対策事業	市町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等																		
緊急消防援助隊施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等																		
区 分	事業例																		
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等																		
消防広域化対策事業	市町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等																		
緊急消防援助隊施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等 ※消防組織法第5条第2項の規定により後援大臣が指定する「緊急消防援助隊の編成及び施設」の整備等に係る基本的な事項に関する計画に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設の整備が対象																		

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
124	<p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 防災基盤整備事業計画及び公共施設等耐震化事業計画の作成</p> <p>(2) その他必要な事項</p>	132	<p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) <u>公共施設等耐震化事業計画及び施設・設備整備計画</u>の作成</p> <p>(2) その他必要な事項</p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
125	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第2 内容</p> <p>1 安全・安心な都市づくりの推進</p> <p>(1) 県は、「防災都市計画マスタープラン」等を策定し、これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進することとする。</p> <p>(2) 市町は、「防災都市計画マスタープラン」に十分配慮しつつ、都市計画区域内の市町については「市町都市計画マスタープラン」、また、都市計画区域外の町についてはこれに替わる計画と市街地の防災に関する事項に関して、市町地域防災計画と整合を図ることとする。</p>	133	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第2 内容</p> <p>1 安全・安心な都市づくりの推進</p> <p>(1) 県は、「<u>防災に関する方針</u>」を「都市計画区域マスタープラン」に位置づけ、これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進することとする。</p> <p>(2) 市町は、「<u>都市計画区域マスタープラン</u>」に位置づけられた「<u>防災に関する方針</u>」に十分配慮しつつ、都市計画区域内の市町については「市町都市計画マスタープラン」、また、都市計画区域外の町についてはこれに替わる計画と市街地の防災に関する事項に関して、市町地域防災計画と整合を図ることとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
127	<p>3 防災施設の整備方針</p> <p>(4) 避難地・避難路の周知</p> <p>市町は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地等の案内板の設置、防災マップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難地・避難路の周知徹底を図ることとする。</p>	135	<p>3 防災施設の整備方針</p> <p>(4) 避難地・避難路の周知</p> <p>市町は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地等の案内板の設置、防災マップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難地・避難路の周知徹底を図ることとする。</p> <p><u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p>	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
129	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 計画的かつ総合的な耐震化の推進</p> <p>(1) 県は、特定行政庁（建築基準法第2条に規定する建築主事を置く市）と調整の上、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震改修を進めることとする。</p> <p>(2) 県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県耐震改修促進計画を作成する。</p> <p>(3) 市町は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画（以下、この節において「市町計画」という。）を作成することとする。</p> <p>(4) 県、市町は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。</p> <p>(5) 県、市町は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施することとする。</p>	137	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 計画的かつ総合的な耐震化の推進</p> <p>(1) 県は、<u>所管行政庁</u>（建築基準法第2条に規定する建築主事を置く市）と調整の上、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震改修を進めることとする。</p> <p>(2) 県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県耐震改修促進計画を作成する。</p> <p>(3) 市町は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画（以下、この節において「市町計画」という。）を作成することとする。</p> <p>(4) 県、市町は、昭和56年建築基準法施行令改正<u>施行前</u>の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。</p> <p>(5) 県、市町は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
130	<p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>県、市町は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。</p> <p>(1) 耐震診断・改修支援システムの充実</p> <p>県は、県有施設、市町及び民間施設の耐震診断、耐震改修を支援することを目的として構築された耐震診断・改修支援システムを市町及び建築関係団体と協力して充実していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断改修計画評価委員会：(財)兵庫県住宅建築総合センターに設置 ・耐震化相談会：建築関係団体の協力を得て随時開催 	138	<p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>県、市町は、昭和56年建築基準法施行令改正<u>施行前</u>の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。</p> <p>(1) 耐震診断・改修支援システムの充実</p> <p>県は、県有施設、市町及び民間施設の耐震診断、耐震改修を支援することを目的として構築された耐震診断・改修支援システムを市町及び建築関係団体と協力して充実していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断改修計画評価委員会：<u>(公財)</u>兵庫県住宅建築総合センターに設置 ・耐震化相談会：建築関係団体の協力を得て随時開催 	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
追加		139	<p><u>エ 簡易な耐震改修定額助成バック</u> <u>[対象住宅]</u> 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低い(評点0.7未満)と診断された木造戸建住宅で兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p><u>[対象者]</u> 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者(給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下)</p> <p><u>[補助対象]</u> 耐震改修の結果、評点が0.7以上となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び次の工事(附帯工事を含む)に要する費用(総額が50万円以上のものに限る) ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ 屋根の軽量化 ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強</p> <p><u>[補助金額]</u> 50万円(定額)</p> <p><u>オ 簡易な耐震改修定額助成バック(被災特例分)</u> <u>[対象住宅]</u> 簡易な耐震改修定額助成バックと同じ</p> <p><u>[対象者]</u> 平成25年4月13日に発生した淡路島を震源とする地震により、一部損壊(損害割合10%以上)以上の被害を受けた木造戸建住宅を所有する方(特例の適用を受けるためには、市町長が発行した「り災証明書の写真」の提出が必要)</p> <p><u>[補助対象]</u> 耐震改修の結果、評点が0.7以上となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び次の工事(附帯工事を含む)に要する費用(総額が70万円以上のものに限る) ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ 屋根の軽量化 ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強</p> <p><u>[補助金額]</u> 70万円(定額)</p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行																												
131	<p>③ 多数の者が利用する施設の耐震化（耐震診断助成）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象建築物</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>昭和56年5月以前着工の建築物で3階以上かつ1,000㎡以上の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 医療施設の耐震化 地域医療再生・医療施設耐震化支援基金を活用し、災害拠点病院等の耐震化を支援することとする。</p> <p>⑥ 福祉施設等の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者（児）福祉施設等</td> <td>社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所等</td> <td>国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4</td> </tr> <tr> <td>小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、地域密着型ケアハウス（特定施設）</td> <td>補助単価：13,000千円 負担割合：社会福祉施設等防災整備基金10/10</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>補助単価：6,500千円 負担割合：社会福祉施設等防災整備基金10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 緊急輸送路沿道建築物の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急輸送路に面する一定規模以上の建築物のうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断・補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>450万円/棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑧ 津波避難ビルの耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>650万円/棟</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象建築物	負担割合	市町	昭和56年5月以前着工の建築物で3階以上かつ1,000㎡以上の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	対象施設	負担割合等	障害者（児）福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4	障害福祉サービス事業所等	国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、地域密着型ケアハウス（特定施設）	補助単価：13,000千円 負担割合：社会福祉施設等防災整備基金10/10	認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所	補助単価：6,500千円 負担割合：社会福祉施設等防災整備基金10/10	対象	負担割合	補助限度額	緊急輸送路に面する一定規模以上の建築物のうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断・補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	450万円/棟	対象	負担割合	補助限度額	大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	650万円/棟
実施主体	対象建築物	負担割合																											
市町	昭和56年5月以前着工の建築物で3階以上かつ1,000㎡以上の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3																											
対象施設	負担割合等																												
障害者（児）福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4																												
障害福祉サービス事業所等	国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4																												
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、地域密着型ケアハウス（特定施設）	補助単価：13,000千円 負担割合：社会福祉施設等防災整備基金10/10																												
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所	補助単価：6,500千円 負担割合：社会福祉施設等防災整備基金10/10																												
対象	負担割合	補助限度額																											
緊急輸送路に面する一定規模以上の建築物のうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断・補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	450万円/棟																											
対象	負担割合	補助限度額																											
大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	650万円/棟																											

頁	修 正 案	対 応																												
140	<p>③ 多数の者が利用する施設の耐震化（耐震診断助成）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建築物</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、3階以上かつ1,000㎡以上の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設の耐震診断</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>1,540千円/棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 医療施設の耐震化 地域医療再生・医療施設耐震化支援基金等を活用し、<u>2次救急医療機関等の耐震化</u>を支援することとする。</p> <p>⑥ 福祉施設等の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者（児）福祉施設等</td> <td>社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所等</td> <td>国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 緊急輸送路沿道建築物の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送路に面する昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、<u>高さ</u>が前向き路の幅1/2を超えるもの</td> <td>耐震診断 補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 4,630千円/棟</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>" 146,000千円/棟</td> </tr> <tr> <td>建物解体</td> <td>" 91,800千円/棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑧ 津波避難ビルの耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>6,690千円/棟</td> </tr> </tbody> </table>	対象建築物	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、3階以上かつ1,000㎡以上の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	1,540千円/棟	対象施設	負担割合等	障害者（児）福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4	障害福祉サービス事業所等	国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4	対象	負担割合	補助対象限度額	緊急輸送路に面する昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、 <u>高さ</u> が前向き路の幅1/2を超えるもの	耐震診断 補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 4,630千円/棟	耐震改修	" 146,000千円/棟	建物解体	" 91,800千円/棟	対象	負担割合	補助対象限度額	大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,690千円/棟	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
対象建築物	負担割合	補助対象限度額																												
昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、3階以上かつ1,000㎡以上の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	1,540千円/棟																												
対象施設	負担割合等																													
障害者（児）福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4																													
障害福祉サービス事業所等	国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4																													
対象	負担割合	補助対象限度額																												
緊急輸送路に面する昭和56年5月以前着工の民間建築物のうち、 <u>高さ</u> が前向き路の幅1/2を超えるもの	耐震診断 補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 4,630千円/棟																												
	耐震改修	" 146,000千円/棟																												
	建物解体	" 91,800千円/棟																												
対象	負担割合	補助対象限度額																												
大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の民間建築物の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,690千円/棟																												

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
134	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 砂防設備の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 土石流危険渓流等の把握と住民への周知徹底</p> <p>県は、土石流危険渓流等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害危険箇所図として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p>	142	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 砂防設備の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 土石流危険渓流等の把握と住民への周知徹底</p> <p>県は、土石流危険渓流等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
135	<p>第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>2 地すべり危険箇所の把握と住民への周知徹底</p> <p>県は、地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害危険箇所図として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p>	143	<p>第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>2 地すべり危険箇所の把握と住民への周知徹底</p> <p>県は、地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
136	<p>第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備</p> <p>2 急傾斜地崩壊危険箇所等の把握と住民への周知</p> <p>県は、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で急傾斜地崩壊危険箇所等図として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p>	144	<p>第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備</p> <p>2 急傾斜地崩壊危険箇所等の把握と住民への周知</p> <p>県は、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
139	<p>第5款 宅地造成等の規制</p> <p>3 宅地保全相談所の設置</p> <p>(1) 常設相談所</p> <p>県県土整備部建築指導課、各県民局（まちづくり建築課及び建築課（神戸県民局を除く。））</p>	147	<p>第5款 宅地造成等の規制</p> <p>3 宅地保全相談所の設置</p> <p>(1) 常設相談所</p> <p>県県土整備部建築指導課、各県民局及び中播磨県民センター（まちづくり建築課（西播磨県民局を除く。））</p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
139	<p>4 県下権限委任市への指導 県下の宅地造成等規制法の権限を有する市にも、上記2～3に準じた措置を行うよう指導する。</p> <p>第6款 災害危険区域対策の実施</p>	147	<p>4 宅地造成等規制法の権限を有する市との連携 県内の宅地造成等規制法の権限を有する市と連携し、上記2、3について県内統一的な実施を図る。</p> <p>第6款 災害危険区域対策の実施</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
140	<p>3 危険住宅の除却又は移転 市町は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、市町の補助額の3/4を負担することとする。</p> <p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費 限度額 780千円 助成区分 国1/2、県1/4、市町1/4</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限度額 4,060千円(土地を取得しない場合3,100千円) 年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 助成区分 国1/2、県1/4、市町1/4 (注) 助成費の補助限度額は、平成23年度の額である。</p>	148	<p>3 危険住宅の除却又は移転 市町は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、市町の補助金の3/4を負担することとする。</p> <p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費 補助限度額 802千円 負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 補助限度額 4,150千円(土地を取得しない場合3,190千円) 年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4 (注) 助成費の補助限度額は、平成26年度の額である。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応												
143	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p> <p>第2 内容 2 海岸施設の整備 (1) 事業計画 イ 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="174 528 976 762"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23～</td> <td>(農村環境室所管分) 高潮対策事業 浸食対策事業 (漁港課所管分) 高潮対策事業 浸食対策事業 沿岸環境整備事業</td> <td>福清海岸（護岸補強 他） 鹿野海岸（消堤 他） 丸山漁港海岸（胸壁他）家島漁港海岸（護岸（改良）他） 須井漁港海岸（離岸堤他） 香住漁港海岸（養浜他）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ため池施設の整備 (2) 周知及び広報 県は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。</p>	年度	事業名	事業内容	23～	(農村環境室所管分) 高潮対策事業 浸食対策事業 (漁港課所管分) 高潮対策事業 浸食対策事業 沿岸環境整備事業	福清海岸（護岸補強 他） 鹿野海岸（消堤 他） 丸山漁港海岸（胸壁他）家島漁港海岸（護岸（改良）他） 須井漁港海岸（離岸堤他） 香住漁港海岸（養浜他）	150	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p> <p>第2 内容 2 海岸施設の整備 (1) 事業計画 イ 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1070 528 1872 778"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 浸食対策事業</td> <td>鹿野海岸（消堤 他）</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 浸食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸岡改良他）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ため池施設の整備 (2) 周知及び広報 県は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。 また、市町は地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るものとする。</p>	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 浸食対策事業	鹿野海岸（消堤 他）	(漁港課所管分) 高潮対策事業 浸食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸岡改良他）	<p>対応</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容														
23～	(農村環境室所管分) 高潮対策事業 浸食対策事業 (漁港課所管分) 高潮対策事業 浸食対策事業 沿岸環境整備事業	福清海岸（護岸補強 他） 鹿野海岸（消堤 他） 丸山漁港海岸（胸壁他）家島漁港海岸（護岸（改良）他） 須井漁港海岸（離岸堤他） 香住漁港海岸（養浜他）														
事業名	事業内容															
(農村環境室所管分) 浸食対策事業	鹿野海岸（消堤 他）															
(漁港課所管分) 高潮対策事業 浸食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 香住漁港海岸（離岸堤） 丸山漁港海岸（陸岡改良他）															

頁	現 行	頁	修 正 案	対応												
144	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>(実施機関：近畿地方整備局、県県土整備部土木局、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有開発(株))</p> <p>第2 内容 2 緊急輸送道路等の整備 (1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路事業（一般国道、県道）</td> <td rowspan="3">緊急輸送道路の整備を実施する。</td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> </tr> <tr> <td>特定交通安全施設等整備事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	道路事業（一般国道、県道）	緊急輸送道路の整備を実施する。	街路事業	特定交通安全施設等整備事業	152	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>(実施機関：近畿地方整備局、県県土整備部土木局、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、<u>芦有ドライブウェイ(株)</u>)</p> <p>第2 内容 2 緊急輸送道路等の整備 (1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路事業</td> <td rowspan="3">緊急輸送道路等の整備を実施する。</td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> </tr> <tr> <td>交通安全施設等整備事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	道路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。	街路事業	交通安全施設等整備事業	<p>組織名変更による修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
事業名	事業内容															
道路事業（一般国道、県道）	緊急輸送道路の整備を実施する。															
街路事業																
特定交通安全施設等整備事業																
事業名	事業内容															
道路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。															
街路事業																
交通安全施設等整備事業																
145	<p>4 落橋防止 (1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁補修事業</td> <td>耐震補強工事等の順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	橋梁補修事業	耐震補強工事等の順次実施	153	<p>4 落橋防止 (1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁補修事業</td> <td>老朽化対策や耐震補強工事等の順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	橋梁補修事業	老朽化対策や耐震補強工事等の順次実施					
事業名	事業内容															
橋梁補修事業	耐震補強工事等の順次実施															
事業名	事業内容															
橋梁補修事業	老朽化対策や耐震補強工事等の順次実施															
146	<p>5 道路情報の提供</p> <p>県は、「道の駅」に道路情報提供装置を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための各種情報を提供するとともに、緊急災害時には通行規制箇所等の情報提供を行うこととする。</p> <p>さらに、各種の道路情報提供装置の統合管理を進め、他の道路管理者及び県警察本部とのネットワーク化を図ることにより、緊急時における迅速かつ的確な情報収集と発信に努めることとする。</p>	154	<p>5 道路情報の提供</p> <p>「道の駅」には、<u>道路情報提供装置</u>を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための各種情報の提供に加え、緊急災害時には通行規制箇所等の情報提供を行<u>っている</u>。</p>													

頁	現 行																																																
146	<p>○ 「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市新宮町平野99-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市岩屋1873-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらふく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用郡佐用町平福988-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木東条線</td> <td>加東市南山1-5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市青垣町西芦田540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>美方郡香美町村岡区長瀬字933-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道 427号</td> <td>多可郡多可町加美区鳥羽733-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いなかゆ</td> <td>県道 川西篠山線</td> <td>川辺郡相名川町万徳竹屋70-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道 175号</td> <td>丹波市春日野町七日市710</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道 250号</td> <td>たつの市御津町室津896-23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道 178号</td> <td>美方郡香美町香住区除部1723-4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等</p>	駅名	路線名	所在地	備考	しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2		あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1		宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1		とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1		あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田540		あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字933-1		R427かみ	国道 427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1		いなかゆ	県道 川西篠山線	川辺郡相名川町万徳竹屋70-1		丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市春日野町七日市710		みつ	国道 250号	たつの市御津町室津896-23		あまるべ	国道 178号	美方郡香美町香住区除部1723-4	
駅名	路線名	所在地	備考																																														
しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2																																															
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1																																															
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1																																															
とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1																																															
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田540																																															
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字933-1																																															
R427かみ	国道 427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1																																															
いなかゆ	県道 川西篠山線	川辺郡相名川町万徳竹屋70-1																																															
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市春日野町七日市710																																															
みつ	国道 250号	たつの市御津町室津896-23																																															
あまるべ	国道 178号	美方郡香美町香住区除部1723-4																																															
147	<p>第2款 港湾施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 海上輸送の多重化</p> <p>姫路港、尼崎西宮芦屋港において外貨貨物を扱える大型岸壁等の整備を行うこととする。</p> <p>また、姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港において、所要の岸壁等を整備することとする。</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~27</td> <td>港湾改修事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 赤穂港千鳥地区道路</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~27</td> <td>港湾改修事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港（尼崎地区） 航路、泊地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災拠点として活用する港湾施設の整備</p> <p>県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~27</td> <td>港湾改修事業</td> <td>赤穂港 千鳥地区 岸壁 (-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場 (-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋 (-3.5m)L=60m</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23~27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 赤穂港千鳥地区道路	年度	事業名	事業内容	23~27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港（尼崎地区） 航路、泊地	年度	事業名	事業内容	23~27	港湾改修事業	赤穂港 千鳥地区 岸壁 (-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場 (-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋 (-3.5m)L=60m																														
年度	事業名	事業内容																																															
23~27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 赤穂港千鳥地区道路																																															
年度	事業名	事業内容																																															
23~27	港湾改修事業	尼崎西宮芦屋港（尼崎地区） 航路、泊地																																															
年度	事業名	事業内容																																															
23~27	港湾改修事業	赤穂港 千鳥地区 岸壁 (-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場 (-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋 (-3.5m)L=60m																																															

頁	修正案																																												
154	<p>○ 「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市新宮町平野99-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市岩屋1873-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらふく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用郡佐用町平福988-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木南山線</td> <td>加東市南山1-5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市青垣町西芦田540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>美方郡香美町村岡区長瀬字933-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道 427号</td> <td>多可郡多可町加美区鳥羽733-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道 175号</td> <td>丹波市春日野町七日市710</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道 250号</td> <td>たつの市御津町室津896-23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道 178号</td> <td>美方郡香美町香住区除部1723-4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等</p>	駅名	路線名	所在地	備考	しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2		あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1		宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1		とうじょう	県道 平木南山線	加東市南山1-5-1		あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田540		あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字933-1		R427かみ	国道 427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1		丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市春日野町七日市710		みつ	国道 250号	たつの市御津町室津896-23		あまるべ	国道 178号	美方郡香美町香住区除部1723-4	
駅名	路線名	所在地	備考																																										
しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2																																											
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1																																											
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1																																											
とうじょう	県道 平木南山線	加東市南山1-5-1																																											
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田540																																											
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字933-1																																											
R427かみ	国道 427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1																																											
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市春日野町七日市710																																											
みつ	国道 250号	たつの市御津町室津896-23																																											
あまるべ	国道 178号	美方郡香美町香住区除部1723-4																																											
155	<p>第2款 港湾施設の整備</p> <p>削除</p> <p>1 防災拠点として活用する港湾施設の整備</p> <p>県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~27</td> <td>港湾改修事業</td> <td>赤穂港 千鳥地区 岸壁 (-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場 (-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋 (-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千鳥地区道路 L=240m</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23~27	港湾改修事業	赤穂港 千鳥地区 岸壁 (-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場 (-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋 (-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千鳥地区道路 L=240m																																						
年度	事業名	事業内容																																											
23~27	港湾改修事業	赤穂港 千鳥地区 岸壁 (-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場 (-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋 (-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千鳥地区道路 L=240m																																											

対応

所管課からの修正意見に基づく修正

次の項目の事業に統合

所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																							
149	追加	155	2 その他	国防災基本計画にあ わせた修正																																																							
	<p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">24</td> <td>水産流通基盤整備事業 (2地区)</td> <td rowspan="3">外かく施設、保留施設、輸送施設、用地</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業 (3地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港漁場機能高度化事業 (5地区)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4款 鉄道施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道</td> <td rowspan="7"> 新築計画については、平成24年に改訂された「鉄道新 建物等設計標準（耐震設計）」（以下、「耐震標準」とい う。）に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成15年度までは平成10年発出 の耐震標準の使用が認められている。 </td> <td>駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等 を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸市交通局</td> <td>駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄 阪神電気鉄道 山陽電気鉄道</td> <td>駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸電鉄</td> <td>駅舎・橋梁・法面 ・電車線路支持物等 を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸高速鉄道</td> <td>構きよ・ずい道・ 換気孔・駅出入口 の改良強化</td> </tr> <tr> <td>六甲山観光</td> <td>駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等を 計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸すまいまちづくり公社</td> <td>耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正 震度法を採用している。</td> <td>駅舎等を計画的 に改良強化</td> </tr> </tbody> </table>		年度		事業名	事業内容	24	水産流通基盤整備事業 (2地区)	外かく施設、保留施設、輸送施設、用地	漁港施設機能強化事業 (3地区)	漁港漁場機能高度化事業 (5地区)	機関名	内 容	事業計画	西日本旅客鉄道	新築計画については、平成24年に改訂された「鉄道新 建物等設計標準（耐震設計）」（以下、「耐震標準」とい う。）に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成15年度までは平成10年発出 の耐震標準の使用が認められている。	駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等 を計画的に改良強化	神戸市交通局	駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化	阪急電鉄 阪神電気鉄道 山陽電気鉄道	駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化	神戸電鉄	駅舎・橋梁・法面 ・電車線路支持物等 を計画的に改良強化	神戸高速鉄道	構きよ・ずい道・ 換気孔・駅出入口 の改良強化	六甲山観光	駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等を 計画的に改良強化	神戸すまいまちづくり公社	耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正 震度法を採用している。	駅舎等を計画的 に改良強化	<p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">26</td> <td>水産流通基盤整備事業 (1地区)</td> <td rowspan="4">外かく施設、保留施設、輸送施設、用地</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業 (1地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業 (3地区)</td> </tr> <tr> <td>水産物供給基盤整備事業 (4地区)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4款 鉄道施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道</td> <td rowspan="7"> 新築計画については、平成24年に改訂された「鉄道新 建物等設計標準（耐震設計）」（以下、「耐震標準」とい う。）に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成15年度までは平成10年発出 の耐震標準の使用が認められている。 </td> <td>駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等 を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸市交通局</td> <td>駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄 阪神電気鉄道 山陽電気鉄道</td> <td>駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸電鉄</td> <td>駅舎・橋梁・法面 ・電車線路支持物等 を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸高速鉄道</td> <td>構きよ・ずい道・ 換気孔・駅出入口 の改良強化</td> </tr> <tr> <td>六甲山観光</td> <td>駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等を 計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸すまいまちづくり公社</td> <td>耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正 震度法を採用している。</td> <td>駅舎等を計画的 に改良強化</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	26	水産流通基盤整備事業 (1地区)	外かく施設、保留施設、輸送施設、用地	水産生産基盤整備事業 (1地区)	漁港施設機能強化事業 (3地区)	水産物供給基盤整備事業 (4地区)	機関名	内 容	事業計画	西日本旅客鉄道	新築計画については、平成24年に改訂された「鉄道新 建物等設計標準（耐震設計）」（以下、「耐震標準」とい う。）に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成15年度までは平成10年発出 の耐震標準の使用が認められている。	駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等 を計画的に改良強化	神戸市交通局	駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化	阪急電鉄 阪神電気鉄道 山陽電気鉄道	駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化	神戸電鉄	駅舎・橋梁・法面 ・電車線路支持物等 を計画的に改良強化	神戸高速鉄道	構きよ・ずい道・ 換気孔・駅出入口 の改良強化	六甲山観光	駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等を 計画的に改良強化	神戸すまいまちづくり公社	耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正 震度法を採用している。	駅舎等を計画的 に改良強化
年度	事業名	事業内容																																																									
24	水産流通基盤整備事業 (2地区)	外かく施設、保留施設、輸送施設、用地																																																									
	漁港施設機能強化事業 (3地区)																																																										
	漁港漁場機能高度化事業 (5地区)																																																										
機関名	内 容	事業計画																																																									
西日本旅客鉄道	新築計画については、平成24年に改訂された「鉄道新 建物等設計標準（耐震設計）」（以下、「耐震標準」とい う。）に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成15年度までは平成10年発出 の耐震標準の使用が認められている。	駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等 を計画的に改良強化																																																									
神戸市交通局		駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化																																																									
阪急電鉄 阪神電気鉄道 山陽電気鉄道		駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化																																																									
神戸電鉄		駅舎・橋梁・法面 ・電車線路支持物等 を計画的に改良強化																																																									
神戸高速鉄道		構きよ・ずい道・ 換気孔・駅出入口 の改良強化																																																									
六甲山観光		駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等を 計画的に改良強化																																																									
神戸すまいまちづくり公社		耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正 震度法を採用している。	駅舎等を計画的 に改良強化																																																								
年度	事業名	事業内容																																																									
26	水産流通基盤整備事業 (1地区)	外かく施設、保留施設、輸送施設、用地																																																									
	水産生産基盤整備事業 (1地区)																																																										
	漁港施設機能強化事業 (3地区)																																																										
	水産物供給基盤整備事業 (4地区)																																																										
機関名	内 容	事業計画																																																									
西日本旅客鉄道	新築計画については、平成24年に改訂された「鉄道新 建物等設計標準（耐震設計）」（以下、「耐震標準」とい う。）に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成15年度までは平成10年発出 の耐震標準の使用が認められている。	駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等 を計画的に改良強化																																																									
神戸市交通局		駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化																																																									
阪急電鉄 阪神電気鉄道 山陽電気鉄道		駅舎・橋梁・法面 ・構きよ等を計画的 に改良強化																																																									
神戸電鉄		駅舎・橋梁・法面 ・電車線路支持物等 を計画的に改良強化																																																									
神戸高速鉄道		構きよ・ずい道・ 換気孔・駅出入口 の改良強化																																																									
六甲山観光		駅舎・橋梁・法面 ・電線路支持物等を 計画的に改良強化																																																									
神戸すまいまちづくり公社		耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正 震度法を採用している。	駅舎等を計画的 に改良強化																																																								

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																																												
151	<p>第5款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 空港管理者等は、次の対策を実施することとする。 追加</p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定 (I) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。 ○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1"> <tr> <th>地域</th> <th>神戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但馬</th> <th>丹波</th> <th>淡路</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>30</td> <td>14</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>27</td> <td>24</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>262</td> </tr> </table> <p>4 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備 県は、広域防災拠点の建設にあたって、ヘリポート等の整備に努めることとする。 三木総合防災公園 三木防災ヘリポート（非公共） 平成 17 年 9 月 供用開始</p>	地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計	箇所数	30	14	24	18	27	24	38	41	21	25	262	159	<p>第5款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 空港管理者等は、次の対策を実施することとする。 <u>ここでいう空港管理者とは、空港管理事務所又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する法律及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律により運営権を設定されている場合は運営権者のことであり、以下も同様とする。</u></p> <p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定 (I) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。 ○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1"> <tr> <th>地域</th> <th>神戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但馬</th> <th>丹波</th> <th>淡路</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>30</td> <td>14</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>27</td> <td>25</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>264</td> </tr> </table> <p>4 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点名</th> <th>所在地</th> <th>名 称</th> <th>種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三木総合防災公園</td> <td>三木市志染町御坂</td> <td>三木防災ヘリポート</td> <td>非公共</td> </tr> <tr> <td>西播磨広域防災拠点</td> <td>赤穂郡上郡町光穂</td> <td>播磨ヘリポート跡地</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井</td> <td>但馬空港</td> <td>空港</td> </tr> <tr> <td>淡路広域防災拠点</td> <td>南あわじ市広田広田</td> <td>淡路ふれあい公園芝生広場</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>丹波広域防災拠点</td> <td>丹波市柏原町柏原</td> <td>丹波の森公園多目的グラウンド</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>阪神南広域防災拠点</td> <td>西宮市甲子園浜</td> <td>阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> </tbody> </table>	地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計	箇所数	30	14	24	19	27	25	38	40	21	25	264	拠点名	所在地	名 称	種 別	三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共	西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光穂	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	但馬空港	空港	淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場	丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公園多目的グラウンド	臨時離着陸場	阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート	臨時離着陸場	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計																																																																					
箇所数	30	14	24	18	27	24	38	41	21	25	262																																																																					
地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計																																																																					
箇所数	30	14	24	19	27	25	38	40	21	25	264																																																																					
拠点名	所在地	名 称	種 別																																																																													
三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共																																																																													
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光穂	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場																																																																													
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	但馬空港	空港																																																																													
淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場																																																																													
丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公園多目的グラウンド	臨時離着陸場																																																																													
阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート	臨時離着陸場																																																																													

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
155	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>〔実施機関：大阪ガス㈱、(一社)兵庫県エルピーガス協会〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 大阪ガス㈱の取組</p> <p>(2) 防災システムの強化</p> <p>① 地震計の設置</p> <p>ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、地区事業本部、供給所、支社、高圧ガスステーションに地震計を設置することとする。</p> <p>イ 地震計 241 箇所（県内 66 箇所）を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。</p> <p>⑤ 導管網のブロック化</p> <p>大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生への恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、京阪神を 10 ブロックに分割したスーパーブロック（中圧A導管）と、さらに、局所的対応を容易にするために 77 箇所に細分化したミドルブロック（中圧B導管）、149 箇所のリトルブロック（低圧導管）がある。スーパーブロック、ミドルブロックにおいては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。</p>	164	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>〔実施機関：大阪ガス㈱、(一社)兵庫県L.P.ガス協会〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 大阪ガス㈱の取組</p> <p>(2) 防災システムの強化</p> <p>① 地震計の設置</p> <p>ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、地区事業本部、供給所、支社、高圧ガスステーションに地震計を設置することとする。</p> <p>イ 地震計 253 箇所を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。</p> <p>⑤ 導管網のブロック化</p> <p>大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生への恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、京阪神を 11 ブロックに分割したスーパーブロック（中圧A導管）と、さらに、局所的対応を容易にするために 85 箇所に細分化したミドルブロック（中圧B導管）、157 箇所のリトルブロック（低圧導管）がある。スーパーブロック、ミドルブロックにおいては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。</p>	<p>組織名変更による修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
156	<p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(2) 防災システムの強化</p> <p>① 集中監視システムの導入 電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。 また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム(救急コール)にも活用することとする。</p> <p>② 安全機器の取り付け促進 消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。 また、ガスを自動的に停止する安全機器の取り付けを進めることとする。</p>	165	<p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(2) 防災システムの強化</p> <p>① 集中監視システムの導入 <u>電話回線等</u>によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。 また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム(救急コール)にも活用することとする。</p> <p>② 安全機器の取り付け促進 消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。 <u>また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。</u></p> <p>③ 地域防災事業所の設置 県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、<u>充てん所、LPガススタンド、容器検査所</u>で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。 各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備されている。</p>	<p>組織名変更による修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>
		166		

頁	現 行	頁	修 正 案	対応																																																																																																																																								
157	<p>○ 地域防災事業所組織図 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>製造事業所</th> <th>LPガス充てん所</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪 神</td> <td>尼崎市・西宮市</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神 戸</td> <td>神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂 丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山手町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明 石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東 播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加 印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫 路</td> <td>姫路市・神崎郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 東</td> <td>たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但 馬</td> <td>豊岡市・美父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡 路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			製造事業所	LPガス充てん所	容器検査所	北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1	神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0	摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山手町	5	4	0	明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1	東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	7	4	2	加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫 路	姫路市・神崎郡	12	7	1	西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1	西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	但 馬	豊岡市・美父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡 路	淡路全域	8	6	2	166	<p>○ 地域防災事業所組織図 (平成26年3月20日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充てん所</th> <th>LPガス充てん所</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の 一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪 神</td> <td>尼崎市・西宮市・伊丹市の一部</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神 戸</td> <td>神戸市(垂水区・西区・北区を除く)・ 芦屋市</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂 丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山手町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明 石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東 播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡 加東市</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加 印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫 路</td> <td>姫路市・神崎郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 東</td> <td>たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の 一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但 馬</td> <td>豊岡市・美父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡 路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充てん所	LPガス充てん所	容器検査所	北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の 一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪 神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	3	1	神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く)・ 芦屋市	1	7	0	摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山手町	5	4	0	明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1	東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡 加東市	5	4	2	加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫 路	姫路市・神崎郡	12	7	1	西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の 一部	2	2	1	西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	但 馬	豊岡市・美父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡 路	淡路全域	8	6	2	<p>関係機関からの修正 意見に基づく修正</p>
ブロック	地 域			防災事業所の種別・数																																																																																																																																								
		製造事業所	LPガス充てん所	容器検査所																																																																																																																																								
北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																								
阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1																																																																																																																																								
神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0																																																																																																																																								
摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山手町	5	4	0																																																																																																																																								
明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1																																																																																																																																								
東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	7	4	2																																																																																																																																								
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																								
姫 路	姫路市・神崎郡	12	7	1																																																																																																																																								
西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																								
西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1																																																																																																																																								
但 馬	豊岡市・美父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																								
淡 路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																								
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数																																																																																																																																										
		充てん所	LPガス充てん所	容器検査所																																																																																																																																								
北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の 一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																								
阪 神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	3	1																																																																																																																																								
神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く)・ 芦屋市	1	7	0																																																																																																																																								
摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山手町	5	4	0																																																																																																																																								
明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1																																																																																																																																								
東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡 加東市	5	4	2																																																																																																																																								
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																								
姫 路	姫路市・神崎郡	12	7	1																																																																																																																																								
西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の 一部	2	2	1																																																																																																																																								
西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1																																																																																																																																								
但 馬	豊岡市・美父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																								
淡 路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																								
	<p>(3) 防災体制の整備</p> <p>① 要員の確保</p> <p>被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。</p> <p>追加</p>	166	<p>(3) 防災体制の整備</p> <p>① 要員の確保</p> <p>被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。</p> <p>② 中核充てん所の設置</p> <p>大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12か所に中核充てん所(改正石油備蓄法第14条第1項により指定)を設置し、以下を実施する。</p> <p>ア 災害時石油供給連携計画を策定する。</p> <p>イ LPガス輸入業者及び近隣の他府県協会と共同で連携訓練を実施する。</p> <p>ウ LPガス自家用発電機を配備する。</p> <p>エ 衛星携帯電話を配備する。</p>	<p>関係機関からの修正 意見に基づく修正</p>																																																																																																																																								

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
157	<p>② 相互協力体制の確立</p> <p>ア (一社)兵庫県エルピーガス協会、(一社)大阪府LPガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(一社)京都府LPガス協会、(一社)和歌山県LPガス協会、(一社)滋賀県エルピーガス協会、(一社)福井県LPガス協会で組織する「近畿LPガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。</p> <p>イ ウ 略</p>	167	<p>③ 相互協力体制の確立</p> <p>ア (一社)兵庫県LPガス協会、(一社)大阪府LPガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(一社)京都府LPガス協会、(一社)和歌山県LPガス協会、(一社)滋賀県LPガス協会、(一社)福井県LPガス協会で組織する「近畿LPガス連合会」の相互支援協定により大規模災害時の相互支援体制を整備している。</p> <p>イ ウ 略</p>	組織名変更による修正
158	<p>③ 防災訓練等の実施と参加</p> <p>～ 略 ～</p> <p>(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p>① 年間を通じ、県下各地でエルピーガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。</p> <p>② 兵庫県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、及び津波警報が発表された場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にエルピーガスの対応について周知を図る。</p> <p>③ 各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるエルピーガスの緊急対応について周知を図ることとする。</p> <p>④ 兵庫県並びに県下の市区町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備え、①防災協定の締結に努める、②避難所となる学校や病院などの公共施設に災害対応用バルブ等のLPガスシステムを導入するよう要請に努める。</p>	167	<p>④ 防災訓練等の実施と参加</p> <p>～ 略 ～</p> <p>(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p>① 年間を通じ、県下各地でLPガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。</p> <p>② 兵庫県内で一定の被害が想定される場合、及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にLPガスの対応について周知を図る。</p> <p>③ 各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるLPガスの緊急対応について周知を図ることとする。</p> <p>④ 兵庫県並びに県下の市区町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備える。</p> <p>ア 災害支援協定の締結に努める。</p> <p>イ 兵庫県内の避難所に指定されている小中高学校に対し、災害発生時に炊き出しや発電等に利用可能な非常用燃料として、LPガスを備蓄できる災害対応用バルクシステムを導入するよう要請に努める。</p> <p>ウ 各自治体が開催する各種のイベントに積極的に参加し、一般の消費者に対して、災害時に燃料の確保が容易なLPガス自動車とLPガス発電機の普及啓発に努める。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
159	<p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I(株)]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p> <p>追加</p>	168	<p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p> <p>3 ソフトバンクテレコム(株)及び、ソフトバンクモバイル(株)の取組</p> <p><u>ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイルは、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</u></p> <p>(1) <u>電気通信設備の現況</u></p> <p><u>大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。</u></p> <p>① <u>停電対策</u></p> <p><u>基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。</u></p> <p>② <u>伝送路対策</u></p> <p><u>ネットワークセンター間および複数の基地局の通信を通ず基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。</u></p>	<p>組織名変更による修正</p> <p>指定公共機関追加による修正</p> <p>組織名変更による修正</p> <p>指定公共機関追加による修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	<p>追加</p>	<p>169</p>	<p>(2) <u>自主保安体制の構築</u></p> <p>① <u>対応マニュアルの徹底</u> 速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立することとする。</p> <p>② <u>非常時体制の編成と連絡網の整備</u> 災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一に備えることとする。</p>	<p>指定公共機関追加による修正</p>
<p>162</p>	<p>第4款 水道施設の整備等</p> <p>第2 内容</p> <p>7 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援協定 県内の各市町及び各水道事業体において、締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」「近畿2府7県危機発生等の相互応援に関する基本協定」及び「近畿2府5県の府県営及び大規模水用水供給業務の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努めることとする。</p>	<p>170</p>	<p>③ <u>災害対策用設備および防災備蓄品の配備</u> 災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保することとする。</p> <p>(3) <u>防災訓練の実施</u> 実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直しおよび改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。</p> <p>第4款 水道施設の整備等</p> <p>第2 内容</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
		<p>172</p>	<p>7 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援協定 県内の各市町及び各水道事業体において、締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」「近畿圏危機発生等の相互応援に関する基本協定」及び「近畿2府5県の府県営及び大規模水用水供給業務の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努めることとする。</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																										
168	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第8節 地下街の防災体制の整備</p> <p>第1 趣旨 地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、地下街における避難対策など、その防災体制の整備について定める。</p> <p>第2 内容 1 関係機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務等</th> <th colspan="2">業 務 概 要</th> </tr> <tr> <th>関係機関</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 防 御</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下街等関係者 (地下街等権原者 地下街等事業者)</td> <td>1 地下街の防災管理体制の整備 2 従業員に対する教育訓練 3 施設の点検管理と改善措置 4 防火防災用資機材の整備と効率的配置 5 隣接地下街等の相互連絡応援体制の整備</td> <td>1 防災センター（防災設備の情報を集中管理する場所）を通して消防機関への連絡 2 地下街等自衛消防隊による防衛活動の実施</td> </tr> <tr> <td>消 防 本 部</td> <td>1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導</td> <td>1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報</td> </tr> <tr> <td>県 警 察 本 部</td> <td></td> <td>1 情報収集 2 救出救助及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>1 電力供給施設の調査点検</td> <td>1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制</td> </tr> <tr> <td>大阪ガス株式会社</td> <td>1 ガス供給施設の調査点検 2 ガスの安全使用に関する周知</td> <td>1 ガス供給施設の応急対策</td> </tr> </tbody> </table>	業務等	業 務 概 要		関係機関	災 害 予 防	災 害 防 御	地下街等関係者 (地下街等権原者 地下街等事業者)	1 地下街の防災管理体制の整備 2 従業員に対する教育訓練 3 施設の点検管理と改善措置 4 防火防災用資機材の整備と効率的配置 5 隣接地下街等の相互連絡応援体制の整備	1 防災センター（防災設備の情報を集中管理する場所）を通して消防機関への連絡 2 地下街等自衛消防隊による防衛活動の実施	消 防 本 部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報	県 警 察 本 部		1 情報収集 2 救出救助及び避難誘導	関西電力株式会社	1 電力供給施設の調査点検	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制	大阪ガス株式会社	1 ガス供給施設の調査点検 2 ガスの安全使用に関する周知	1 ガス供給施設の応急対策	178	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第8節 地下街の防災体制の整備</p> <p>第1 趣旨 地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、<u>地下街等における利用者の円滑で迅速な避難確保及び津波時の浸水防止（以下、「地下街利用者の避難と浸水防止」という。）</u>対策など、その防災体制の整備について定める。</p> <p>第2 内容 1 関係機関の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務等</th> <th colspan="2">業 務 概 要</th> </tr> <tr> <th>関係機関</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 防 御</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下街等関係者 (地下街等権原者 地下街等事業者)</td> <td>1 地下街の防災管理体制の整備 2 従業員に対する教育訓練 3 施設の点検管理と改善措置 4 防火防災用資機材の整備と効率的配置 5 隣接地下街等の相互連絡応援体制の整備 6 避難確保計画の作成と公表 7 自衛水防組織の設置 8 地下街等の自衛水防組織による浸水防止訓練</td> <td>1 防災センター（防災設備の情報を集中管理する場所）を通して消防機関への連絡 2 地下街等自衛消防隊による防衛活動の実施 3 地下街等の自衛水防組織による浸水防止活動の実施 4 地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保</td> </tr> <tr> <td>消 防 本 部</td> <td>1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導</td> <td>1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報</td> </tr> <tr> <td>県 警 察 本 部</td> <td></td> <td>1 情報収集 2 救出救助及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>1 電力供給施設の調査点検</td> <td>1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制</td> </tr> <tr> <td>大阪ガス株式会社</td> <td>1 ガス供給施設の調査点検 2 ガスの安全使用に関する周知</td> <td>1 ガス供給施設の応急対策</td> </tr> </tbody> </table>	業務等	業 務 概 要		関係機関	災 害 予 防	災 害 防 御	地下街等関係者 (地下街等権原者 地下街等事業者)	1 地下街の防災管理体制の整備 2 従業員に対する教育訓練 3 施設の点検管理と改善措置 4 防火防災用資機材の整備と効率的配置 5 隣接地下街等の相互連絡応援体制の整備 6 避難確保計画の作成と公表 7 自衛水防組織の設置 8 地下街等の自衛水防組織による浸水防止訓練	1 防災センター（防災設備の情報を集中管理する場所）を通して消防機関への連絡 2 地下街等自衛消防隊による防衛活動の実施 3 地下街等の自衛水防組織による浸水防止活動の実施 4 地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保	消 防 本 部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報	県 警 察 本 部		1 情報収集 2 救出救助及び避難誘導	関西電力株式会社	1 電力供給施設の調査点検	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制	大阪ガス株式会社	1 ガス供給施設の調査点検 2 ガスの安全使用に関する周知	1 ガス供給施設の応急対策	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
業務等	業 務 概 要																																													
関係機関	災 害 予 防	災 害 防 御																																												
地下街等関係者 (地下街等権原者 地下街等事業者)	1 地下街の防災管理体制の整備 2 従業員に対する教育訓練 3 施設の点検管理と改善措置 4 防火防災用資機材の整備と効率的配置 5 隣接地下街等の相互連絡応援体制の整備	1 防災センター（防災設備の情報を集中管理する場所）を通して消防機関への連絡 2 地下街等自衛消防隊による防衛活動の実施																																												
消 防 本 部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報																																												
県 警 察 本 部		1 情報収集 2 救出救助及び避難誘導																																												
関西電力株式会社	1 電力供給施設の調査点検	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制																																												
大阪ガス株式会社	1 ガス供給施設の調査点検 2 ガスの安全使用に関する周知	1 ガス供給施設の応急対策																																												
業務等	業 務 概 要																																													
関係機関	災 害 予 防	災 害 防 御																																												
地下街等関係者 (地下街等権原者 地下街等事業者)	1 地下街の防災管理体制の整備 2 従業員に対する教育訓練 3 施設の点検管理と改善措置 4 防火防災用資機材の整備と効率的配置 5 隣接地下街等の相互連絡応援体制の整備 6 避難確保計画の作成と公表 7 自衛水防組織の設置 8 地下街等の自衛水防組織による浸水防止訓練	1 防災センター（防災設備の情報を集中管理する場所）を通して消防機関への連絡 2 地下街等自衛消防隊による防衛活動の実施 3 地下街等の自衛水防組織による浸水防止活動の実施 4 地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保																																												
消 防 本 部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報																																												
県 警 察 本 部		1 情報収集 2 救出救助及び避難誘導																																												
関西電力株式会社	1 電力供給施設の調査点検	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制																																												
大阪ガス株式会社	1 ガス供給施設の調査点検 2 ガスの安全使用に関する周知	1 ガス供給施設の応急対策																																												

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
173	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制の強化</p> <p>第1節 地震観測体制の整備</p> <p>〔実施機関：神戸海洋気象台、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)〕</p>	183	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制の強化</p> <p>第1節 地震観測体制の整備</p> <p>〔実施機関：神戸地方気象台、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)〕</p>	組織名変更による修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
176	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制の強化</p> <p>第2節 地震に関する調査研究の推進</p> <p>第2 内容 2 県における調査研究 (4) 津波災害対策に関する調査研究 平成10～12年度及び平成16～17年度にかけて津波災害研究会を設置し、将来発生が予想されている南海地震津波等に対する兵庫県沿岸部における津波被害想定及び危険度評価を実施し、具体的な津波災害対策を検討した。 追加</p>	188	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制の強化</p> <p>第2節 地震に関する調査研究の推進</p> <p>第2 内容 2 県における調査研究 (4) 津波災害対策に関する調査研究 平成10～12年度及び平成16～17年度にかけて津波災害研究会を設置し、将来発生が予想されている南海地震津波等に対する兵庫県沿岸部における津波被害想定及び危険度評価を実施し、具体的な津波災害対策を検討した。 <u>その後、発生した東日本大震災では、地震動による被害はもとより、津波による甚大な被害等が重なったことから、国において「南海トラフ巨大地震モデル検討会」を設置し、科学的知見に基づき、南海トラフで発生する最大クラスの地震・津波の被害想定を実施し、詳細な(10m)被害想定が公表された。</u> <u>その想定結果を受けて県所有の地形データとの相違点等を確認し、県独自の津波シミュレーションを実施するとともに、県の地震防災戦略を作成するうえの基礎データとなるよう整理するため、津波シミュレーションの結果を反映させ、南海トラフ巨大地震及び津波の市町ごとの被害想定を実施した。</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
178	<p>(6) 国際防災協力の成果の活用 <u>県は、米国カリフォルニア州並びにワシントン州との間で締結している防災に関する合意書に基づき、防災対策に関する人材交流、情報交流等を推進し、その成果を本県防災体制の充実に活用することとしている。</u> 追加</p>	削除	<p>(6) 研究成果の活用 <u>防災関係機関は、地震災害等に関する研究成果等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努めることとする。</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
178	<p>3 防災関係機関における調査研究</p> <p>(2) 国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 神戸 自然災害や緊急事態における各国、関係機関の支援の調整を実施する。 このため、24 時間体制で国内外の災害情報を収集・発信するとともに、平成 14 年度からは、国連災害評価・調整チーム (UNDAC) 要員を養成している。 平成 12 年 2 月 神戸東部新都心にアジアユニット開設。 平成 13 年 8 月 リリーフウェブ開設。 平成 15 年 4 月 「人と防災未来センター東館」に移転。</p> <p>追加</p> <p>(3) 国際防災復興協力機構 (IBR)</p> <p>(4) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」</p> <p>(5) 実大三次元震動破壊実験施設 (E-ディフェンス)</p> <p>(6) その他の機関 独立行政法人産業技術総合研究所、大学の研究機関、独立行政法人土木研究所、国土交通省大阪国道工事事務所、海上保安庁、国土地理院、独立行政法人防災科学技術研究所等が、県内で、それぞれ地表面変位調査、反射法探査、ボーリング調査、トレンチ調査等を実施している。 また、海上保安庁では、兵庫県南部沿岸地域の防災データを網羅した沿岸防災情報図の整備を推進する。</p>	188	<p>3 防災関係機関における調査研究</p> <p>(2) 国際連合人道問題調整事務所 (UNOCHA) 神戸事務所 自然災害や緊急事態における各国、関係機関の支援の調整を実施する。 このため、24 時間体制で国内外の災害情報を収集・発信するとともに、平成 14 年度からは、国連災害評価・調整チーム (UNDAC) 要員を養成している。 平成 12 年 2 月 神戸東部新都心にアジアユニット開設。 平成 13 年 8 月 リリーフウェブ開設。 平成 15 年 4 月 「人と防災未来センター東館」に移転。 平成 24 年 1 月 神戸事務所長 (駐日代表) 着任。</p> <p>(3) 国連国際防災戦略 (UNISDR) 兵庫事務所 災害予防に関する国際戦略の策定・普及を担う国連機関で、2005 年 1 月の第 2 回国連防災世界会議において世界的な防災指針として採択された「兵庫行動枠組」の実施を推進している。 平成 19 年 10 月 神戸東部新都心に開設 (「人と防災未来センター東館」内)。</p> <p>(4) 国際防災復興協力機構 (IRP)</p> <p>(5) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」</p> <p>(6) 実大三次元震動破壊実験施設 (E-ディフェンス)</p> <p>(7) その他の機関 独立行政法人産業技術総合研究所、大学の研究機関、独立行政法人土木研究所、国土交通省大阪国道工事事務所、海上保安庁、国土地理院、独立行政法人防災科学技術研究所等が、県内で、それぞれ地表面変位調査、反射法探査、ボーリング調査、トレンチ調査等を実施している。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>
		189		

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
179	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第1節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動</p> <p>第2 内容</p> <p>1 「ひょうご安全の日」の制定 県の「ひょうご安全の日条例」において、阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、県及び県民等が連携して「1. 17は忘れない」ための取り組みを推進することとする。</p> <p>3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進 (3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施 県民グループ、民間団体等による、「伝える」「備える」をテーマに震災の経験と教訓を発信し、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援する。</p>	191	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第1節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動</p> <p>第2 内容</p> <p>1 「ひょうご安全の日」の制定 県の「ひょうご安全の日を定める条例」において、阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、県及び県民等が連携して「1. 17は忘れない」ための取り組みを推進することとする。</p> <p>3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進 (3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施 県民グループ、民間団体等による、「伝える」「備える」「活かす」をテーマに震災の経験と教訓を発信し、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援する。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

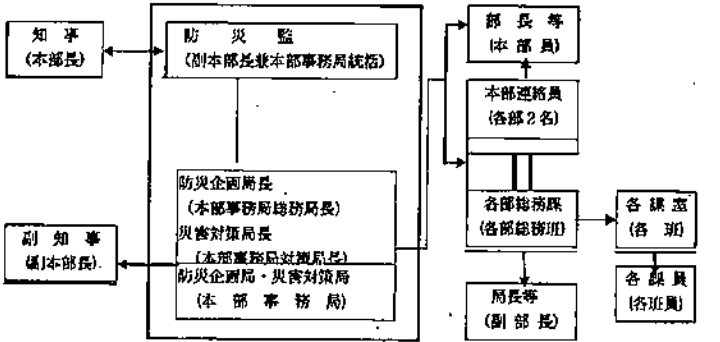
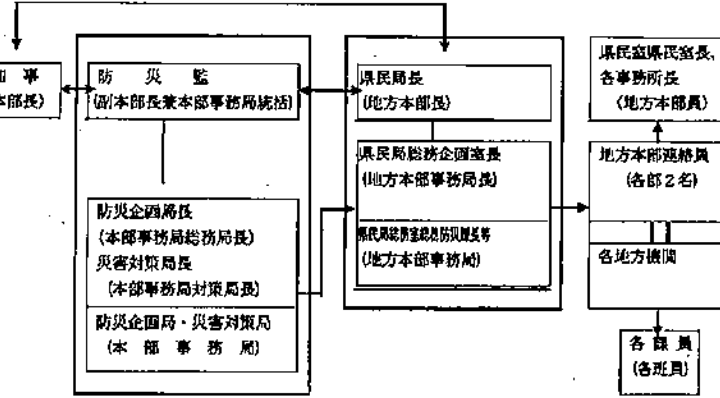
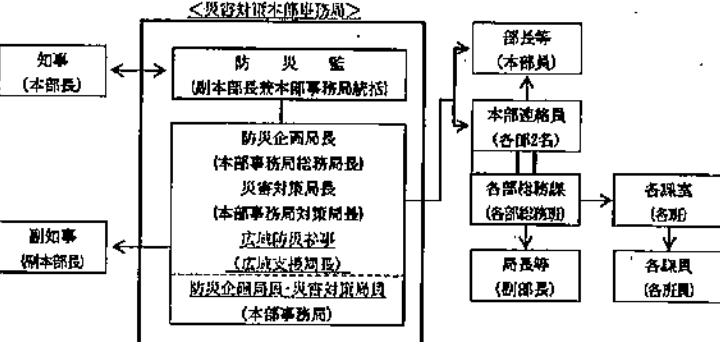
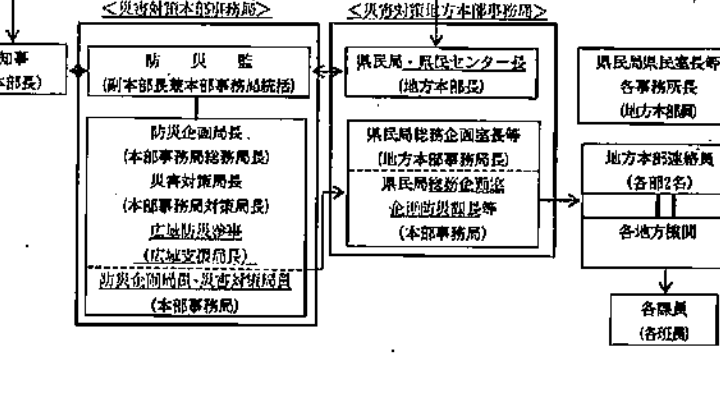
頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
182	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第4節 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>第2 内容 1 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>(1) 設立日 平成14年10月10日 (2) 事務局 人と防災未来センター (3) 構成機関 (17 機関) アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)、 アジア防災センター (ADRC)、神戸海洋気象台、 国際エメックスセンター、国際協力機構 (JICA) 兵庫国際センター、 国際防災復興協力機構 (IRP)、 国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 神戸、 国連国際防災戦略 (ISDR) 兵庫事務所 世界保健機構 (WHO) 健康開発総合研究センター (神戸センター)、 地球環境戦略研究機構 (IGES) 関西研究センター、 日本赤十字社兵庫県支部、 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター (ORI)、 兵庫県こころのケアセンター、 ひょうご震災記念21世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、 防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター (E-ディフェンス)、 兵庫県立大学防災教育センター</p>	194	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第4節 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>第2 内容 1 国際防災・人道支援拠点の形成</p> <p>(1) 設立日 平成14年10月10日 (2) 事務局 人と防災未来センター (3) 構成機関 (17 機関) アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)、 アジア防災センター (ADRC)、神戸地方気象台、 国際エメックスセンター、国際協力機構 (JICA) 兵庫国際センター、 国際防災復興協力機構 (IRP)、 国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 神戸、 国連国際防災戦略 (ISDR) 兵庫事務所 世界保健機構 (WHO) 健康開発総合研究センター (神戸センター)、 地球環境戦略研究機構 (IGES) 関西研究センター、 日本赤十字社兵庫県支部、 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター (ORI)、 兵庫県こころのケアセンター、 ひょうご震災記念21世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、 防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター (E-ディフェンス)、 兵庫県立大学防災教育センター</p>	<p>組織名変更による修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																																											
184	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第5節 住宅再建共済制度の推進</p> <p>2 共済制度の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅再建共済制度</th> <th>マンション共同部分修繕制度</th> <th>家財再建共済制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用開始</td> <td>平成17年9月</td> <td>平成19年10月</td> <td>平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)</td> <td>マンションの共用部分(1棟単位)</td> <td>住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加戸)</td> </tr> <tr> <td>加入者</td> <td>住宅の所有者</td> <td>マンションの管理者等</td> <td>住宅に居住する者(住宅の所有者の有無を問わない。)</td> </tr> <tr> <td>対象災害</td> <td colspan="3">暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害</td> </tr> <tr> <td>共済負担金</td> <td>1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))</td> <td>年額2,400円/戸×住戸数(月額200円/戸×月数×住戸数)</td> <td>1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円)) ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">複数年一括支払割引</td> <td>3年</td> <td>1戸につき1,000円</td> <td>500円×住戸数</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>1戸につき2,000円</td> <td>1,000円×住戸数</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>1戸につき5,000円</td> <td>2,500円×住戸数</td> </tr> </tbody> </table>	区分	住宅再建共済制度	マンション共同部分修繕制度	家財再建共済制度	運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月	対象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加戸)	加入者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有者の有無を問わない。)	対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害			共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円/戸×住戸数(月額200円/戸×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円)) ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))	複数年一括支払割引	3年	1戸につき1,000円	500円×住戸数	5年	1戸につき2,000円	1,000円×住戸数	10年	1戸につき5,000円	2,500円×住戸数	196	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第5節 住宅再建共済制度の推進</p> <p>2 共済制度の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅再建共済制度</th> <th>マンション共同部分修繕制度</th> <th>家財再建共済制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用開始</td> <td>平成17年9月</td> <td>平成19年10月</td> <td>平成22年8月</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)</td> <td>マンションの共用部分(1棟単位)</td> <td>住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加戸)</td> </tr> <tr> <td>加入者</td> <td>住宅の所有者</td> <td>マンションの管理者等</td> <td>住宅に居住する者(住宅の所有者の有無を問わない。)</td> </tr> <tr> <td>対象災害</td> <td colspan="3">暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害</td> </tr> <tr> <td>共済負担金</td> <td>1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))</td> <td>年額2,400円/戸×住戸数(加入初年度は月額200円/戸×月数×住戸数)</td> <td>1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))</td> </tr> <tr> <td>一部引換特約</td> <td>上記負担金に追加して年額50円前払。 (加入初年度は月額50円(上限500円))</td> <td>上記負担金に追加して年額250円/戸×住戸数。(加入初年度は(月額25円/戸×月数)(上限250円/戸)×住戸数)</td> <td>※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">複数年一括支払割引</td> <td>3年</td> <td>1戸につき1,000円 (1戸につき100円)</td> <td>500円×住戸数 (50円×住戸数)</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>1戸につき2,000円 (1戸につき200円)</td> <td>1,000円×住戸数 (100円×住戸数)</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>1戸につき5,000円 (1戸につき500円)</td> <td>2,500円×住戸数 (250円×住戸数)</td> </tr> <tr> <td>※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	住宅再建共済制度	マンション共同部分修繕制度	家財再建共済制度	運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月	対象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加戸)	加入者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有者の有無を問わない。)	対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害			共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円/戸×住戸数(加入初年度は月額200円/戸×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))	一部引換特約	上記負担金に追加して年額50円前払。 (加入初年度は月額50円(上限500円))	上記負担金に追加して年額250円/戸×住戸数。(加入初年度は(月額25円/戸×月数)(上限250円/戸)×住戸数)	※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))	複数年一括支払割引	3年	1戸につき1,000円 (1戸につき100円)	500円×住戸数 (50円×住戸数)	5年	1戸につき2,000円 (1戸につき200円)	1,000円×住戸数 (100円×住戸数)	10年	1戸につき5,000円 (1戸につき500円)	2,500円×住戸数 (250円×住戸数)	※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、1,000円			所管課からの修正意見に基づく修正
区分	住宅再建共済制度	マンション共同部分修繕制度	家財再建共済制度																																																																												
運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月																																																																												
対象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加戸)																																																																												
加入者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有者の有無を問わない。)																																																																												
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害																																																																														
共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円/戸×住戸数(月額200円/戸×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円)) ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))																																																																												
複数年一括支払割引	3年	1戸につき1,000円	500円×住戸数																																																																												
	5年	1戸につき2,000円	1,000円×住戸数																																																																												
	10年	1戸につき5,000円	2,500円×住戸数																																																																												
区分	住宅再建共済制度	マンション共同部分修繕制度	家財再建共済制度																																																																												
運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月																																																																												
対象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加戸)																																																																												
加入者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有者の有無を問わない。)																																																																												
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害																																																																														
共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円/戸×住戸数(加入初年度は月額200円/戸×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円(加入初年度は月額150円(上限1,500円))																																																																												
一部引換特約	上記負担金に追加して年額50円前払。 (加入初年度は月額50円(上限500円))	上記負担金に追加して年額250円/戸×住戸数。(加入初年度は(月額25円/戸×月数)(上限250円/戸)×住戸数)	※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))																																																																												
複数年一括支払割引	3年	1戸につき1,000円 (1戸につき100円)	500円×住戸数 (50円×住戸数)																																																																												
	5年	1戸につき2,000円 (1戸につき200円)	1,000円×住戸数 (100円×住戸数)																																																																												
	10年	1戸につき5,000円 (1戸につき500円)	2,500円×住戸数 (250円×住戸数)																																																																												
	※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、1,000円																																																																														

頁	現 行				頁	修 正 案				対応																						
185	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅再建共済制度</th> <th>マンション共同防犯施設制度</th> <th>家財再建共済制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済給付金</td> <td> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td> <td> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 </td> <td> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	住宅再建共済制度	マンション共同防犯施設制度	家財再建共済制度	共済給付金	○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円				197	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅再建共済制度</th> <th>マンション共同防犯施設制度</th> <th>家財再建共済制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済給付金</td> <td> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 500万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td> <td> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 </td> <td> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>一部損壊特約</td> <td> ○一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td> <td> ○一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12.5万円×加入住戸数 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	住宅再建共済制度	マンション共同防犯施設制度	家財再建共済制度	共済給付金	○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 500万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円		一部損壊特約	○一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12.5万円×加入住戸数						<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
区分	住宅再建共済制度	マンション共同防犯施設制度	家財再建共済制度																													
共済給付金	○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円																													
区分	住宅再建共済制度	マンション共同防犯施設制度	家財再建共済制度																													
共済給付金	○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 500万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円																													
一部損壊特約	○一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12.5万円×加入住戸数																														

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																														
189	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県災害対策本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 置 者</td> <td>知事</td> <td>災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。</td> </tr> <tr> <td>本 部 長</td> <td>知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。</td> <td>各県民局長</td> </tr> <tr> <td>設 置 場 所</td> <td>災害対策センター</td> <td>各県民局</td> </tr> <tr> <td>設 置 基 準</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 県内で震度5強以上の地震を観測したとき 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき 「大津波」の津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部	設 置 者	知事	災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。	本 部 長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長	設 置 場 所	災害対策センター	各県民局	設 置 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 県内で震度5強以上の地震を観測したとき 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき 「大津波」の津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき 	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 	201	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県災害対策本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 置 者</td> <td>知事</td> <td>災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。</td> </tr> <tr> <td>本 部 長</td> <td>知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。</td> <td>各県民局長・県民センター長</td> </tr> <tr> <td>設 置 場 所</td> <td>災害対策センター</td> <td>各県民局・県民センター</td> </tr> <tr> <td>設 置 基 準</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 県内で震度5強以上の地震を観測したとき 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき 大津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 県内で大規模地震災害が発生し、県民センター長等を行うために特に必要があると認められるとき その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部	設 置 者	知事	災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。	本 部 長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長	設 置 場 所	災害対策センター	各県民局・県民センター	設 置 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 県内で震度5強以上の地震を観測したとき 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき 大津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 県内で大規模地震災害が発生し、県民センター長等を行うために特に必要があると認められるとき その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき 	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部																																
設 置 者	知事	災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。																																
本 部 長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長																																
設 置 場 所	災害対策センター	各県民局																																
設 置 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 県内で震度5強以上の地震を観測したとき 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき 「大津波」の津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき 	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 																																
名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部																																
設 置 者	知事	災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。																																
本 部 長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長																																
設 置 場 所	災害対策センター	各県民局・県民センター																																
設 置 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 県内で震度5強以上の地震を観測したとき 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき 大津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 県内で大規模地震災害が発生し、県民センター長等を行うために特に必要があると認められるとき その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき 	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 																																

頁	現 行		頁	修 正 案		対 応																	
190	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 188 293 220">名 称</th> <th data-bbox="293 188 618 220">兵庫県災害対策本部</th> <th data-bbox="618 188 954 220">兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 220 293 300">組織・運営</td> <td data-bbox="293 220 618 300">災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。</td> <td data-bbox="618 220 954 300">兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる他、県民局長の決定するところによる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 300 293 1267">そ の 他</td> <td data-bbox="293 300 618 1267"> <p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>2 災害対策本部の機動性を確保するため指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。 (構成) 指令本部長：知事 指令副本部長：副知事(2人) 防災監 指令本部長員：会計管理室 理事(2人)</p> <p>3 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸海洋気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p> </td> <td data-bbox="618 300 954 1267"> <p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部	組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる他、県民局長の決定するところによる。	そ の 他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>2 災害対策本部の機動性を確保するため指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。 (構成) 指令本部長：知事 指令副本部長：副知事(2人) 防災監 指令本部長員：会計管理室 理事(2人)</p> <p>3 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸海洋気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>	202	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 188 1189 220">名 称</th> <th data-bbox="1189 188 1525 220">兵庫県災害対策本部</th> <th data-bbox="1525 188 1850 220">兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 220 1189 300">組織・運営</td> <td data-bbox="1189 220 1525 300">災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。</td> <td data-bbox="1525 220 1850 300">兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる他、県民局長・県民センター長の決定するところによる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 300 1189 1267">そ の 他</td> <td data-bbox="1189 300 1525 1267"> <p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>2 災害対策本部の機動性を確保するため指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。 (構成) 指令本部長：知事 指令副本部長：副知事(2人) 防災監 指令本部長員：会計管理室 理事(1人)</p> <p>3 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p> </td> <td data-bbox="1525 300 1850 1267"> <p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部	組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる他、県民局長・県民センター長の決定するところによる。	そ の 他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>2 災害対策本部の機動性を確保するため指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。 (構成) 指令本部長：知事 指令副本部長：副知事(2人) 防災監 指令本部長員：会計管理室 理事(1人)</p> <p>3 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>	<p>組織名変更による修正</p>
名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部																					
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる他、県民局長の決定するところによる。																					
そ の 他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>2 災害対策本部の機動性を確保するため指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。 (構成) 指令本部長：知事 指令副本部長：副知事(2人) 防災監 指令本部長員：会計管理室 理事(2人)</p> <p>3 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸海洋気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>																					
名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部																					
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる他、県民局長・県民センター長の決定するところによる。																					
そ の 他	<p>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</p> <p>2 災害対策本部の機動性を確保するため指令部を設置し、間断のない災害予防（被害の拡大防止）、応急対応指令機能を果たすこととする。 (構成) 指令本部長：知事 指令副本部長：副知事(2人) 防災監 指令本部長員：会計管理室 理事(1人)</p> <p>3 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p> <p>4 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>5 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。</p> <p>6 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	<p>災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>																					

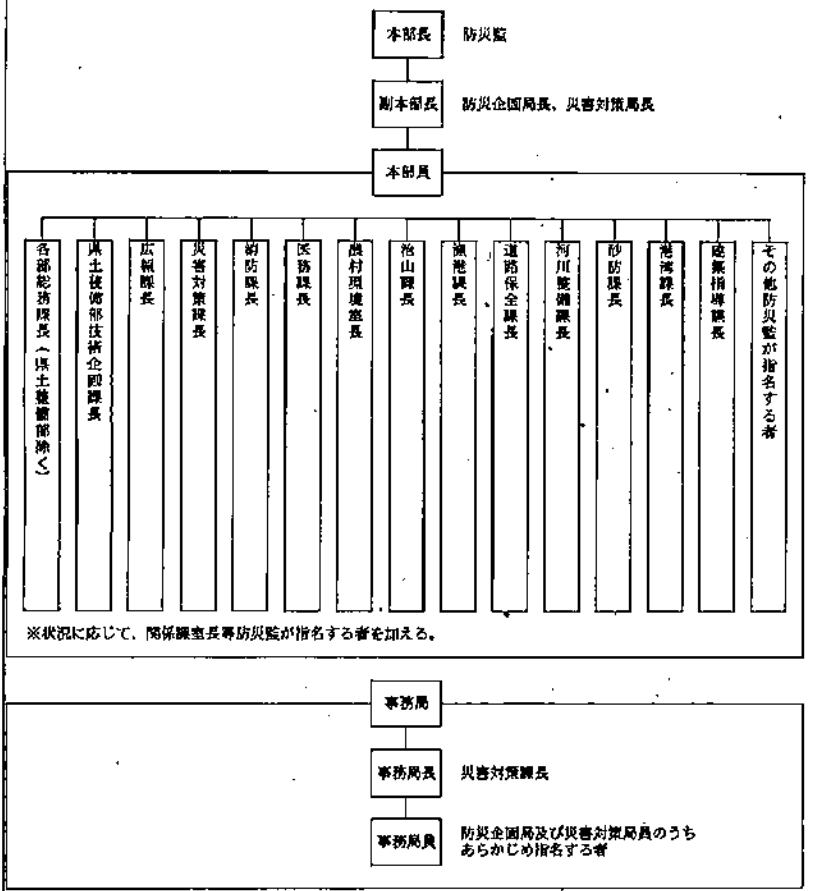
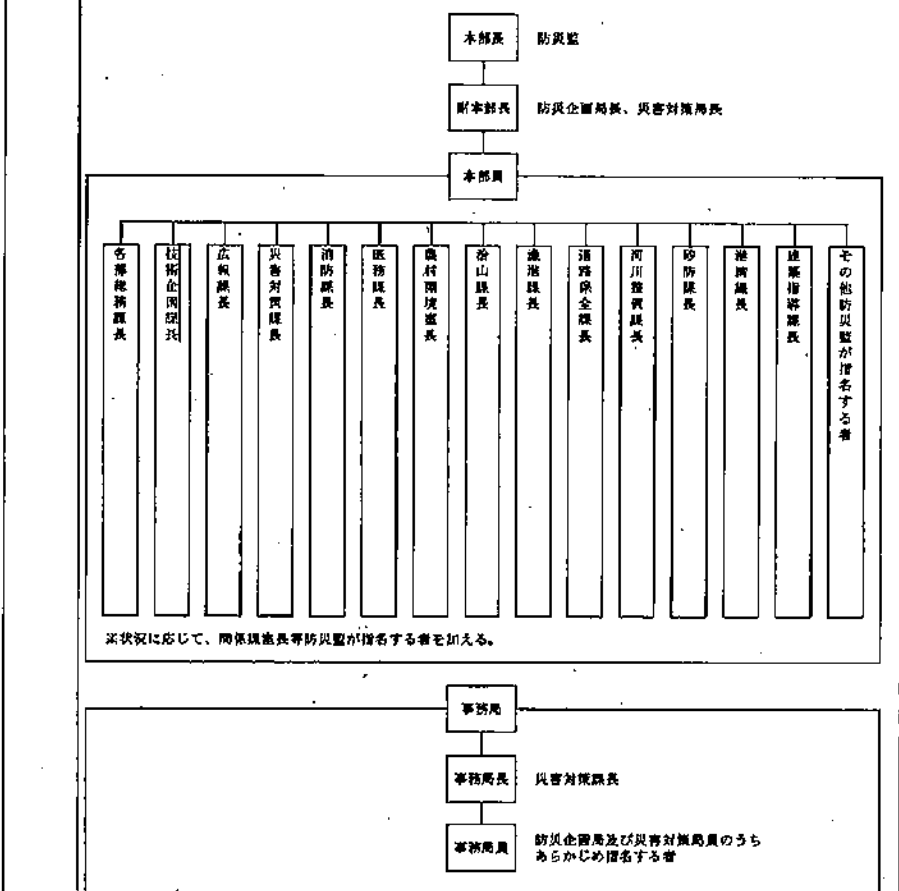
頁	現 行	頁	修正案	対応
191	<p>② 伝達方法</p> <p>ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>  <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> 	<p>203</p> <p>② 伝達方法</p> <p>ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>  <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> 	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

頁	現 行	
193	(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部	
	名 称	兵庫県災害警戒本部 兵庫県災害警戒地方本部
	設 置 者	防災監 各県民局長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨を速やかに防災監に報告することとする。
	本 部 長	防災監 各県民局長
	設 置 場 所	災害対策センター 各県民局
	設 置 基 準	1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 2 県内に津波警報が発せられるとともに、水防指令第2号が発令され、被害が生じるおそれがあるとき 3 県内で震度4又は震度5弱の地震を観測し、又は県内に津波注意報が発せられた場合で、災害対応に備えるため必要があると認められるとき 4 その他、同一地域で継続して地震が多発し、県民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため、必要があると認められるとき
廃 止 基 準	1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたとき 2 地震及び津波災害の警戒に当たる必要がなくなったと認められるとき 3 災害対策本部が設置されたとき	
業 務	災害警戒本部は、地震及び津波による災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、地震津波情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応にかかる業務を重点的に行うこととする。	
組 織・運 営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	
194	(4) 応援体制 被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局その他の地方機関は、災害対策本部の指示に基づき、災害対策本部又は他の県民局（災害対策地方本部）に対する応援活動に当たることとする。	

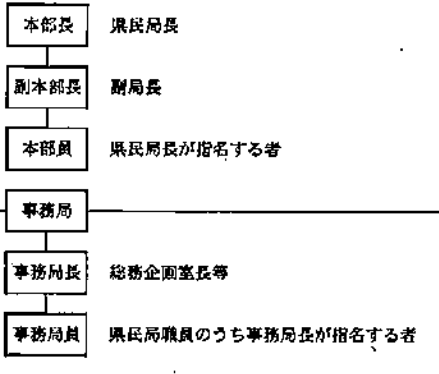
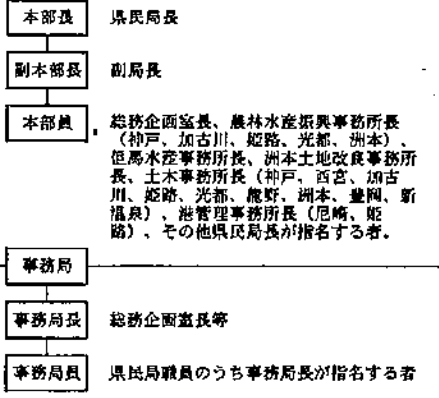
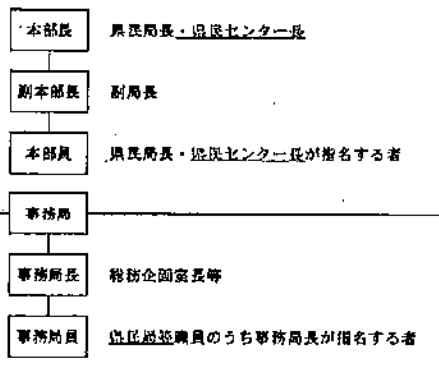
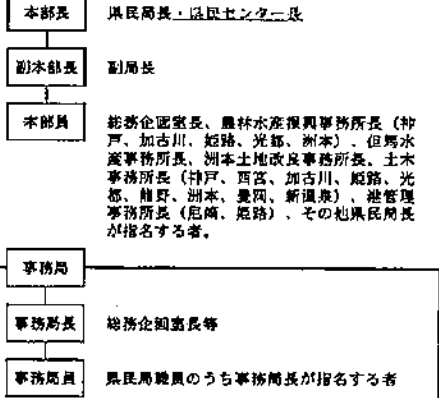
頁	修 正 案		対 応
205	(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部		県の組織改編に基づく修正 所管課からの修正意見に基づく修正
	名 称	兵庫県災害警戒本部 兵庫県災害警戒地方本部	
	設 置 者	防災監 各県民局長・県民センター長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨を速やかに防災監に報告することとする。	
	本 部 長	防災監 各県民局長・県民センター長	
	設 置 場 所	災害対策センター 各県民局・県民センター	
	設 置 基 準	1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 2 県内に津波注意報が発せられるとともに、水防指令第3号が発令され、被害が生じるおそれがあるとき 3 県内で震度4又は震度5弱の地震を観測し、又は県内に津波注意報が発せられた場合で、災害対応に備えるため必要があると認められるとき 4 その他、同一地域で継続して地震が多発し、県民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため、必要があると認められるとき	
廃 止 基 準	1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたとき 2 地震及び津波災害の警戒に当たる必要がなくなったと認められるとき 3 災害対策本部が設置されたとき		
業 務	災害警戒本部は、地震及び津波による災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、地震津波情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応にかかる業務を重点的に行うこととする。		
組 織・運 営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。		
206	(4) 応援体制 被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局、県民センターその他の地方機関は、災害対策本部の指示に基づき、災害対策本部又は他の県民局、県民センター等（災害対策地方本部）に対する応援活動に当たることとする。		県の組織改編に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
195	<p>別図 第1 災害対策本部組織図</p>	<p>別図 第1 災害対策本部組織図</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
196	<p>別図 第2 災害対策地方本部組織図</p> <pre> graph TD A[災害対策地方本部会議] --- B[地方本部長 県民局長] B --- C[地方副本部長 副局長] C --- D[地方本部員 県民局室長及び その他地方機関の長] E[地方本部事務局 地方本部事務局長 総務企画室長] --- F[地方本部連絡員 各地方機関の長が 指名する者(各2名)] D --- F F --- G[地方本部員] </pre>	<p>別図 第2 災害対策地方本部組織図</p> <pre> graph TD A[災害対策地方本部会議] --- B[地方本部長 県民局長 県民センター長] B --- C[地方副本部長 副局長 副局長 県民交流室長等] C --- D[地方本部員 県民局室長等及び その他地方機関の長] E[地方本部事務局 地方本部事務局長 総務企画室長等] --- F[地方本部連絡員 各地方機関の長が 指名する者(各2名)] D --- F F --- G[各地方機関] </pre>	<p>県の組織改編に基づ く修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
197	<p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <p>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合</p> 	<p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <p>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合</p> 	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

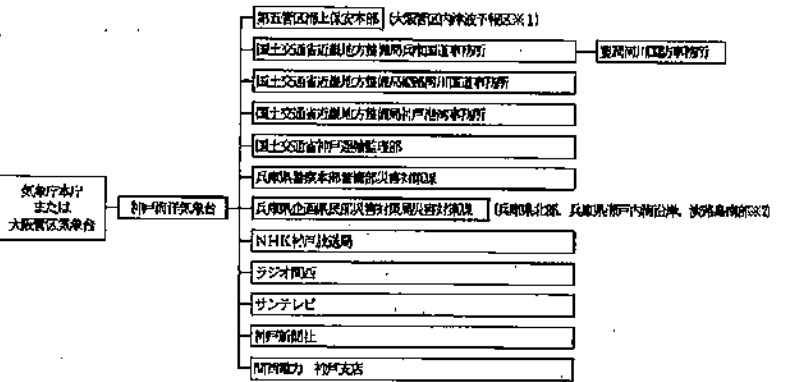
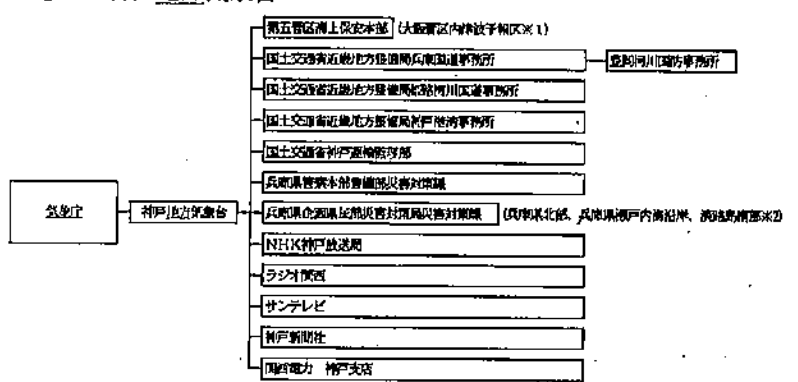
頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
198	<p data-bbox="197 172 739 204">② 津波災害の警戒に当たるために設置する場合</p>	<p data-bbox="1093 172 1635 204">② 津波災害の警戒に当たるために設置する場合</p>	<p data-bbox="1892 518 2139 590">所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
199	<p>別図 第4 警戒地方本部組織図</p> <p>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合</p>  <p>② 当該地域において津波災害の警戒に当たるために設置する場合</p> 	211	<p>別図 第4 警戒地方本部組織図</p> <p>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合</p>  <p>② 当該地域において津波災害の警戒に当たるために設置する場合</p> 	<p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																								
200	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、水防部については水防計画で、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。</p>	212	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、水防部については水防計画で、<u>病院事業部については病院事業管理者が</u>、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正																								
201	<p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <table border="1" data-bbox="168 790 972 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>災 害 の 状 況</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 「大津波」の津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想されるとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6以上の地震を観測したとき(自動配備)</td> <td>原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table>		災 害 の 状 況	配 備 体 制	第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 「大津波」の津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	213	<p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <table border="1" data-bbox="1064 790 1868 1284"> <thead> <tr> <th></th> <th>災 害 の 状 況</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき ③ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で災害応急対策を行うとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想されるとき ④ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で大規模な災害応急対策を行うとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6以上の地震を観測したとき(自動配備)</td> <td>原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table>		災 害 の 状 況	配 備 体 制	第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき ③ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で災害応急対策を行うとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想されるとき ④ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で大規模な災害応急対策を行うとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	所管課からの修正意見に基づく修正
	災 害 の 状 況	配 備 体 制																										
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																										
第2号配備	① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 「大津波」の津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制																										
第3号配備	① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																										
	災 害 の 状 況	配 備 体 制																										
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき ③ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で災害応急対策を行うとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																										
第2号配備	① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発せられたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想されるとき ④ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で大規模な災害応急対策を行うとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制																										
第3号配備	① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																										

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																							
202	<p>(2) 地方機関の動員体制</p> <p>② 災害警戒地方本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒地方本部長（県民局長）、副本部長（副局長）、事務局長（総務企画室長等）、地方本部員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>③ 災害対策地方本部が設置されたとき</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、災害対策地方本部長（県民局長）が、災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。</p>	214	<p>(2) 地方機関の動員体制</p> <p>② 災害警戒地方本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒地方本部長（<u>県民局長・県民センター長</u>）、副本部長（副局長・<u>副県民センター長</u>）、事務局長（総務企画室長等）、地方本部員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>③ 災害対策地方本部が設置されたとき</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、災害対策地方本部長（<u>県民局長・県民センター長</u>）が、災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災 害 の 状 況</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配属し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき（自動配備） ③ 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配属し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備）</td> <td>原則として所属人員全員を配属し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table>		災 害 の 状 況	配 備 体 制	第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配属し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき（自動配備） ③ 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配属し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備）	原則として所属人員全員を配属し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災 害 の 状 況</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき ③ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で災害応急対策を行うとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配属し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき（自動配備） ③ 大津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき ④ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で大規模な災害応急対策を行うとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配属し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備）</td> <td>原則として所属人員全員を配属し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table>		災 害 の 状 況	配 備 体 制	第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき ③ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で災害応急対策を行うとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配属し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき（自動配備） ③ 大津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき ④ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で大規模な災害応急対策を行うとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配属し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備）	原則として所属人員全員を配属し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
	災 害 の 状 況	配 備 体 制																									
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配属し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																									
第2号配備	① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき（自動配備） ③ 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配属し、災害対策に当たる体制																									
第3号配備	① 地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備）	原則として所属人員全員を配属し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																									
	災 害 の 状 況	配 備 体 制																									
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき ③ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で災害応急対策を行うとき	所属人員のうちあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配属し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																									
第2号配備	① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき（自動配備） ③ 大津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき ④ 国内で大規模広域災害が発生し、県内外で大規模な災害応急対策を行うとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配属し、災害対策に当たる体制																									
第3号配備	① 地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備）	原則として所属人員全員を配属し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																									

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																											
204	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>〔実施機関：神戸海洋気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(1) 津波警報・注意報と津波予報の発表</p> <p>① 津波警報・注意報の内容</p> <p>気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、警報・注意報の発表を行う。</p> <p>（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）</p> <table border="1" data-bbox="174 938 981 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りなどは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りなどは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>〔実施機関：神戸地方気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(1) 津波警報・注意報と津波予報の発表</p> <p>① 津波警報・注意報の内容</p> <p>気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、警報・注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）</p> <table border="1" data-bbox="1070 938 1877 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m<予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>組織名変更による修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																							
		数値での発表	定性的表現での発表																																																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																										
		5m<高さ≤10m	10m																																																												
		3m<高さ≤5m	5m																																																												
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りなどは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																										
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																										
			数値での発表	定性的表現での発表																																																											
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																										
		5m<予想高さ≤10m	10m																																																												
		3m<予想高さ≤5m	5m																																																												
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																										

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
204	<p>② 津波予報の内容 気象庁本庁または大阪管区気象台は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。</p>	216	<p>② 津波予報の内容 気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正
206	<p>○ 津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>○1 神戸海洋気象台</p>  <p>※2 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。 (伝達系統は「(2)兵庫県」を参照) また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部はフェニックス防災システムからも情報等を入手できる。</p>	218	<p>○ 津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>○1 神戸地方気象台</p>  <p>※2 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。 (伝達系統は「(2)兵庫県」を参照。この伝達経路は、特別警報が発表された際に通知が職務づけられている経路) また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。なお、市町及び消防本部はフェニックス防災システムからも情報等を入手できる。</p>	組織名変更による修正
				所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
207	<p>○2 兵庫県</p> <p>・兵庫県瀬戸内海沿岸及び淡路島南部</p> <p>・兵庫県北部</p>	219	<p>○2 兵庫県</p> <p>・兵庫県瀬戸内海沿岸及び淡路島南部</p> <p>・兵庫県北部</p>	<p>組織名変更による修正</p> <p>組織名変更による修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
209	<p>〔兵庫県警察本部（津波警報のみ）〕</p>	221	<p>〔兵庫県警察本部（津波警報のみ）〕</p>	<p>関係機関からの修正 意見に基づく修正</p>
210	<p>〔海上保安本部〕</p>	222	<p>〔海上保安本部〕</p>	<p>関係機関からの修正 意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																								
210	<p>④ 津波の監視</p> <p>気象庁本庁又は大阪管区気象台は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。</p> <p>そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。</p>	222	<p>④ 津波の監視</p> <p>気象庁は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。</p> <p>そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正																								
211	<p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表</p> <p>神戸海洋気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。</p>	223	<p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表</p> <p>神戸地方気象台は、気象庁から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正																								
212	<p>(津波情報の種類と内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	224	<p>(津波情報の種類と内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	関係機関からの修正意見に基づく修正
情報の種類	情報の内容																											
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]																											
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																											
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）																											
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）																											
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																											
情報の種類	情報の内容																											
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、204ページ（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]																											
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																											
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）																											
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）																											
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																											

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
213	<p>気象庁又は大阪管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、神戸海洋気象台を経由して、兵庫県内の次の機関に通知することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 第五管区海上保安本部 — 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所 — 国土交通省神戸運輸監理部 — 兵庫県警察本部警備部災害対策課 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※ — NHK神戸放送局 — ラジオ関西報道制作部 — サンテレビ報道部 — 神戸新聞社社会部 — 関西電力 神戸支店 <p>神戸海洋気象台</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p>	225	<p>気象庁は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、神戸地方気象台を経由して、兵庫県内の次の機関に通知することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 第五管区海上保安本部 — 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所 — 国土交通省神戸運輸監理部 — 兵庫県警察本部警備部災害対策課 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※ — NHK神戸放送局 — ラジオ関西報道制作部 — サンテレビ報道部 — 神戸新聞社社会部 — 関西電力 神戸支店 <p>神戸地方気象台</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>組織名変更による修正</p>
215	<p>〔実施機関：神戸海洋気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部、県企画県民部県民文化局、県企画県民部管理局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部生活消費局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県産業労働部産業振興局、県産業労働部国際局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境管理局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県企業庁、県教育委員会、県警察本部、日本放送協会、西日本電信電話(株)〕</p>	227	<p>〔実施機関：神戸地方気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、県企画県民部、県企画県民部管理局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、<u>県健康福祉部高齢社会局</u>、<u>県健康福祉部障害福祉局</u>、<u>県健康福祉部こども局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県産業労働部政策労働局</u>、<u>県産業労働部産業振興局</u>、<u>県産業労働部国際局</u>、<u>県農政環境部農政企画局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県農政環境部環境管理局</u>、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県県土整備部まちづくり局</u>、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、<u>県企業庁</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>県警察本部</u>、<u>日本放送協会</u>、<u>西日本電信電話(株)</u>〕</p>	<p>組織名変更による修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
215	<p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(2) 指定公共機関、指定行政機関</p> <p>指定公共機関、指定行政機関は、災害情報を収集することとする。</p> <p>その際、当該災害が、非常災害(国が総合的な災害応急対策を実施する必要がある程度の大規模災害)であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に意を用いることとする。</p>	227	<p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(2) 指定公共機関、指定行政機関</p> <p>指定公共機関、指定行政機関は、災害情報を収集することとする。</p> <p>その際、当該災害が、非常災害(国が総合的な災害応急対策を実施する必要がある程度の大規模災害)であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に意を用いることとする。</p> <p><u>また、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務にかかる被害情報の把握に努めることとする。</u></p>	国防災基本計画にあわせた修正
216	<p>3 報告内容</p> <p>(1) 緊急報告</p> <p>① 県(地方機関)、市町は、事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県(災害対策本部、地方本部経由)へ、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告することとする。</p> <p>また、防災端末設置機関は、原則として防災端末(事務所被害報告の機能を活用)により報告することとする。</p> <p>② 県(各所属)の職員は、勤務時間外に災害が発生した場合には、登庁途上に自宅周辺や地域の被害状況を調査し、速やかに所属へ報告する。</p> <p>各所属長は、職員からの情報を取りまとめ、〔自宅及び出勤途上の状況報告〕の様式により災害対策本部事務局(地方本部事務局経由)に、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告することとする。</p> <p>また、防災端末設置機関は、原則として防災端末(災害速報の機能を活用)により報告することとする。</p>	228	<p>3 報告内容</p> <p>(1) 緊急報告</p> <p>① 県(地方機関)、市町は、事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県(災害対策本部、地方本部経由)へ、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告することとする。</p> <p>また、<u>フェニックス防災端末設置機関は、原則としてフェニックス防災端末(事務所被害報告の機能を活用)により報告することとする。</u></p> <p>② 県(各所属)の職員は、勤務時間外に災害が発生した場合には、登庁途上に自宅周辺や地域の被害状況を調査し、速やかに所属へ報告する。</p> <p>各所属長は、職員からの情報を取りまとめ、〔自宅及び出勤途上の状況報告〕の様式により災害対策本部事務局(地方本部事務局経由)に、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告することとする。</p> <p>また、<u>フェニックス防災端末設置機関は、原則としてフェニックス防災端末(災害速報の機能を活用)により報告することとする。</u></p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修正案	対 応
216	<p>(2) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）</p> <p>① 市町は、報告すべき災害を覚知したとき…略</p> <p>災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいする必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p>	229	<p>(2) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）</p> <p>① 市町は、報告すべき災害を覚知したとき…略</p> <p>災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいする必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
217	<p>(3) 被害状況即報</p> <p>① 市町は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。</p>	230	<p>(3) 被害状況即報</p> <p>① 市町は、被害状況に関する情報を収集し、<u>原則としてフェニックス防災端末</u>、又はそれによりがたい場合は<u>衛星通信</u>やファクシミリ等最も迅速な方法で〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
218	<p>【報告区分及び報告系統】</p>	230	<p>【報告区分及び報告系統】</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
218	<p>(注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。</p> <p>2 市町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。</p> <p>3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p>	230	<p>(注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。</p> <p>2 市町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。</p> <p>3 報告は、原則としてフェニックス防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
219	<p>5 災害情報の伝達手段</p> <p>(1) 災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。</p> <p>(2) 市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力することとする。</p>	231	<p>5 災害情報の伝達手段</p> <p>(1) 災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力することとする。</p> <p>(2) 市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力することとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行		頁	修 正 案		対応
222	○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統		233	○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統		関係機関からの修正 意見に基づく修正
	部	調査事項	部	調査事項	調査（報告）系統	
	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部	
		各部署が把握した被害 の状況 ライフライン被害・ 復旧状況		各部署が把握した被害 の状況 ライフライン被害・ 復旧状況	事務局 ← 各部署総務課等 事務局 ← NTT西日本 [電話] ← 関西電力 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社)兵庫県エルピーガス協会 [LPガス] ← 健康福祉部生活衛生課 [水道] ← 産業労働部工業振興課 [工業用水道]	
		人、住家等の被害 火災による被害 避難所開設状況		人、住家等の被害 火災による被害 避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	
		危険物施設等 被害状況 高圧ガス・ 火薬類被害状況		危険物施設等 被害状況 高圧ガス・ 火薬類被害状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事業のみ) 事務局 ← 各事業者	
	各部共通	公有財産の被害	各部共通	公有財産の被害	各部署総務課 ← 各部署各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]	
	企画民部	ボランティア活動状況	企画民部	ボランティア活動状況	総務課 ← 協働推進室 ← コラボレーション・プラザ ← 市町社会福祉協議会 (青年社会福祉協議会) ボランティアセンター	
		本庁舎、総合・ 集合庁舎被害		本庁舎、総合・ 集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← 総合・集合庁舎	
		県立大学及び私立 学校の被害状況		私立学校の被害状況	総務課 ← 教育課 ← 私立学校 ← 大学寮 ← 県立大学	
	健康福祉部	社会福祉施設等の 被害	健康福祉部	社会福祉施設等の 被害	総務課 ← 社会福祉課 ← 健康福祉 ← 福祉法人課 ← 事務所 (保健所) ← 市町 ← 高齢社会課 ← 県立施設 ← 人権推進課 ← 障害福祉課 ← 障害者支援課 ← 少子対策課 ← 児童課	
		火葬施設の被害		火葬施設の被害	総務課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉部生活衛生課 (保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市	

頁	現 行		頁	修 正 案		対応
222	○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統		233	○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統		関係機関からの修正 意見に基づく修正
	部	調査事項	部	調査事項	調査（報告）系統	
	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部	
		各部署が把握した被害 の状況 ライフライン被害・ 復旧状況		各部署が把握した被害 の状況 ライフライン被害・ 復旧状況	事務局 ← 各部署総務課等 事務局 ← NTT西日本 [電話] ← 各信番電話形発着 [緊急電話] ← 関西電力 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社)兵庫県LPガス協会 [LPガス] ← 健康福祉部生活衛生課 [水道] ← 産業労働部工業振興課 [工業用水道]	
		人、住家等の被害 火災による被害 避難所開設状況		人、住家等の被害 火災による被害 避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	
		危険物施設等 被害状況 高圧ガス・ 火薬類被害状況		危険物施設等 被害状況 高圧ガス・ 火薬類被害状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事業のみ) 事務局 ← 各事業者	
	各部共通	公有財産の被害	各部共通	公有財産の被害	各部署総務課 ← 各部署各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]	
	企画民部	ボランティア活動状況	企画民部	ボランティア活動状況	総務課 ← 協働推進室 ← コラボレーション・プラザ ← 市町社会福祉協議会 (青年社会福祉協議会) ボランティアセンター	
		本庁舎、総合・ 集合庁舎被害		本庁舎、総合・ 集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← 総合・集合庁舎	
		私立学校の被害状況		私立学校の被害状況	総務課 ← 私立教育課 ← 私立学校	
		県立大学の被害状況		県立大学の被害状況	総務課 ← 大学寮 ← 県立大学	
	健康福祉部	社会福祉施設等の 被害	健康福祉部	社会福祉施設等の 被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉 ← 人権推進課 ← 事務所 (保健所) ← 市町 ← 介護保険課 ← 県立施設 ← 障害福祉課 ← 障害者支援課 ← こども政策課 ← 児童課 ← 男女共同課	
		火葬施設の被害		火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉部生活衛生課 (保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市	

関係機関からの修正
意見に基づく修正

所管課からの修正意
見に基づく修正

部	調査事項	調査(報告)系統
県土整備部	公共土木施設等の被害	技術企画課 ← 河川整備課(河川・ダム) ← 土木事務所等 ↓ 土木事務所等 (県工事) ↓ 市町(市町工事) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 砂防課(砂防施設等) ← 国土交通省近畿地方整備局(直轄工事) ↓ 事務所 道路保全課(道路) 道路街路課(道路)
	道路の不通行状況	道路街路課 ← 市町(市町管理) 技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等(県管理) ↓ 市町(市町管理) ↓ 神戸市(神戸市管理) ↓ 国土交通省近畿地方整備局(国管理) ↓ 西日本高速道路(株) 道路企画課 ← [高速自動車国道・有料道路] ↓ 本州四国連絡高速道路(株)(本四道路) ↓ 兵庫県道路公社 ↓ 神戸市道路公社 ↓ 阪神高速道路(株)[阪神高速道路]
	鉄道の不通状況	技術企画課 ← 交通政策課 ← JR西日本 ↓ 私鉄等各社
	市新地盤開発事業被害	技術企画課 ← 市街地整備課 ← 市町 ← 旅行者
	公営住宅関係被害	技術企画課 ← 住宅管理課(県営住宅) ↓ 公営住宅課 土木事務所等 ↓ 市町(市町営住宅) ↓ 神戸市(市営住宅)
	その他建築関係被害	技術企画課 ← 建築指導課 ← 県民局 ← 市町(県営用地) ↓ 神戸市・姫路市及び委任市
	その他建築関係被害	技術企画課 ← 建築指導課 ← 県民局 ← 市町(県営用地) ↓ 神戸市ほか事務処理市
	その他建築関係被害	技術企画課 ← 建築指導課 ← 県民局 ← 市町 ↓ 特定行政庁
	都市公園被害	技術企画課 ← 公園緑地課 ← 土木事務所等 ↓ 市町(市町管理)
	市街地の被害	技術企画課 ← 土地対策室 ← 市町 ↓ 都市計画課

部	調査事項	調査(報告)系統
県土整備部	公共土木施設等の被害	技術企画課 ← 河川整備課(河川・ダム) ← 土木事務所等 ↓ 土木事務所等 (県工事) ↓ 市町(市町工事) 下水道課(下水道施設) 港湾課(港湾施設・海岸) 空母沈没課(空母) 砂防課(砂防施設等) ← 国土交通省近畿地方整備局(直轄工事) ↓ 事務所 道路保全課(道路) 道路街路課(道路) 公園緑地課(公園)
	道路の不通行状況	道路街路課 ← 市町(市町管理) 技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等(県管理) ↓ 神戸市(神戸市管理) ↓ 国土交通省近畿地方整備局(国管理) ↓ 西日本高速道路(株) 道路企画課 ← [高速自動車国道・有料道路] ↓ 本州四国連絡高速道路(株)(本四道路) ↓ 兵庫県道路公社 ↓ 神戸市道路公社 ↓ 阪神高速道路(株)[阪神高速道路]
	鉄道の不通状況	技術企画課 ← 交通政策課 ← JR西日本 ↓ 私鉄等各社
	市新地盤開発事業被害	総務課 ← 市街地整備課 ← 市町 ← 旅行者
	公営住宅関係被害	総務課 ← 住宅管理課(県営住宅) ↓ 公営住宅課 土木事務所等 ↓ 市町(市町営住宅) ↓ 神戸市(市営住宅)
	宗廟関係被害	総務課 ← 農業指導課 ← 農林局 ← 市町 ↓ 政令市、中核市、特別市ほか3市(伊丹市、川西市、三田市)
	その他建築関係被害	総務課 ← 建築指導課 ← 県民局 ← 市町 ↓ 特定行政庁
	都市公園被害	総務課 ← 公園緑地課 ← 土木事務所等 ↓ 市町(市町管理)
	市街地の被害	総務課 ← 土地対策室 ← 市町 ↓ 都市計画課

所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行			頁	修 正 案			対 応																														
225	<table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関係施設被害</td> <td> 総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 公園都市整備課 ← 情報公園都市建設事務所 臨海整備課 ← 阪神・淡路臨海建設事務所 </td> </tr> <tr> <td>水防本部</td> <td>水防関係の情報</td> <td> 水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水防管理団体(市町) 河川管理施設ダム・利水ダム </td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>教育関係の情報 (区市町立学校 国・県・市町 指定文化財 区市町立教育施設)</td> <td> 総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校 </td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	企業庁	企業庁関係施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 公園都市整備課 ← 情報公園都市建設事務所 臨海整備課 ← 阪神・淡路臨海建設事務所	水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水防管理団体(市町) 河川管理施設ダム・利水ダム	教育委員会	教育関係の情報 (区市町立学校 国・県・市町 指定文化財 区市町立教育施設)	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校	警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所			236	<table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td> 総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地産地消課 ← 情報公園都市建設事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所 </td> </tr> <tr> <td>水防本部</td> <td>水防関係の情報</td> <td> 水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水防管理団体(市町) 河川管理施設ダム・利水ダム </td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>教育関係の情報 (区市町立学校 国・県・市町指定文化財 区市町立教育施設)</td> <td> 総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校 </td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地産地消課 ← 情報公園都市建設事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所	水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水防管理団体(市町) 河川管理施設ダム・利水ダム	教育委員会	教育関係の情報 (区市町立学校 国・県・市町指定文化財 区市町立教育施設)	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校	警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所			<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
部	調査事項	調査(報告)系統																																				
企業庁	企業庁関係施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 公園都市整備課 ← 情報公園都市建設事務所 臨海整備課 ← 阪神・淡路臨海建設事務所																																				
水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水防管理団体(市町) 河川管理施設ダム・利水ダム																																				
教育委員会	教育関係の情報 (区市町立学校 国・県・市町 指定文化財 区市町立教育施設)	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校																																				
警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																				
部	調査事項	調査(報告)系統																																				
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地産地消課 ← 情報公園都市建設事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所																																				
水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水防管理団体(市町) 河川管理施設ダム・利水ダム																																				
教育委員会	教育関係の情報 (区市町立学校 国・県・市町指定文化財 区市町立教育施設)	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校																																				
警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																				

頁

現 行

228

○ 市町からの主な緊急対策支援要請

部	要請事項	支援要請系統
健康福祉部	ヘリによる患者搬送	神戸市 ← 事務局 市消防本部 ← 消防機関 ← 各医療機関 自衛隊 海上保安本部
	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
	ライフラインの優先復旧(医療機関関係)	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関 水道事業者 ← 企業庁水道課(生活衛生課) 関西電力 大阪ガス ㈱兵庫県LPガス協会
	入院患者に対する食事の提供	給食事業者等 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
	医薬品の供給	厚生労働省 ← 薬務課 ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 医薬品卸業協会
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 市町 ← 各医療機関
	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 疾病対策課 ← 保健課(保健) ← 市町
	遗体処置・埋葬等(広域火葬、ドライアイス・乾氷等の確保・あっせん、遺体の搬送)	厚生労働省 ← 生活衛生課 ← 保健課(保健) ← 市町 近隣府県 民間業者等
	風呂対策支援	関係団体等 ← 生活衛生課 ← 保健課(保健) ← 市町 自衛隊 ← 事務局
	被災動物の保護・収容	県獣医師会 ← 生活衛生課 ← 保健課(保健) ← 市町 神戸商工会 関係団体
産業労働部	大規模店舗等の早期営業再開	百貨店 ← 経営商業課 ← 県民局商工労働担当課 ← 市町 チェーンストア各社 石油商業組合等

頁

修 正 案

239

○ 市町からの主な緊急対策支援要請

部	調査事項	調査(報告)系統
健康福祉部	ヘリによる患者搬送	厚生労働省(広域消防) ← 医師ヘリ基地病院 ← 神戸市 ← 消防庁(広域消防) ← 自衛隊 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 海上保安本部
	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
	ライフラインの優先復旧(医療機関関係)	NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関 水道事業者 ← 企業庁水道課(生活衛生課) 関西電力 大阪ガス ㈱兵庫県LPガス協会
	入院患者に対する食事の提供	給食事業者等 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
	医薬品の供給	厚生労働省 ← 薬務課 ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 医薬品卸業協会
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 市町 ← 各医療機関
	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 疾病対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町
	遗体安置・埋葬等(広域火葬、ドライアイス等の確保、あっせん遺体の搬送等)	厚生労働省 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 近隣府県 民間業者等
	風呂対策支援	関係団体等 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 自衛隊 ← 事務局
	被災動物の保護・収容	県獣医師会 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 神戸商工会 関係団体
産業労働部	大規模店舗等の早期営業再開	百貨店 ← 経営商業課 ← 県民局商工労働担当課 ← 市町 チェーンストア各社 石油商業組合等

対応

所管課からの修正意見に基づく修正

組織名変更による修正

頁	現 行		
229	部	調査事項	調査(報告)系統
	農 政 環 境 部	非常災害用木材の調達・あっせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局地域振興部 ← 市町
		ガレキ処理対策	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民家 ← 市町
		ごみ処理対策	関係団体 ← 県民局県民家 ← 市町
		し尿処理対策	関係省庁 ← 県民局県民家 ← 市町
		(仮設トイレ設置等)	他府県 ← 県民局県民家 ← 市町
	県 土 産 務 部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 契約・建設業室 ← 事務局 ← 市町
		被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町
		応急仮設住宅の施設支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町
		公営住宅への一時入居	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町
		他府県 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町	
企 業 庁	飲料水の供給	隣接市町 ← 水道課 ← ブロック代表団体	
	給水車の派遣	厚生労働省 ← 健康福祉部(生活衛生課) ← 各市町・事務組合 広域水道事業者	
	水道復旧工事に関する人材派遣	自衛隊 ← 災害対策本部事務局	
	医療用水の確保	水道事業者 ← 水道課 ← 医師課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関	
		(備前福見郡土生町)	
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町	
	交通誘導の実施	警備委員会 ← 警察本部	
	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	
	他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会	
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署	

- (注) 1 県民局において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。
- 2 各県民局内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局の実態に応じて別途定めることとする。

頁	修 正 案			対 応
240	部	調査事項	調査(報告)系統	所管課からの修正意見に基づく修正
	農 政 環 境 部	非常災害用木材の調達・あっせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局等 ← 市町	
		ガレキ処理対策	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民家 ← 市町	
		ごみ処理対策	関係団体 ← 県民局県民家 ← 市町	
		し尿処理対策	関係省庁 ← 県民局県民家 ← 市町	
		(仮設トイレ設置等)	他府県 ← 県民局県民家 ← 市町	
	県 土 産 務 部	建設資機材等のあっせん	建設業協会 ← 建設業室 ← 事務局 ← 市町	
		被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町	
		応急仮設住宅の施設支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町	
		公営住宅への一時入居	各市町 ← 住宅管理課 ← 市町	
		他府県 ← 住宅管理課 ← 市町		
企 業 庁	飲料水の供給	隣接市町 ← 水道課 ← ブロック代表団体		
	給水車の派遣	厚生労働省 ← 健康福祉部(生活衛生課) ← 各市町・事務組合 広域水道事業者		
	水道復旧工事に関する人材派遣	自衛隊 ← 災害対策本部事務局		
	医療用水の確保	水道事業者 ← 水道課 ← 医師課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関		
		(備前福見郡土生町)		
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町		
	交通誘導の実施	警備委員会 ← 警察本部		
	他府県警察官の派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会		
	他府県警察への派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会		
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署		

- (注) 1 県民局等において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。
- 2 各県民局等内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局等の実態に応じて別途定めることとする。

県の組織改編に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
230	<p>第3款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>フェニックス防災システムは、主な県関係機関及び市町・消防本部との間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNで二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。</p> <p>(1) 防災端末設置数</p> <p>319 台（本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、国（消防庁等）、ライフライン事業者等）</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計 104 局 ・県庁局 1 局、単独庁舎局 1 局、市町・消防本部 90 局、防災関係機関局 10 局、平面可搬局 2 局 ・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能 <p>② 機能</p> <p>ア 音声、ファクシミリ</p> <p>(2) 地上系</p>	241	<p>第3款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>フェニックス防災システムは、<u>防災関係機関の間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNで二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。</u></p> <p>(1) <u>フェニックス防災端末設置数</u></p> <p><u>316 台（本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、ライフライン事業者等）</u></p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計 <u>102 局</u> ・<u>県庁局 1 局、広域防災センター局 1 局、市町・消防本部局 88 局（うち併設局 6 局）、防災関係機関局 10 局、平面可搬局 2 局</u> ・<u>地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能</u> <p>② 機能</p> <p>ア <u>一斉FAX、個別音声通話、個別FAX</u></p> <p>(2) 地上系</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
231	<p>県庁、県民局、県土木事務所等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、山上中継局、県庁及び各事務所に設置された地上系多重回線（県防災行政無線多重回線）を使用して、県庁と土木事務所等（41 局）の通信を確保することとする。</p>	242	<p>県庁、<u>県民局・県民センター</u>、<u>県土木事務所等</u>は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、山上中継局、<u>県庁及び各事務所に設置された地上系多重回線（県防災行政無線多重回線）</u>を使用して、<u>県庁と土木事務所等（41 局）の通信を確保することとする。</u></p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
232	<p>4 無線系通信</p> <p>(1) 消防防災無線及び水防無線等 災害時に公衆回線網等が使用できない場合は、マイクロ回線等により、国との連絡手段を確保することとする。 現在の通信ルートは以下のとおりである。</p> <p>県(災害対策課) - 消防庁(消防防災無線) 県(災害対策課) - 内閣府(中央防災無線(緊急連絡用)) 県(河川整備課) - 国土交通省(水防無線) 県(警察本部) - 警察庁(警察無線)</p> <p>5 非常通信経路計画</p> <p>(1) 内容 県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、…略 非常時に、電波法第52条、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条及び水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。</p> <p>1 警察通信設備 2 海上保安庁通信設備 3 国土交通省通信設備 4 気象庁通信設備 5 法務省無線通信設備 6 NTT無線通信設備 7 JR通信設備 8 県無線通信設備 9 市町無線通信設備(消防無線を含む) 10 西日本高速道路(株)無線通信設備 11 関西電力通信設備 12 大阪ガス無線通信設備 13 各私鉄通信設備 14 KDDI無線通信設備</p> <p>15 日本通運無線通信設備 16 各漁業無線 17 アマチュア無線局 18 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備 19 各タクシー会社の無線通信設備</p>	243	<p>4 無線系通信</p> <p>(1) 消防防災無線及び水防無線等 災害時に公衆回線網等が使用できない場合は、マイクロ回線等により、国との連絡手段を確保することとする。 現在の通信ルートは以下のとおりである。</p> <p>県(災害対策課) - 消防庁(消防防災無線) 県(災害対策課) - 内閣府(中央防災無線(緊急連絡用)) 県(河川整備課) - 国土交通省(マイクロ電話) 県(警察本部) - 警察庁(警察無線)</p> <p>5 非常通信経路計画</p> <p>(1) 内容 県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、…略 非常時に、電波法第52条及び第74条、災害対策基本法第57条及び第79条、水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。</p> <p>1 警察通信設備 2 海上保安庁通信設備 3 国土交通省通信設備 4 気象庁通信設備 5 法務省無線通信設備 6 NTT無線通信設備 7 JR通信設備 8 県無線通信設備 9 市町無線通信設備(消防無線を含む) 10 西日本高速道路(株)無線通信設備 11 関西電力通信設備 12 大阪ガス無線通信設備 13 各私鉄通信設備 14 KDDI無線通信設備 15 ソフトバンクテレコム通信設備 16 ソフトバンクモバイル無線通信設備 17 日本通運無線通信設備 18 各漁業無線 19 アマチュア無線局 20 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備 21 各タクシー会社の無線通信設備</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>法改正に併せた修正</p> <p>指定地方公共機関追加による修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	追加	246	<p>第4款 被災者支援のための情報の収集・活用</p> <p><u>(実施機関：市町)</u></p> <p>第1 趣旨 円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 住民からの問い合わせに対する回答 県及び市町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。 また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。 なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</p> <p>2 被災者台帳の作成 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p>	国防災基本計画にあわせた追加

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
		246	<p>(被災者台帳に記載する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氏名</u> ・ <u>生年月日</u> ・ <u>性別</u> ・ <u>住所又は居所</u> ・ <u>住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況</u> ・ <u>援護の実施の状況</u> ・ <u>要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</u> ・ <u>電話番号その他の連絡先</u> ・ <u>世帯の構成</u> ・ <u>罹災証明書の交付の状況</u> ・ <u>市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</u> ・ <u>前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</u> ・ <u>その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項</u> 	<p>国防災基本計画にあ わせた追加</p>
		247	<p><u>3 罹災証明書の交付</u></p> <p><u>市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</u></p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 自衛隊への派遣要請</p> <p>第2 内容</p> <p>1 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）</p> <p>(1) 災害派遣要請の方法</p> <p>① 市町長 → 知事 → 自衛隊</p> <p>ア 市町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 自衛隊への派遣要請</p> <p>第2 内容</p> <p>1 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）</p> <p>(1) 災害派遣要請の方法</p> <p>① 市町長 → 知事 → 自衛隊</p> <p>ア 市町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、<u>県民局長・県民センタ</u>一長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。</p>		
<p>235</p> <p>236</p>	<p>○ 派遣及び撤回要請手続経路</p> <p>知事に要求した旨及び災害の状況の通知 知事に要求できない場合直接通知</p> <p>市町長 (阪神地域) 尼崎・西宮・芦屋 伊丹・宝塚・川西 三田・猪名川</p> <p>警察署長等</p> <p>県民局長</p> <p>第3節団長 (第36普通科連隊長) 阪神基地隊司令</p> <p>知事</p> <p>第3特科隊長 阪神基地隊司令</p> <p>県警本部長</p> <p>知事に要求した旨及び災害の状況の通知 知事に要求できない場合直接通知</p>	<p>○ 派遣及び撤回要請手続経路</p> <p>(知事に要求できない場合) 知事に要求した旨及び災害の状況の通知</p> <p>市町長 (阪神地域) 尼崎・西宮・芦屋 伊丹・宝塚・川西 三田・猪名川</p> <p>警察署長等</p> <p>県民局長</p> <p>県民センター長</p> <p>第3節団長 (第36普通科連隊長) 阪神基地隊司令</p> <p>知事</p> <p>第3特科隊長 阪神基地隊司令</p> <p>県警本部長 海上保安本部長</p> <p>(知事に要求できない場合) 知事に要求した旨及び災害の状況の通知</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

頁	現 行	電 話 番 号	
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
237	(2) 要請先等 ② 連絡先	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	
		078) 362-9900 (時間内外とも) FAX 078) 362-9911~9912 (時間内外とも)	
		(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災係)	
		078) 362-9988 FAX 078) 362-9911~9912	078) 362-9900 FAX 078) 362-9911~9912
		第3師団 (第3部防衛班)	072) 781-0021 内線 424, 333 FAX 233
第3特科隊 (第3科)	0792) 22-4001 内線 235, 238 FAX 239	0792) 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398	
第36普通科連隊 (第3科)	072) 782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034	072) 782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034	
阪神基地隊 (警備科)	078) 441-1001 内線 230 FAX 239	078) 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389	
238	2 海上保安本部長が行う場合 災害派遣要請系統は、次のとおりである。 (1) 兵庫県南部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第五管区海上保安本部長が行う。	<pre> graph TD A[第五管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊阪神基地隊司令] A --> C[海上自衛隊24航空隊司令] </pre>	
		(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。 <pre> graph TD A[第八管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊舞鶴地方總監] A --> C[航空自衛隊小松基地司令] A --> D[航空自衛隊美保基地司令] </pre>	

頁	修 正 案	電 話 番 号	
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
250	(2) 要請先等 ② 連絡先	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	
		078) 362-9900 (時間内外とも) FAX 078) 362-9911~9912 (時間内外とも)	
		(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	
		078) 362-9988 FAX 078) 362-9911~9912	078) 362-9900 FAX 078) 362-9911~9912
		第3師団 (第3部防衛班)	072) 781-0021 内線 3734, 3735 FAX 3724
第3特科隊 (第3科)	0792) 22-4001 内線 650, 238 FAX 239	0792) 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398	
第36普通科連隊 (第3科)	072) 782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034	072) 782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034	
阪神基地隊 (警備科)	078) 441-1001 内線 230 FAX 239	078) 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389	
250	2 海上保安本部長が行う場合 災害派遣要請系統は、次のとおりである。 (1) 兵庫県南部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第五管区海上保安本部長が行う。	<pre> graph TD A[第五管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊呉地方總監] A --> C[海上自衛隊航空集団司令] </pre>	
		(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。 <pre> graph TD A[第八管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊舞鶴地方總監] A --> C[航空自衛隊小松基地司令] A --> D[航空自衛隊第3輸送航空隊司令] </pre>	

対応

現状にあわせた時点修正

関係機関からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
239	<p>6 自衛隊の基本方針</p> <p>(3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。</p>	252	<p>6 自衛隊の基本方針</p> <p>(3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正
	<p>7 活動内容</p> <p>(11) 物資の無償貸付又は譲与 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</p>		<p>7 活動内容</p> <p>(11) 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正
	<p>第2款 県域の被害への対応</p>		<p>第2款 県域の被害への対応</p>	
	<p>第2 内容</p>		<p>第2 内容</p>	
	<p>1 県</p>		<p>1 県</p>	
	<p>(1) 基本的な考え方</p>		<p>(1) 基本的な考え方</p>	
241	<p>① 応援・応援要請の実施基準 県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を要請することとする。 なお、被害の全容把握に時間を要するときは、フェニックス防災システムの被害予測機能及び需給推計・分析機能を活用して必要な応援要員、物資量等を推計し、市町に対する応援の準備、概括的な要請を行い、実際の被害が判明次第、逐次修正を加えることとする。</p>	254	<p>① 応援・応援要請の実施基準 県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することとする。 なお、被害の全容把握に時間を要するときは、フェニックス防災システムの被害予測機能及び需給推計・分析機能を活用して必要な応援要員、物資量等を推計し、市町に対する応援の準備、概括的な要請を行い、実際の被害が判明次第、逐次修正を加えることとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
	<p>(2) 県内市町に対する応援</p>		<p>(2) 県内市町に対する応援</p>	
242	<p>① 市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣 県（県民局）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部にあらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等に当たることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。</p>	255	<p>① 市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣 県（県民局等）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部にあらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等に当たることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。</p>	県の組織改編に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																				
242	<p>③ 災害対策基本法に基づく応援</p> <p>ウ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）</p> <p>(7) 知事による避難の指示等の代行（法第60条第5項～7項）</p> <p>(i) 知事による応急措置（警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第73条）</p> <p>(ii) 広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の4）</p>	255	<p>③ 災害対策基本法に基づく応援</p> <p>ウ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）</p> <p>(7) 知事による避難の指示等の代行（法第60条第6項～8項）</p> <p>(i) 知事による応急措置（警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第73条）</p> <p><u>(ii) 指定行政機関の長等による応急措置（応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第78条の2）</u></p> <p>(1) 広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の10、第86条の13）</p>	法改正に伴う修正																																				
246	<p>3 近畿地方整備局</p> <p>(3) 応援の実施</p> <p>近畿地方整備局は兵庫県への応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。</p> <p>(4) 応援要請によらない応援</p> <p>災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、兵庫県からの要請をまついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は独自の判断により応援を行うものとする。</p>	259	<p>3 近畿地方整備局</p> <p>(3) 応援の実施</p> <p>近畿地方整備局は兵庫県からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。</p> <p>(4) 応援要請によらない応援</p> <p>災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、兵庫県からの要請を待ついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は独自の判断により応援を行うものとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正																																				
247	<p>4 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平日 (8:30～18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 TN-048-500-90-43422</td> <td>TN-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 関係機関との連携</p> <p>① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第24条）</p>	区 分	平日 (8:30～18:15)	左記以外	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	260	<p>4 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平日 (8:30～18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 TN-048-500-90-43422</td> <td>TN-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 関係機関との連携</p> <p>① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第42条）</p>	区 分	平日 (8:30～18:15)	左記以外	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	関係機関からの修正意見に基づく修正
区 分	平日 (8:30～18:15)	左記以外																																						
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																						
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																						
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																						
	FAX 90-49033	90-49036																																						
地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102																																						
	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036																																						
区 分	平日 (8:30～18:15)	左記以外																																						
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																						
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																						
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																						
	FAX 90-49033	90-49036																																						
地域衛星通信ネットワーク	電話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102																																						
	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036																																						
249	<p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関〕</p>	262	<p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、市町〕</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正																																				

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
252	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第2 内容</p> <p>2 適用手続</p> <p>(1) 県</p> <p>知事は、次の(2)により市町長等から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、厚生労働省に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。</p>	265	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第2 内容</p> <p>2 適用手続</p> <p>(1) 県</p> <p>知事は、次の(2)により市町長等から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、<u>内閣府</u>に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。</p>	所管変更による修正
253	<p>3 救助の実施</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>⑥ 災害にかかった者の救出</p> <p>⑦ 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>4 災害救助法による救助の基準</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載しているが、この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。</p>	266	<p>3 救助の実施</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>⑥ <u>被災者の救出</u></p> <p>⑦ <u>被災した住宅の応急修理</u></p> <p>4 災害救助法による救助の基準</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載しているが、この基準により実施することが困難な場合は、<u>内閣総理大臣</u>に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管変更による修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
258	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第2款 水防活動の実施</p> <p>(実施機関：近畿地方整備局、神戸海洋気象台、県県土整備部土木局、県警察本部、警察署、水防管理者、量水標管理者)</p> <p>第2 内容 1 水防の責任等 (4) 国土交通大臣(水防法第10条第2項、第16条第1項、第2項)</p> <p>気象庁長官と共同して指定河川(猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の洪水予報を行うこと。</p> <p>あらかじめ指定した河川について避難判断水位(特別警戒水位)到達情報を知事に通知し、一般に公表すること。 猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等</p> <p>(5) 知事(水防法第11条第1項、第16条第1項、第3項) 気象庁長官と共同して指定河川(武庫川、市川、千種川)の洪水予報を行うこと。 あらかじめ指定した河川について避難判断水位(特別警戒水位)到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。</p> <p>追加</p>	272	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第2款 水防活動の実施</p> <p>(実施機関：近畿地方整備局、神戸地方気象台、県県土整備部土木局、県警察本部、警察署、水防管理者、量水標管理者)</p> <p>第2 内容 1 水防の責任等 (4) 国土交通大臣(水防法第10条第2項、<u>第13条第1項、第13条の2、第16条第1項、第2項、第32条</u>)</p> <p>気象庁長官と共同して指定河川(猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の洪水予報を行う<u>とともに、関係市町長に通知すること。</u></p> <p>あらかじめ指定した河川について避難判断水位(特別警戒水位)到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。 <u>また、知事に通知したことを関係市町長に通知すること。</u> 猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等 <u>洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。</u></p> <p>(5) 知事(水防法第11条第1項、<u>第13条第2項、第13条の2、第16条第1項、第3項</u>)</p> <p>気象庁長官と共同して指定河川(武庫川、市川、千種川)の洪水予報を行う<u>とともに、関係市町長に通知すること。</u></p> <p>(10) <u>水防協力団体(水防法第37条)</u> <u>水防団又は消防機関が行う水防活動への協力等</u></p>	<p>組織名変更による修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																								
259	<p>2 水防組織</p> <p>(2) 各班の事務分担</p> <p>② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報</p> <p>3 水防態勢</p> <p>(1) 水防態勢</p> <p>神戸海洋気象台（以下この節において「気象台」という。）から水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるとき、水防態勢に入ることとする。</p> <p>(2) 水防非常配備</p> <p>① 連絡員待機</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢及び業務の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸海洋気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めるとき</td> <td>雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。</td> <td>数名</td> <td>連絡員待機</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令	神戸海洋気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めるとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機	273	<p>2 水防組織</p> <p>(2) 各班の事務分担</p> <p>② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室及び関係事務所、国土交通省等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報</p> <p>3 水防態勢</p> <p>(1) 水防態勢</p> <p>神戸地方気象台（以下この節において「気象台」という。）から水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるとき、水防態勢に入ることとする。</p> <p>(2) 水防非常配備</p> <p>① 連絡員待機</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢及び業務の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めるとき</td> <td>雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。</td> <td>数名</td> <td>連絡員待機</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令	気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めるとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>組織名変更による修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>																								
配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																									
神戸海洋気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めるとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機																																									
配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																									
気象台から水防に関する予報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めるとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機																																									
260	<p>② 水防非常配備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)</td> <td>主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢</td> <td>少数</td> <td>水防指令第1号</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 (自動発令)</td> <td>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢</td> <td>所属人員の半数</td> <td>水防指令第2号</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報・警報が発表され、被害が予想されるとき。 (自動発令)</td> <td>完全な水防態勢</td> <td>所属人員の全員</td> <td>水防指令第3号</td> </tr> </tbody> </table>	態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令	第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号	第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 (自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号	第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報・警報が発表され、被害が予想されるとき。 (自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号	274	<p>② 水防非常配備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配 備 時 期</th> <th>態勢の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)</td> <td>主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢</td> <td>少数</td> <td>水防指令第1号</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は6弱の地震が発生したとき。 (自動発令)</td> <td>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢</td> <td>所属人員の半数</td> <td>水防指令第2号</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (自動発令)</td> <td>完全な水防態勢</td> <td>所属人員の全員</td> <td>水防指令第3号</td> </tr> </tbody> </table>	態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令	第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号	第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は6弱の地震が発生したとき。 (自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号	第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																								
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号																																								
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 (自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号																																								
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報・警報が発表され、被害が予想されるとき。 (自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号																																								
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																								
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号																																								
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は6弱の地震が発生したとき。 (自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号																																								
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号																																								

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
260	<p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(2) 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p>第1号 待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</p> <p>第2号 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>第3号 出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。</p> <p>第4号 解除 水防活動の終了の通知を行う。</p> <p>適 宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。</p>	274	<p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(2) 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p>第1段階 待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</p> <p>第2段階 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>第3段階 出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。</p> <p>第4段階 解除 水防活動の終了の通知を行う。</p> <p>適 宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
261	<p>(3) 知事の発する水防警報</p> <p>① 水防警報河川</p> <p>イ 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。</p> <p>兵庫県津波被害警戒区域図(暫定)の津波被害警戒区域内にある全河川(但し、一級及び二級河川に限る。)</p>	275	<p>(3) 知事の発する水防警報</p> <p>① 水防警報河川</p> <p>イ 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。</p> <p>兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図の津波浸水想定区域内にある全河川(但し、一級及び二級河川に限る。)</p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
262	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救命・救急、医療対策の実施</p> <p>第1款 人命救出活動の実施</p> <p>第2 内容 3 県警察本部 県警察本部は、次の措置を講じることとする。 (1) 負傷者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施 (2) 必要な交通規制の実施</p> <p>第2款 救急医療の提供</p>	276	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救命・救急、医療対策の実施</p> <p>第1款 人命救出活動の実施</p> <p>第2 内容 3 県警察本部 県警察本部は、次の措置を講じることとする。 (1) <u>要救助者</u>、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施 (2) 必要な交通規制の実施</p> <p>第2款 救急医療の提供</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正
264	<p>第2 内容 1 実施方法 (3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送 (ヘリコプターを有する他機関) ・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による） ・海上保安本部 ・自衛隊</p>	278	<p>第2 内容 1 実施方法 (3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送 (ヘリコプターを有する他機関) ・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による） ・海上保安本部 ・自衛隊 ・<u>ドクターヘリ基地病院</u> 等</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
265	<p>(5) 負傷者等の収容 ② 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。 速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて県警本部との事前合意に基づいて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨床医の協力も得ることとする。</p>	279	<p>(5) 負傷者等の収容 ② 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、<u>検視</u>その他所要の処理を行わなければならない。 速やかな<u>検視</u>等に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨床医の協力も得ることとする。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
266	<p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施責任機関</p> <p>(2) 県は市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班（兵庫DMATを含む）を現地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。</p> <p>2 救護所の設置</p> <p>(1) 市町は、次の場合に救護所を設置することとする。なお県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置することとする。</p> <p>③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合</p> <p>4 県における情報収集・提供</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>② 県（医務課）、災害医療センターは、以下の情報収集を行うこととする。</p> <p>カ 県・神戸市のヘリコプターの運航状況の確認</p> <p>キ 全壊・半壊等被災した医療機関から転送が必要な患者数の確認</p> <p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>① 県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。</p> <p>ア 災害拠点病院（兵庫DMAT指定病院を含む）をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、独立行政法人国立病院機構病院（以下「国立病院」という。）、公的病院、私的医療機関に対する救護班の編成と被災地への派遣要請</p> <p>イ 県・神戸市等のヘリコプターの待機要請</p>	280	<p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施責任機関</p> <p>(2) 県は市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、兵庫DMAT及び救護班（兵庫JMATを含む）を現地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。</p> <p>2 救護所の設置</p> <p>(1) 市町は、次の場合に救護所を設置することとする。なお県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置することとする。</p> <p>③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合</p> <p>4 県における情報収集・提供</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>② 県（医務課）、災害医療センターは、以下の情報収集を行うこととする。</p> <p>カ <u>ヘリコプター</u>の運航状況の確認</p> <p>キ <u>被災した医療機関</u>から転送が必要な患者数の確認</p> <p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>① 県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。</p> <p>ア <u>災害拠点病院</u>をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、独立行政法人国立病院機構病院（以下「国立病院」という。）、公的病院、私的医療機関に対する<u>救護班</u>等の編成と被災地への派遣要請</p> <p>イ <u>ドクターヘリ</u>等の待機要請</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
267	<p>カ 県・神戸市のヘリコプターの運航状況の確認</p> <p>キ 全壊・半壊等被災した医療機関から転送が必要な患者数の確認</p>	281	<p>カ <u>ヘリコプター</u>の運航状況の確認</p> <p>キ <u>被災した医療機関</u>から転送が必要な患者数の確認</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
267	<p>オ 電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請</p> <p>キ 兵庫県医師会、兵庫県民間病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請</p> <p>③ 県（業務課）は、必要に応じて、以下の要請を行うこととする。</p> <p>イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請</p> <p>ウ 兵庫県薬剤師会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請</p>	281	<p>オ 電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者及びLPガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請 削除</p> <p>③ 県（業務課）は、必要に応じて、以下の要請を行うこととする。</p> <p>イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会、<u>且本産業・医療ガス協会近畿地域本部</u>兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請 削除</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
268	<p>(2) 救護班の編成</p> <p>① 兵庫DMAT指定病院</p> <p>兵庫DMAT指定病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMAT（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名の計5名程度をもって1班とする）の派遣を行うこととし、派遣先については県または災害医療センターと調整することとする。</p>	283	<p>(2) 救護班の編成</p> <p>① 兵庫DMAT指定病院</p> <p>兵庫DMAT指定病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMATの派遣を行うこととし、派遣先については県または災害医療センターと調整することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
269	<p>⑦ 私的医療機関による救護班</p> <p>県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、救護隊（JMATを含む）の派遣を要請することとする。</p> <p>⑧ 他府県による救護班</p> <p>県は、必要により相互応援に関する協定を締結している近畿2府7県及び岡山県、鳥取県、新潟県に対し、救護班の派遣について要請するとともに、その他の府県については、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づき、全国知事会等を通じて救護班の派遣を要請することとする。</p>	283	<p>⑦ 私的医療機関による救護班</p> <p>県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、<u>兵庫JMAT</u>の派遣を要請することとする。</p> <p>⑧ 他府県による救護班</p> <p>県は、必要により相互応援に関する協定を締結している近畿2府7県及び岡山県、鳥取県、新潟県に対し、<u>救護班等</u>の派遣について要請するとともに、その他の府県については、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づき、全国知事会等を通じて<u>救護班等</u>の派遣を要請することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

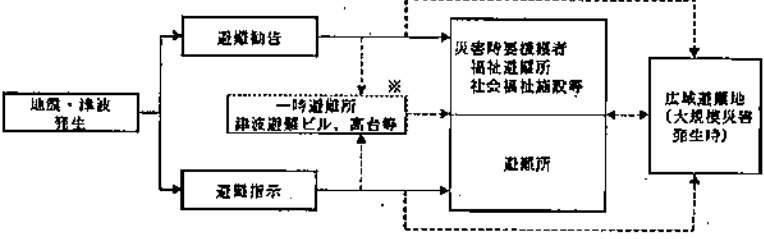
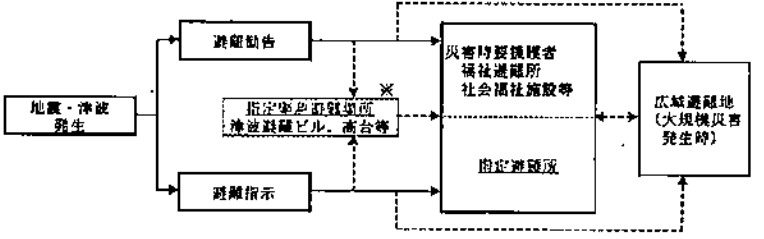
頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
269	<p>(3) 救護班の活動</p> <p>被災地に入った救護班は、被災市町の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行うこととする。</p> <p>発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たることとする。</p> <p>災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班を派遣、活動した場合においても、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。</p>	283	<p>(3) 救護班の活動</p> <p>被災地に入った救護班等は、被災地の<u>地域医療情報センター</u>、市町等の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行うこととする。</p> <p>その後は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たることとする。</p> <p>災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班等を派遣、活動した場合においても、<u>状況により</u>、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
270	<p>7 医療マンパワーの確保</p> <p>(2) <u>災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）</u></p> <p>(3) その他の医療ボランティア</p>	284	<p>7 医療マンパワーの確保</p> <p>削除</p> <p>(2) その他の医療ボランティア</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
	<p>8 患者等搬送体制</p> <p>(3) 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう神戸市消防局、自衛隊、海上保安本部等と調整を行うこととする。</p>	284	<p>8 患者等搬送体制</p> <p>(3) 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう神戸市消防局、自衛隊、海上保安本部、<u>ドクターヘリ基地病院</u>等と調整を行うこととする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
	<p>9 医薬品等の供給</p> <p>(2) 調達方法</p> <p>③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会等との連携を強化することとする。</p>	285	<p>9 医薬品等の供給</p> <p>(2) 調達方法</p> <p>③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、<u>兵庫県医療機器協会</u>等との連携を強化することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
271	<p>10 医療機関のライフラインの確保</p> <p>(2) 県は、市町と連携を図りながら、(一社)兵庫県エルピーガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請することとする。</p>	285	<p>10 医療機関のライフラインの確保</p> <p>(2) 県は、市町と連携を図りながら、<u>(一社)兵庫県LPガス協会</u>に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請することとする。</p>	<p>組織名変更による修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
272	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)、港湾管理者、空港管理者等〕</p> <p>第2 内容 2 陸上交通の確保 (3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）</p>	286	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、<u>県道路公社</u>、<u>芦有ドライブウェイ(株)</u>、<u>漁港管理者</u>、<u>港湾管理者</u>、<u>空港管理者</u>等〕</p> <p>第2 内容 2 陸上交通の確保 (3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
278	<p>④ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3） ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができる。 また、県警察本部は、日本自動車連盟の「災害等における放置自動車等の除去業務に関する覚書」に基づき、必要に応じて緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動について協力要請を行うこととする。</p>	292	<p>④ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3） ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができる。 また、<u>県警察本部は、日本自動車連盟及び兵庫県自動車修理業レッカー事業協同組合との覚書</u>に基づき、必要に応じて緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動について協力要請を行うこととする。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
280	<p>(8) 道路の応急復旧作業</p> <p>① 道路啓開の実施</p> <p>イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努めることとする。</p> <p>② 応急復旧業務に係る建設業者等の運用</p> <p>道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。また、県（県土整備部）は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。</p>	294	<p>(8) 道路の応急復旧作業</p> <p>① 道路啓開の実施</p> <p>イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、<u>緊急交通路</u>の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努めることとする。</p> <p>② 応急復旧業務に係る民間団体等の運用</p> <p>道路管理者は、<u>民間団体等</u>と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。また、県は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、<u>災害発生時には、必要に応じて</u>障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
282	<p>第2款 緊急輸送対策の実施</p> <p>〔実施機関：神戸運輸監理部、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県公安委員会、市町、(社)兵庫県トラック協会、その他防災関係機関〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段の確保を図ることとする。</p> <p>③ 県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して運送を要請することとする。資機材の故障や安全の確保ができない等の正当な理由なく要請に応じないときは、運送を行うべきことを指示することとする。</p>	296	<p>第2款 緊急輸送対策の実施</p> <p>〔実施機関：神戸運輸監理部、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、<u>県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県公安委員会、市町、(一社)兵庫県トラック協会、その他防災関係機関</u>〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」<u>及び兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救済物資の保管等に関する協定」</u>に基づき、その協力を得て輸送手段の確保を図ることとする。</p> <p>③ 県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して運送を要請することとする。資機材の故障や安全の確保ができない等の正当な理由なく要請に応じないときは、<u>被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、</u>運送を行うべきことを指示することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>組織名変更による修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
282	<p>(3) 輸送路等に関する状況の把握 県は、広域応援を実施する場合に備え、県警察本部、各道路管理者、JR等鉄道輸送に関する機関、海上保安本部、各港湾管理者、各漁港管理者、大阪空港事務所等の協力を得て、事前に設定している緊急輸送路等に関する状況の把握に努めることとする。</p> <p>第3款 ヘリコプターの運航</p> <p>第2 内容</p> <p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>③ 要請先 要請の連絡先は次のとおりとする。</p>	297	<p>(3) 輸送路等に関する状況の把握 県は、広域応援を実施する場合に備え、県警察本部、各道路管理者、JR等鉄道輸送に関する機関、海上保安本部、各港湾管理者、各漁港管理者、大阪空港事務所等の協力を得て、事前に設定している緊急輸送路等に関する状況の把握に努めることとする。</p> <p>第3款 ヘリコプターの運航</p> <p>第2 内容</p> <p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>③ 要請先 要請の連絡先は次のとおりとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
286	<p>○昼間（9:00～17:30） 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 331-0986 FAX (078) 331-0987 消防課指導係 TEL (078) 362-9823 FAX (078) 362-9915</p> <p>○夜間（17:30～翌朝9:00）・休日 災害対策局当直 TEL (078) 362-9900 FAX (078) 362-9911</p>	300	<p>○昼間（9:00～17:30） 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 325-8519 FAX (078) 325-8529 消防課指導係 TEL (078) 362-9823 FAX (078) 362-9915</p> <p>○夜間（17:30～翌朝9:00）・休日 災害対策局当直 TEL (078) 362-9900 FAX (078) 362-9911</p>	現状にあわせた時点修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
287	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部子ども局、県健康福祉部生活消費局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関〕</p> <p>第2 内容 1 実施機関 (1) 避難の勧告・指示 避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。 (災害対策基本法第60条第5項～7項)</p>	301	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部子ども局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関〕</p> <p>第2 内容 1 実施機関 (1) 避難の勧告・指示 避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。 (災害対策基本法第60条第6項～8項)</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>
288	<p>(4) 避難誘導</p> <p>② 市町は、あらかじめ名簿や避難支援計画、コミュニティファイル等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。</p> <p>追加</p>	303	<p>(4) 避難誘導</p> <p>② 市町は、あらかじめ名簿や避難支援計画、コミュニティファイル等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。</p> <p><u>また、市町は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p>⑥ <u>地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。</u></p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
289	 <p>3 避難所の開設・運営等 (4) 避難所の運営 ⑦ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。 (→「災害時要援護者支援対策の実施」の項を参照) [女性のニーズ例] 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等</p>	303	 <p>3 避難所の開設・運営等 (4) 避難所の運営 ⑦ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。 (→「災害時要援護者支援対策の実施」の項を参照) [女性のニーズ例] 女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、<u>巡回警備や防犯ブザー</u>の配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等</p>	<p>国防災基本計画にあ わせた修正</p>
290	<p>① 救護班等の活動 ウ 県は、震災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD (心的外傷後ストレス障害) 等に速やかに対処するため、必要により、精神科救護所を設置するとともに、避難所への訪問活動も行うこととする。</p>	304	<p>① 救護班等の活動 ウ 県は、震災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD (心的外傷後ストレス障害) 等に速やかに対処するため、必要により、<u>こころのケアチーム (OPAT) 活動拠点本部</u>を設置するとともに、<u>救護所や避難所等</u>への訪問活動も行うこととする。</p>	<p>所管課からの修正意 見に基づく修正</p>
291	<p>(6) <u>広域避難 (広域一時滞在) 等</u> 次項で追加</p>	305	<p>(6) <u>避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮</u> 市町は、<u>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</u></p>	<p>所管課からの修正意 見に基づく修正</p> <p>国防災基本計画にあ わせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	追加	306	<p>② 県</p> <p>県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、<u>関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。</u></p> <p>県は、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議しようとするときは、<u>内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。</u></p> <p>(3) <u>他の都道府県から協議を受けた場合</u></p> <p>① 県</p> <p>県は、他の都道府県から被災住民の受け入れの協議を受けたときは、<u>県内の被災状況を勘案の上、受け入れが可能と考えられる市町に協議する。</u></p> <p>② 市町</p> <p>市町は、<u>県から(1)の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。</u></p> <p>(4) <u>情報共有</u></p> <p>被災市町は、<u>広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。</u></p> <p><u>広域一時滞在接受入れた市町は、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。</u></p>	法改正に伴う修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
293	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>② 建設方法</p> <p>ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。</p> <p>ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。</p> <p>追加</p>	308	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>② 建設方法</p> <p>ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。</p> <p><u>学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。</u></p> <p>ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。</p> <p>キ <u>学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
294	<p>3 空家住宅の確保</p> <p>(1) 対象</p> <p>県営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、住宅・都市整備公団、雇用促進事業団等の所有する空家</p>	309	<p>3 空家住宅の確保</p> <p>(1) 対象</p> <p>県営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、<u>(独)</u>都市再生機構、<u>(独)</u>雇用・能力開発機構等の所有する空家</p>	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1款 食料の供給 第2 内容 7 輸送		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1款 食料の供給 第2 内容 7 輸送	
297	(3) 県は、広域防災拠点等から各市町の拠点等への搬送を、トラック協会等に依頼することとし、あらかじめ投入可能台数を把握することとする。	312	(3) 県は、広域防災拠点等から各市町の拠点等への搬送を、 <u>兵庫県トラック協会</u> 等に依頼することとし、あらかじめ投入可能台数を把握することとする。	所管課からの修正意見に基づく修正
	第2款 応急給水の実施 (実施機関：県企業庁、市町、水道事業者)		第2款 応急給水の実施 (実施機関：県企業庁、 <u>県企画県民部災害対策局</u> 、市町、水道事業者)	
299	第2 内容 3 水源及び給水量 (2) 給水量 市町（水道事業者）は、災害発生から3日以内は、1人1日3・、10日目までには3～20・、20日目までには20～100・を供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。	314	第2 内容 3 水源及び給水量 (2) 給水量 市町（水道事業者）は、災害発生から3日以内は、1人1日3 <u>㍓</u> 、10日目までには3～20 <u>㍓</u> 、20日目までには20～100 <u>㍓</u> を供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。	所管課からの修正意見に基づく修正 脱字
	第3款 物資の供給 第2 内容 1 実施機関		第3款 物資の供給 第2 内容 1 実施機関	
301	(4) 県民は、自ら3日分の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用することとする。	316	(4) 県民は、自ら <u>最低でも3日間、可能な限り1週間分程度</u> の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用することとする。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画にあわせた修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
301	<p>3 品目（詳細は資料編に掲載）</p> <p>(1) 生活必需品 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料</p> <p>※ 毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。</p> <p>(2) 応急復旧用物資 シート、テント、鋼材、セメントほか</p>	316	<p>3 品目（詳細は資料編に掲載）</p> <p>(1) 生活必需品 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料</p> <p>※ 毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、<u>小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレ</u>など、必要性の高い品目には、特に配慮する。</p> <p>(2) 応急復旧用物資 シート、テント、鋼材、セメント、<u>土のう袋</u>ほか</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
303	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第2 内容 追加</p> <p>1 精神科救護所の設置</p> <p>(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、精神科救護所を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする。(医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む)</p> <p>(2) 県(健康福祉事務所)は、精神科救護所の管理運営を行うこととする。</p> <p>(3) 県(精神保健福祉センター)は、精神科救護所を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。</p>	318	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 <u>兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の派遣</u></p> <p>(1) <u>県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する(被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する)。</u></p> <p>2 <u>こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部の設置</u></p> <p>(1) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、<u>こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする(医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む)。</u></p> <p>(2) 県(健康福祉事務所)は、<u>こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</u></p> <p>(3) 県(精神保健福祉センター)は、<u>こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うこととする。</u></p> <p>(4) 県は、必要に応じて、厚生労働省及び他の都道府県に対して、<u>災害時のこころのケアの専門職からなるこころのケアチーム(DPAT)の編成及び協力を求めることとする。</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
303	<p>2 精神科夜間診療体制の確保</p> <p>3 対応可能精神科医療機関の情報収集、受け入れ協力の要請</p> <p>4 こころのケアに対する相談・普及啓発活動</p> <p>5 こころのケアに関する拠点の設置</p> <p>6 こころのケア連絡会議の開催</p>	318	<p>3 精神科夜間診療体制の確保</p> <p>4 対応可能精神科医療機関の情報収集、受け入れ協力の要請</p> <p>5 こころのケアに対する相談・普及啓発活動</p> <p>削除</p> <p>6 こころのケア連絡会議の開催</p>	項目追加による修正
304	<p>7 児童、生徒のこころのケア</p> <p>第2款 健康対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 巡回健康相談の実施</p>		<p>7 児童、生徒のこころのケア</p> <p>第2款 健康対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 巡回健康相談の実施</p>	
305	<p>(1) 県、市町及び県看護協会は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、相互に連携し、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。</p> <p>(2) 県、市町及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進することとする。</p> <p>(3) 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町に助言を行うとともに、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。</p> <p>(4) 県及び市町は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、連携して高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。</p>	319	<p>(1) 県、市町及び県看護協会は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、相互に連携し、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。</p> <p>(2) 県及び市町は、<u>互いに連携し巡回健康相談や家庭訪問の実施により</u>高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</p> <p>(3) 県及び市町は、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努めることとする。</p> <p>(4) 県及び市町はサービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
305	<p>(5) 県及び市町は、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努めることとする。</p> <p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 巡回健康相談の実施等</p> <p>(2) 巡回栄養相談の実施</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>第4款 感染症対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 災害時感染症対策活動</p> <p>(1) 県及び保健所設置市の活動</p>	319	<p>(5) 県、市町及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進することとする。</p> <p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 巡回健康相談、<u>家庭訪問の実施等</u></p> <p>(2) <u>保健・医療・福祉サービス提供のための調整</u></p> <p>(3) <u>避難生活等による二次的な健康障害の予防</u></p> <p>(4) 巡回栄養相談の実施</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>第4款 感染症対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 災害時感染症対策活動</p> <p>(1) 県及び保健所設置市の活動</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
307	<p>④ 患者等に関する措置</p> <p>県及び保健所設置市は、被災地において、1類感染症及び2類感染症、又は1類感染症の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。</p>	321	<p>④ 患者等に関する措置</p> <p>県及び保健所設置市は、被災地において、1類感染症、2類感染症及び<u>新型インフルエンザ等感染症</u>の患者、並びに1類感染症及び<u>新型インフルエンザ等感染症</u>の無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
308	<p>(2) 保健所設置市以外の市町の対策</p> <p>③ 消毒方法</p> <p>市町（保健所設置市を除く）は、…略</p> <p>また、平成11年3月30日付健医感発第44号「伝染病予防法の廃止に伴う個別の感染症等に係る対策通知の取扱いについて」も参考とすることとする。</p>	322	<p>(2) 保健所設置市以外の市町の対策</p> <p>③ 消毒方法</p> <p>市町（保健所設置市を除く）は、…略</p> <p>また、<u>災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）</u>も参考とすることとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
310	<p>第5款 遺体の火葬等の実施</p> <p>[実施機関：県健康福祉部生活消費局、警察署、市町]</p> <p>第2 内容</p> <p>2 実施方法</p> <p>(2) 管轄の警察署は、警察官が死体を発見し、又はこれがある届出を受けたときは、死体見分その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市町長）に引き渡すこととする。なお、発見された遺体については、警察署と市町が協力して身元確認作業を行う。</p> <p>3 大規模災害発生時の県、市町等の連携</p> <p>(3) 遺体の保存</p> <p>県は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及びひつぎ等を確保し、市町からの要請があればあっせんすることとする。</p>	324	<p>第5款 遺体の火葬等の実施</p> <p>[実施機関：<u>県健康福祉部健康局</u>、警察署、市町]</p> <p>第2 内容</p> <p>2 実施方法</p> <p>(2) 管轄の警察署は、警察官が死体を発見し、又はこれがある届出を受けたときは、<u>検視</u>その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市町長）に引き渡すこととする。なお、発見された遺体については、警察署と市町が協力して身元確認作業を行う。</p> <p>3 大規模災害発生時の県、市町等の連携</p> <p>(3) 遺体の保存</p> <p>県は、<u>市町からの要請があった場合は</u>、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及びひつぎ等を確保し、あっせんすることとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
314	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第8節 生活救援対策の実施</p> <p>第2 内容 7 税の特例措置 県等は、被災状況を勘案のうえ、必要により税の申告・申請・納付等の期限延長や課税の減免措置を講ずることとする。</p>	328	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第8節 生活救援対策の実施</p> <p>第2 内容 7 税の特例措置 県等は、被災状況を勘案のうえ、必要により税の申告・申請・納付等の期限延長や納税の猶予、軽減措置、課税の減免措置を講ずることとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
315	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部国際局、県県土整備部住宅建築局、市町〕</p> <p>第2 内容</p> <p>3 安否確認・救助・避難誘導</p> <p>市町は、非難行動要支援者名簿等に基づき、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて災害時要援護者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。</p> <p>4 生活支援</p> <p>(3) 専門家による支援</p> <p>市町は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築することとする。</p> <p>県は、市町の要請があるとき、または必要と認めるときは、保健師等の専門人材、こころのケアチームの派遣等の応援を行う。</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>④ 快適な空間の確保</p> <p>要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。</p>	329	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部こども局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、<u>県健康福祉部高齢社会局</u>、県健康福祉部障害福祉局、県産業労働部国際局、県県土整備部住宅建築局、市町〕</p> <p>第2 内容</p> <p>3 安否確認・救助・避難誘導</p> <p>市町は、<u>避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず</u>、<u>避難行動要支援者名簿を効果的に利用し</u>、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて災害時要援護者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。</p> <p>4 生活支援</p> <p>(3) 専門家による支援</p> <p>市町は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築することとする。</p> <p>県は、市町の要請があるとき、または必要と認めるときは、保健師等の専門人材、<u>兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）</u>の派遣等の応援を行う。</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>④ 快適な空間の確保</p> <p>要介護高齢者や妊産婦、<u>障害者等</u>が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
316	<p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>④ 快適な空間の確保</p> <p>要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。</p>	330	<p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>④ 快適な空間の確保</p> <p>要介護高齢者や妊産婦、<u>障害者等</u>が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
317	<p>10 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 実施責任 (2) 情報提供方法 (3) 避難方法 (4) 生活・すまい支援方法 (5) 外国人県民等の被災情報の把握 (6) 外国人県民等への情報提供 (7) その他必要な事項</p>	331	<p>10 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 実施責任 (2) 情報提供方法 (3) 避難方法 (4) <u>健康状態の把握とサービスの提供</u> (5) 生活・すまい支援方法 (6) 外国人県民等の被災情報の把握 (7) 外国人県民等への情報提供 (8) その他必要な事項</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
318	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第10節 愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>(実施機関：県健康福祉部生活消費局、市町、県獣医師会、神戸市獣医師会)</p> <p>第1 趣旨 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施することとする。</p> <p>2 実施方法 (3) 市町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供することとする。</p>	332	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第10節 愛玩動物の収容対策の実施</p> <p>(実施機関：<u>県健康福祉部健康局</u>、市町、県獣医師会、神戸市獣医師会)</p> <p>第1 趣旨 災害で被災放置された愛玩動物の<u>収容対策等</u>について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の<u>収容対策等</u>を実施することとする。</p> <p>2 実施方法 (3) 市町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供することとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
319	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>追加</p> <p>2 県における広報</p> <p>(3) 広報の実施</p> <p>② 住民に対する広報</p> <p>ウ 県は、県民や被災者に対し携帯電話を利用した災害緊急情報等の発信システム「ひょうご防災ネット」により、災害情報の提供を図ることとする。</p> <p>第2款 各種相談の実施</p>	334	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>⑤ <u>公共情報共有システム（シアラート）の活用</u></p> <p>2 県における広報</p> <p>(3) 広報の実施</p> <p>② 住民に対する広報</p> <p>ウ 県は、県民や被災者に対し携帯電話のメール機能を利用した災害緊急情報等の発信システム「ひょうご防災ネット」により、災害情報の提供を図ることとする。</p> <p>第2款 各種相談の実施</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
322	<p>[実施機関：県企画県民部、県企画県民部災害対策局、市町]</p>	336	<p>[実施機関：<u>県企画県民部</u>、県企画県民部災害対策局、市町]</p>	<p>誤字</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
334	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第13節 環境対策の実施</p> <p>第2 内容 2 応急対策 (4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置</p> <p>県は、市町と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導することとする。</p>	348	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第13節 環境対策の実施</p> <p>第2 内容 2 応急対策 (4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置</p> <p>県は、市町と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導することとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
335	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>〔実施機関：県企画県民部県民文化局、県企画県民部防災企画局、市町〕</p> <p>第2 内容 1 災害ボランティアの受入れ (1) 災害ボランティアの受入体制 ② 県は、県災害対策本部でボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局（地方本部）にも担当を設けることとする。また市町においても、市町災害対策本部に担当班等を設けることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部防災企画局、市町〕</p> <p>第2 内容 1 災害ボランティアの受入れ (1) 災害ボランティアの受入体制 ② 県は、県災害対策本部でボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局・県民センター（地方本部）にも担当を設けることとする。また市町においても、市町災害対策本部に担当班等を設けることとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>	
336	<p>○ 災害ボランティア活動支援の基本スキーム</p>	<p>○ 災害ボランティア活動支援の基本スキーム</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
337	<p><u>2 災害救援専門ボランティアの派遣</u></p> <p>県は、県内外で大規模災害等が発生し、必要があると認めるときは、被災地域での救援活動に当たるため、所管団体の協力を得て、県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊「HEART-PHOENIX」）を派遣することとする。</p> <p>なお、県はボランティアの派遣に先立ち、あらかじめ災害特約を付加したボランティア災害保険に加入しておくこととする。</p> <p>(1) 災害救援専門ボランティアの活動分野</p> <p>① 救急・救助</p> <p>② 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）</p> <p>③ 介護</p> <p>④ 建物判定</p> <p>⑤ 手話通訳</p> <p>⑥ 情報・通信</p> <p>⑦ ボランティアのコーディネート</p> <p>⑧ 輸送</p> <p>(2) 派遣の手順</p> <pre> graph TD A[被災地域] -- ①被害情報伝達・応援要請 --> B[県] B -- ②派遣要請 --> C[所管団体] C -- ③出動連絡 --> D[専門ボランティア] D -- ④参集 --> A A -- ⑤出動 --> E[参集場所] </pre> <p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 災害ボランティアの受入体制</p> <p>(2) 災害ボランティアの受入・紹介窓口の開設</p> <p>(3) 県災害救援専門ボランティアの活用</p> <p>(4) その他必要な事項</p>	351	<p><u>2 市町地域防災計画で定めるべき事項</u></p> <p>(1) 災害ボランティアの受入体制</p> <p>(2) 災害ボランティアの受入・紹介窓口の開設</p> <p>削除</p> <p>(3) その他必要な事項</p>	<p>削除</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
				<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
338	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第15節 海外からの支援の受入れ</p> <p>第1 趣旨 災害時に海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合の受入れについて定める。</p>	352	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第15節 海外からの支援の受入れ</p> <p>第1 趣旨 災害時に海外（<u>在日米軍からの支援を含む。以下同じ</u>）から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合の受入れについて定める。</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
342	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第2 内容 4 阪急電鉄株の応急対策 (2) 発災時の初動態勢 ① 運行規制 イ 地震警報表示器に震度5以上が表示されたとき (ウ) 技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ地震2号指令を解除した後、全列車に運転再開を指示する。	356	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第2 内容 4 阪急電鉄株の応急対策 (2) 発災時の初動態勢 ① 運行規制 イ 地震警報表示器に震度5以上が表示されたとき (ウ) 技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ地震2号指令を解除した後、全列車に運転再開を指示(特定の箇所 <u>で運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示</u>)する。	関係機関からの修正意見に基づく修正
346	9 六甲摩耶鉄道株の応急対策	360	9 <u>六甲山観光株</u> の応急対策	組織名変更による修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
350	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第1款 電力の確保</p> <p>第2 内容 1 県の応急対策 (3) 優先復旧等 追加</p>	364	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第1款 電力の確保</p> <p>第2 内容 1 県の応急対策 (3) 優先復旧等 ④ <u>情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p>	国防災基本計画にあわせた修正
352	<p>第2款 ガスの確保</p> <p>(実施機関：県企画県民部災害対策局、大阪ガス㈱、(一社)兵庫県エルピーガス協会)</p> <p>第2 内容 1 県の応急対策 (1) 被害状況等の情報収集 大阪ガス㈱及び(一社)兵庫県エルピーガス協会のほか、市町、県警察本部、消防本部等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。 (3) 優先復旧等 ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、大阪ガス㈱又は(一社)兵庫県エルピーガス協会に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。 ② 大阪ガス㈱又は(一社)兵庫県エルピーガス協会から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。</p>	366	<p>第2款 ガスの確保</p> <p>(実施機関：県企画県民部災害対策局、大阪ガス㈱、<u>(一社)兵庫県L Pガス協会</u>)</p> <p>第2 内容 1 県の応急対策 (1) 被害状況等の情報収集 大阪ガス㈱及び<u>(一社)兵庫県L Pガス協会</u>のほか、市町、<u>県警察本部</u>、消防本部等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。 (3) 優先復旧等 ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、大阪ガス㈱又は<u>(一社)兵庫県L Pガス協会</u>に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。 ② <u>大阪ガス㈱又は(一社)兵庫県L Pガス協会</u>から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。</p>	組織名変更による修正 組織名変更による修正 組織名変更による修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
353	<p>追加</p> <p>3 (一社)兵庫県エルピーガス協会の応急対策</p> <p>(1) 地震発生直後の対応</p> <p>① 災害対策本部の設置</p> <p>災害の発生により、兵庫県内の行政機関(県・市・町)に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに(一社)兵庫県エルピーガス協会内に、兵庫県エルピーガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じることとする。</p> <p>② 情報の収集伝達</p> <p>防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達することとする。</p> <p>追加</p> <p>③ 応急対策の実施</p> <p>ア 緊急措置の周知</p> <p>(株)ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、エルピーガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図ることとする。</p> <p>また、災害地区の市町、自治体等に依頼し、災害地区の市町、自治会等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともにエルピーガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。</p>	366	<p>④ <u>情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>3 (一社)兵庫県LPガス協会の応急対策</p> <p>(1) 地震発生直後の対応</p> <p>① 災害対策本部の設置</p> <p>災害の発生により、兵庫県内の行政機関(県・市・町)に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに(一社)兵庫県LPガス協会内に、兵庫県LPガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じることとする。</p> <p>② 情報の収集伝達</p> <p>防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達することとする。</p> <p><u>ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等</u></p> <p><u>イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量</u></p> <p>(2) 応急対策の実施</p> <p>① 緊急措置の周知</p> <p>(株)ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図ることとする。</p> <p>また、災害地区の市町、自治体等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともにLPガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。</p>	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p> <p>組織名変更による修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>
		364		
		368		

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
354	<p>イ ローラー作戦の展開 エルピーガス消費家庭等が地震のため広範囲にわたり被害を受け、エルピーガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施することとする。</p> <p>ウ 危険箇所からの容器の撤収</p> <p>エ 高齢者等弱者対策 エルピーガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。</p> <p>オ エルピーガスの供給 都市ガスが停止した場合には、要請により、病院、避難所等を優先に、エルピーガスの供給を行うこととする。</p> <p>カ 電話相談窓口の開設 災害対策本部及びキーステーションにエルピーガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら県民の要望に対応することとする。</p> <p>キ 不要容器の回収 不要となったエルピーガス容器については、市町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知することとする。</p> <p>ク 要員の確保</p>	368	<p>② ローラー作戦の展開 LPガス消費家庭等が地震のため広範囲にわたり被害を受け、LPガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施することとする。</p> <p>③ 危険箇所からの容器の撤収</p> <p>④ 高齢者等弱者対策 LPガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。</p> <p>(3) 復旧対応</p> <p>① LPガスの供給 ア 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応え、病院、避難所等を優先にLPガスの供給を行う。 イ 一般充てん所の被害状況により、中核充てん所において設備の共同利用を始めるとともに、LPガスの国家備蓄の放出に備える。</p> <p>② 電話相談窓口の開設 災害対策本部及びキーステーションにLPガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら県民の要望に対応することとする。</p> <p>③ 不要容器の回収 不要となったLPガス容器については、市町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知することとする。</p> <p>④ 要員の確保</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>

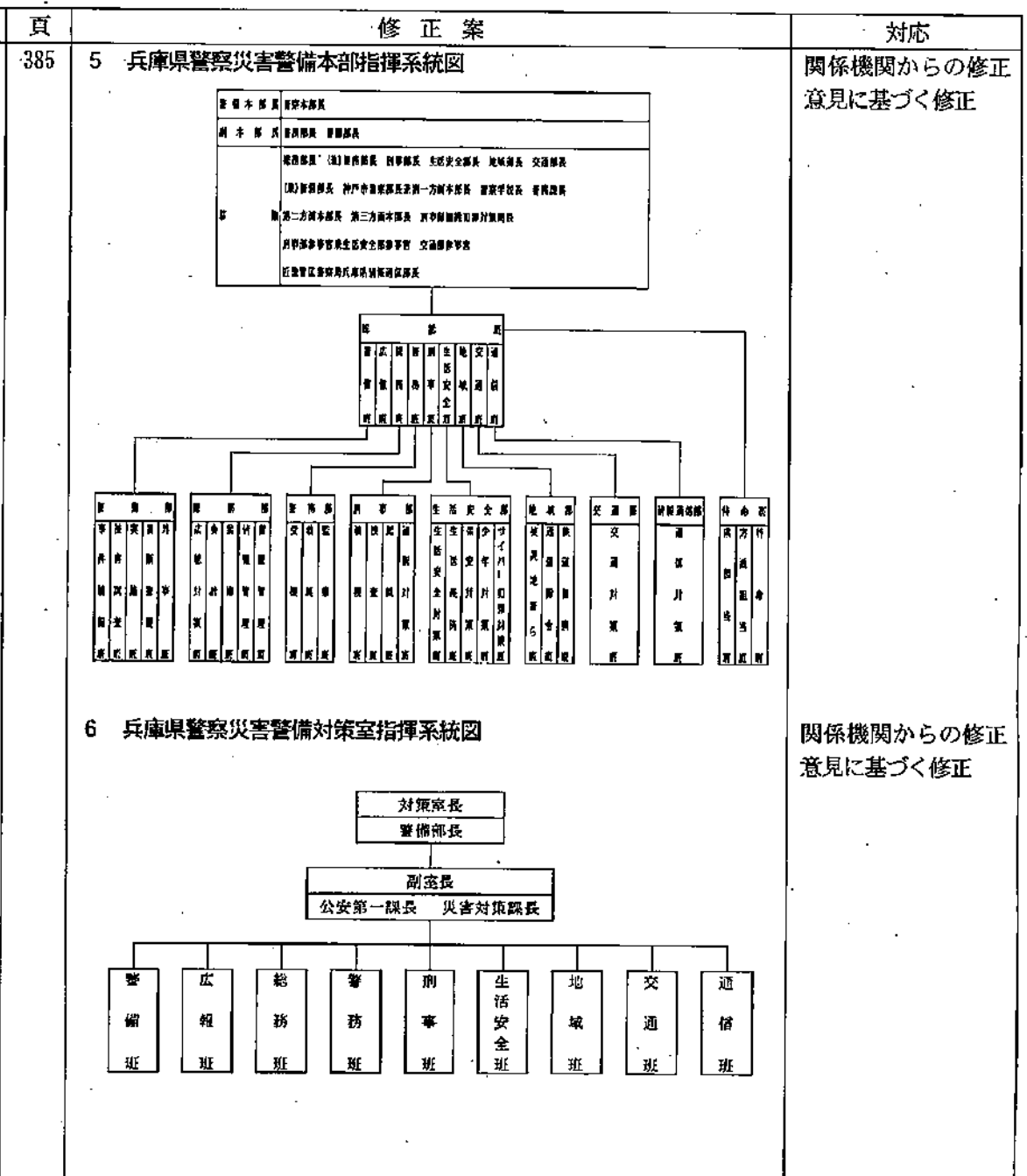
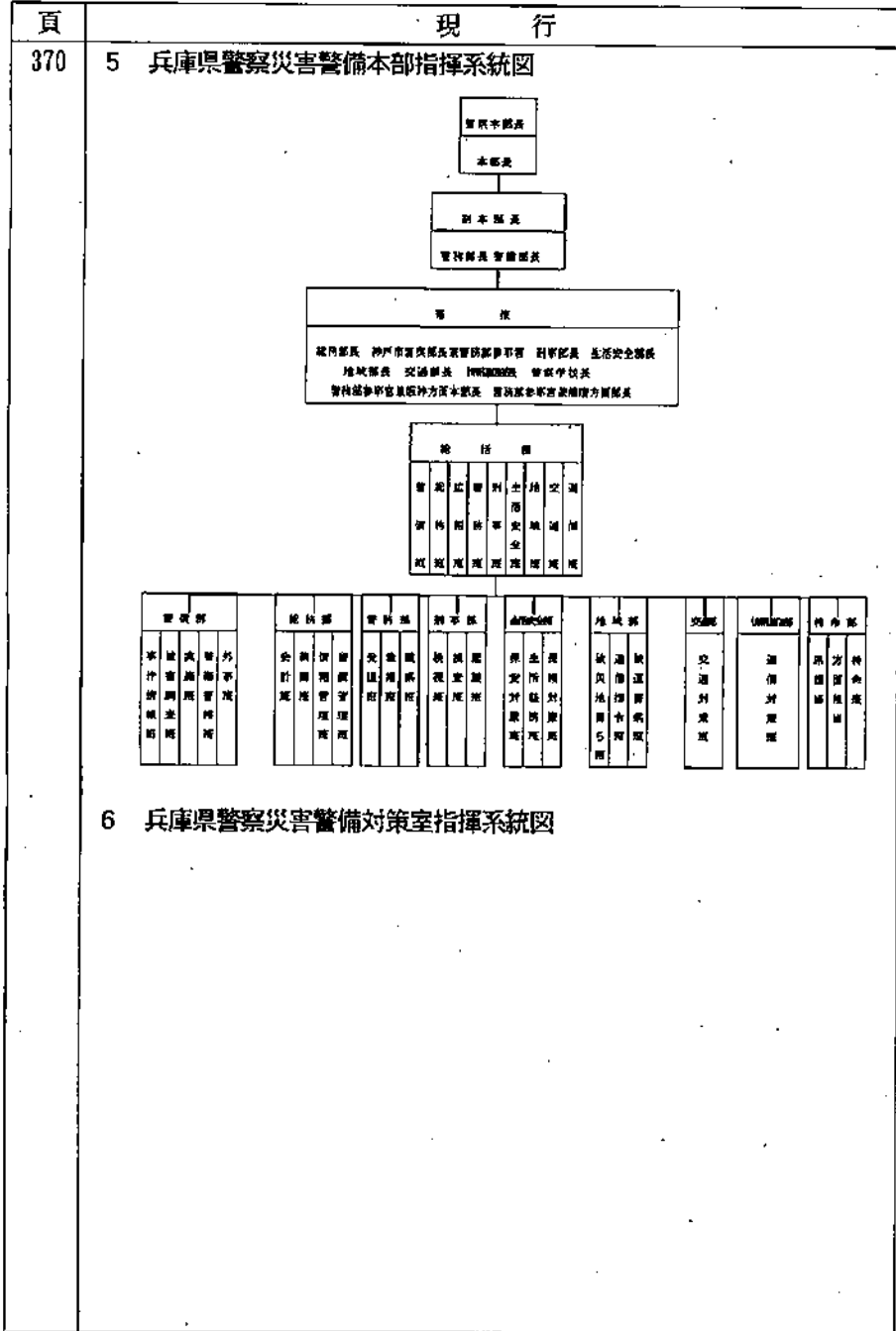
頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
355	<p>第3款 電気通信の確保</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の応急対策</p> <p>(3) 優先復旧等 追加</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>追加</p>	369	<p>第3款 電気通信の確保</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の応急対策</p> <p>(3) 優先復旧等</p> <p>③ <u>情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>4¹ <u>ソフトバンクテレコム(株)及び、ソフトバンクモバイル(株)の応急対策</u> <u>ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</u></p> <p>(1) <u>災害発生直後の対応</u></p> <p>① <u>情報収集および被害状況の把握</u> <u>設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。</u></p> <p>② <u>防災組織の確立</u> <u>災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。</u> <u>また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。</u></p>	<p>組織名変更による修正 指定公共機関追加による修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p> <p>組織名変更による修正</p> <p>指定公共機関追加による修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
357	<p>第4款 水道の確保 第2 内容 1 県の応急対策 (2) 復旧過程 追加</p>	371	<p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① 応急措置 <u>大災害発生時に幅狭拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、幅狭の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。</u></p> <p>② 応急復旧 <u>移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。</u> <u>基地局停電対応として、移動電源車を出勤させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出勤させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。</u></p> <p>③ 公共機関による復旧活動への支援・協力 <u>災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）</u></p> <p>④ 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知 <u>大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。</u></p> <p>第4款 水道の確保 第2 内容 1 県の応急対策 (2) 復旧過程</p> <p>372</p> <p>③ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	<p>指定公共機関追加による修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
359	<p>第5款 下水道の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の応急対策</p> <p>(2) 復旧までの支援・調整</p> <p>応急復旧完了までの間は、県は被災した下水道施設の被害状況、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、人員・復旧用資機材の充足状況、外部支援の状況等の調査を継続的に収集し、支援・調整を行うこととする。</p> <p>追加</p>	374	<p>第5款 下水道の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の応急対策</p> <p>(2) 復旧過程</p> <p>① 復旧までの支援・調整</p> <p>応急復旧完了までの間は、県は被災した下水道施設の被害状況、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、人員・復旧用資機材の充足状況、外部支援の状況等の調査を継続的に収集し、支援・調整を行うこととする。</p> <p>② <u>情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p>
362	<p>第6款 工業用水道の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の応急対策</p> <p>(2) 復旧までの支援・調整</p> <p>応急復旧完了までの間、県は被災した工業用水道施設の被災状況、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、作業人員、復旧用資機材等の充足状況、外部支援の状況等の現地情報を継続的に収集し、支援・調整を行うとともに、応急復旧の進捗状況、復旧の見通しについて広報を行うこととする。</p> <p>追加</p>	377	<p>第6款 工業用水道の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の応急対策</p> <p>(2) 復旧過程</p> <p>① 復旧までの支援・調整</p> <p>応急復旧完了までの間、県は被災した工業用水道施設の被災状況、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、作業人員、復旧用資機材等の充足状況、外部支援の状況等の現地情報を継続的に収集し、支援・調整を行うとともに、応急復旧の進捗状況、復旧の見通しについて広報を行うこととする。</p> <p>② <u>情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p>

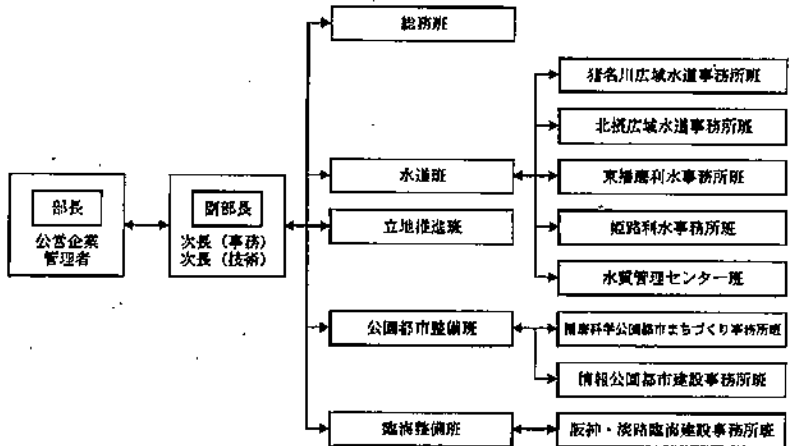
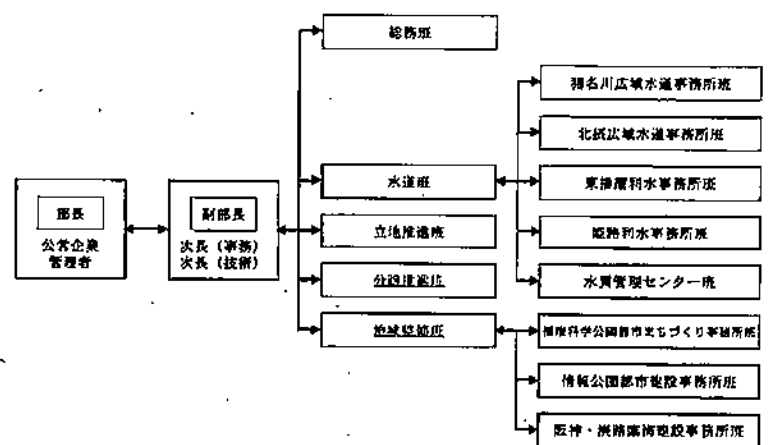
頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
369	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第19節 警備対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時における警察活動</p> <p>(1) 被害実態の把握</p> <p>(2) 被災者の救出救護</p> <p>(3) 危険箇所の実態把握及び警戒</p> <p>(4) 気象情報等の収集及び伝達</p> <p>(5) 危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導</p> <p>(6) 行方不明者の捜索及び死体の見分</p> <p>(7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保</p> <p>(8) 被災地等における犯罪の予防検挙</p> <p>(9) 地域安全情報、地域関連情報等の広報活動</p> <p>(10) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動</p> <p>2 警備体制の区分</p> <p>警察本部長は、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、災害の種類、規模、被害状況等に応じて、その都度、警察署を示して次に定める体制を発令することとする。</p> <p>(1) 甲号災害警備体制（緊急体制）</p> <p>① 震度5強以上の地震により、県下に大被害が発生したとき。</p> <p>② 県下において、津波警報が発表され、大被害が発生し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 乙号災害警備体制（非常体制）</p> <p>① 震度5強以上の地震により、県下に相当な被害が発生したとき。</p> <p>② 県下において、津波警報が発表され、相当な被害が発生し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3) 丙号災害警備体制（警戒体制）</p> <p>① 県下において、震度5弱又は震度4の地震が発生したとき。</p> <p>② 県下において、津波注意報が発表され、今後の水位及び潮位の状況で県下に被害が発生するおそれがあるとき。</p>	384	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第19節 警備対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p><u>災害警備活動は、警察各部門が相互に連携して一体的な活動を展開するとともに、県・市町等の行政機関、消防機関及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な災害対策を推進し、県民の生命及び身体の保護を第一とした活動を行うものとする。</u></p> <p>2 災害警備本部の設置等</p> <p>(1) 災害警備体制の種類</p> <p><u>災害警備体制は災害警備本部体制及び準災害警備本部体制とし、災害警備本部体制にあっては、A号、B号及びC号に区分する。</u></p> <p>(2) 兵庫県警察災害警備本部及び兵庫県災害警備対策室等の設置</p> <p><u>警察本部長は、災害警備本部体制を発令したときは、警察本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を、準災害警備本部体制を発令したときは、警備部長を長とする兵庫県警察災害警備対策室を警察本部等に設置する。</u></p> <p>3 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準</p> <p>(1) A号災害警備本部体制</p> <p>① <u>県内における震度6強以上の地震を観測したとき。</u></p> <p>② <u>県内に津波警報の発表があったとき。</u></p> <p>(2) B号災害警備本部体制</p> <p>① <u>県内における震度6弱の地震を観測したとき。</u></p> <p>② <u>県内に津波警報の発表があったとき。</u></p> <p>③ <u>県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。</u></p> <p>(3) C号災害警備本部体制</p> <p><u>県内における震度5強の地震を観測したとき。</u></p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
369	<p>3 警備体制の変更等</p> <p>(1) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危険の増減、被災地における応急措置の状況、情勢の変化等に応じて、警備体制の変更又は解除を発令することとする。</p> <p>(2) 警察署長は、管轄区域の状況により必要と認めるときは、警察本部長が災害警備体制を発令しない場合においても、所要の警備体制をとることができることとする。</p> <p>(3) 警察署長は、管轄区域の状況により必要があると認めるときは、警察本部長が発令した警備体制のうち、乙号災害警備体制については甲号災害警備体制を、丙号災害警備体制については乙号又は甲号災害警備体制をとることができることとする。</p>	384	<p>(4) 準災害警備本部体制</p> <p>① 県内における震度5弱又は震度4の地震を観測したとき。</p> <p>② 県内に津波注意報の発表があったとき。</p> <p>③ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。</p> <p>4 災害警備体制の発令等</p> <p>(1) 警察本部長は、上記基準に該当する状況を認知したときは、災害警備体制を発令するものとする。</p> <p>ただし、上記基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。</p> <p>(2) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危険の増減、被災地における応急措置の状況等、情勢の変化等並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して、災害警備体制の種類の変更又は解除を発令するものとする。</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>
370	<p>4 災害警備本部の設置等</p> <p>(1) 兵庫県警察災害警備本部及び兵庫県警察災害警備連絡本部の設置</p> <p>警察本部長は、甲号又は乙号災害警備体制を発令したときは、兵庫県警察災害警備本部を、丙号災害警備体制を発令したときは、兵庫県警察災害警備連絡本部を県警察本部に設置することとする。</p> <p>(2) 警察署災害警備本部又は警察署災害警備連絡本部の設置</p> <p>警察署長は、甲号又は乙号災害警備体制を発令したときは、警察署災害警備本部を、丙号災害警備体制を発令したときは、警察署災害警備連絡本部を警察署に設置することとする。</p>			



対応
関係機関からの修正
意見に基づく修正

関係機関からの修正
意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
371	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第2 内容 1 組織 (1) 企業部は部長、副部長、班長をもって構成する。 (2) 部長には公営企業管理者をもって充てる。 (3) 副部長には次長（事務）、次長（技術）をもって充てる。 (4) 班長には各課室長をもって充てる。</p> <p>2 動員 (1) 動員の連絡</p> 	386	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第2 内容 1 組織 (1) 企業部は部長、副部長、班長をもって構成する。 (2) 部長には公営企業管理者をもって充てる。 (3) 副部長には次長（事務）、次長（技術）をもって充てる。 (4) 班長には各課長をもって充てる。</p> <p>2 動員 (1) 動員の連絡</p> 	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
377	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第22節 農林水産関係対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 家畜防疫対策</p> <p>(1) 家畜保健衛生所は、市町及び県農業共済組合連合会家畜診療所等を通じて畜舎及び家畜の被害状況を把握することとする。</p> <p>(2) 家畜保健衛生所は、県農業共済組合連合会家畜診療所に対し、救命治療の実施体制を整備し、獣医師及び動物用医薬品の確保を図るよう指導することとする。</p> <p>(3) 家畜保健衛生所は、家畜の被害状況を勘案し、死亡家畜の処分施設、場所の確保を図ることとする。</p> <p>(4) 家畜保健衛生所は、汚染物等の流出の危険がある畜舎に対し、流出阻止及び消毒の実施を指導することとする。</p> <p>(5) 家畜保健衛生所は、発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種を行うこととする。</p> <p>(6) 県は、必要に応じて家畜伝染病予防法第48条の2の規定に基づき他の都道府県へ家畜防疫員の派遣を要請することとする。</p> <p>3 飼料確保対策</p> <p>(1) 県は、飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供することとする。</p> <p>(2) 県は、製造施設、荷役、配送施設が被災していない場合は、業界団体に対して、輸送経路を確保して農家に遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送を行うよう指導することとする。</p> <p>(3) 県は、製造施設、荷役、配送施設が被災した場合は、業界団体に対して、被災地域外からの緊急輸送、製造受委託による被災地域外への生産シフト等により当面の必要量を確保するように指導することとする。</p>	392	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第22節 農林水産関係対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 家畜防疫対策</p> <p>県は、市町及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図ることとする。</p> <p>(1) <u>畜舎及び家畜の被害状況の把握</u></p> <p>(2) <u>救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保</u></p> <p>(3) <u>死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保</u></p> <p>(4) <u>家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導</u></p> <p>(5) <u>発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種</u></p> <p>(6) <u>他の都道府県へ家畜防疫員の派遣を要請</u></p> <p>3 飼料確保対策</p> <p>県は、市町及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図ることとする。</p> <p>(1) <u>飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供</u></p> <p>(2) <u>(1)の施設が被災施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導</u></p> <p>(3) <u>(1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
378	<p>10 流通対策</p> <p>県は、被害の場所、生産物の種類ならびに被害の程度により異なるが、災害発生時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることとする。</p> <p>(1) 畜産</p> <p>① 県は、食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供することとする。</p> <p>② 家畜保健衛生所は、県農業共済組合連合会家畜診療所を通じ、被災家畜の予後を判定し、農家に緊急出荷を指導することとする。</p> <p>③ 県は生産者団体を通じ、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等を農家に指導することとする。</p>	393	<p>10 流通対策</p> <p>県は、市町及び関係団体等と協力して、情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることとする。</p> <p>(1) 畜産</p> <p>① <u>食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等における被災状況の把握と生産者団体への情報提供</u></p> <p>② <u>被災家畜の予後判定と緊急出荷の指導</u></p> <p>③ <u>出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等の指導</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
379	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進</p> <p>第2 内容 2 道路</p> <p>(1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握することとする。</p> <p>(2) 管理者は危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や県民への周知を図ることとする。</p> <p>(3) 管理者は、緊急輸送路について重点的に復旧、確保を図ることとする。</p> <p>(4) 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施することとする。</p>	394	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進</p> <p>第2 内容 2 道路</p> <p>(1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握することとする。</p> <p>(2) 管理者は危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や県民への周知を図ることとする。</p> <p>(3) 管理者は、<u>緊急輸送道路</u>について重点的に復旧、確保を図ることとする。</p> <p>(4) 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
383	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第24節 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応</p> <p>(実施機関：神戸海洋気象台、県企画県民部災害対策局、関係機関)</p> <p>第2 内容 2 情報の入手・伝達</p> <p>(1) 兵庫県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、警戒宣言等の情報伝達について国の機関からの特に定められた経路はないため、情報の入手・伝達は次により実施することとする。</p> <p>① テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手 ② 神戸海洋気象台からの情報の入手</p>	398	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第24節 東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応</p> <p>(実施機関：神戸地方気象台、県企画県民部災害対策局、関係機関)</p> <p>第2 内容 2 情報の入手・伝達</p> <p>(1) 兵庫県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、警戒宣言等の情報伝達について国の機関からの特に定められた経路はないため、情報の入手・伝達は次により実施することとする。</p> <p>① テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手 ② 神戸地方気象台からの情報の入手</p>	<p>組織名変更による修正</p> <p>組織名変更による修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
385	第4編 災害復旧計画 第1節 災害復旧事業の実施 第2 内容 1 災害復旧事業の種類 (1) 公共土木施設復旧事業	401	第4編 災害復旧計画 第1節 災害復旧事業の実施 第2 内容 1 災害復旧事業の種類 (1) 公共土木施設災害復旧事業	所管課からの修正意見に基づく修正
386	2 激甚災害の指定 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業 コ 婦人保護施設災害復旧事業 サ 感染症指定医療機関災害復旧事業 シ 感染症予防事業 ス 堆積土砂排除事業 { (公共的施設区域内) (公共的施設区域外) セ 湛水排除事業	402	2 激甚災害の指定 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 ク 障害者福祉施設災害復旧事業 ケ 婦人保護施設災害復旧事業 コ 感染症指定医療機関災害復旧事業 サ 感染症予防事業 シ 堆積土砂排除事業 { (公共的施設区域内) (公共的施設区域外) ス 湛水排除事業	所管課からの修正意見に基づく修正
387	(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置 ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業 コ 婦人保護施設災害復旧事業 サ 感染症指定医療機関災害復旧事業 シ 感染症予防事業 ス 堆積土砂排除事業 { (公共的施設区域内) (公共的施設区域外) セ 湛水排除事業	403	(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置 ク 障害者福祉施設災害復旧事業 ケ 婦人保護施設災害復旧事業 コ 感染症指定医療機関災害復旧事業 サ 感染症予防事業 シ 堆積土砂排除事業 { (公共的施設区域内) (公共的施設区域外) ス 湛水排除事業	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
	第4編 災害復旧計画		第4編 災害復旧計画	
	第3節 住宅の復旧・再建支援		第3節 住宅の復旧・再建支援	
	第2 内容		第2 内容	
	1 住宅復旧の主な種類と順序		1 住宅復旧の主な種類と順序	
391	(5) 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施。	407	(5) 土地区画整理法による <u>土地区画整理事業の計画及び実施</u>	所管課からの修正意見に基づく修正
	4 被災住宅に対する融資等		4 被災住宅に対する融資等	
	(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付		(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付	
392	④ 条件(平成25年4月17日現在)	408	④ 条件(<u>平成26年4月1日現在</u>)	現状にあわせた時点修正
	ア 融資限度額(建設融資の場合)		ア 融資限度額(建設融資の場合)	
393	住宅 耐火・準耐火・木造(耐久性)構造… 1,460万円	409	住宅 耐火・準耐火・木造(耐久性)構造… <u>1,500万円</u>	
	土地取得費 …… 970万円		土地取… 970万円	
	整地費 …… 390万円		整地費 …… <u>400万円</u>	
	イ 貸付利率		イ 貸付利率	
	年1.20%(平成25年4月17日現在)		<u>年1.28%(平成26年4月1日現在)</u>	
	6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付		6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付	
	兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下「(公財)共済基金」という。)が共済給付金を給付することとする。		兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下「(公財)共済基金」という。)が共済給付金を給付することとする。 <u>(→再掲「第2編第6章第5節 住宅再建共済制度の推進」)</u>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
397	<p>第5編 災害復興計画</p> <p>第2節 復興計画の策定</p> <p>第2 内容</p> <p>1 復興計画の基本的な考え方</p> <p>県は、県の総合計画等との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに被災市町の復興計画との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。</p>	413	<p>第5編 災害復興計画</p> <p>第2節 復興計画の策定</p> <p>第2 内容</p> <p>1 復興計画の基本的な考え方</p> <p>県は、県の総合計画等との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに被災市町の復興計画との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。</p> <p><u>市町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本指針に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。</u></p> <p><u>県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて職員の派遣にかかるあつせんに努めることとする。</u></p>	<p>国防災基本計画にあ わせた修正</p>

